

鳥取県監査委員公告第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人勝部不二夫から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により次のとおり公表するとともに、同条第2項の規定により提出された意見を併せて公表する。

平成22年3月26日

鳥取県監査委員	山	本	光	範
鳥取県監査委員	米	田	由	起
鳥取県監査委員	伊	木	隆	司
鳥取県監査委員	山	根	眞	知
鳥取県監査委員	内	田	博	長
鳥取県監査委員	山	田	幸	夫

第1章 監査の概要

第1 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

第2 選定した特定の事件

特定の事件は選定せず、財団法人鳥取県産業振興機構の財務の執行状況全般を対象とした。

第3 監査の対象とした理由

次の理由から事件を選定した。

- 1 県内の産業を振興するという使命をもって、さまざまな事業を執行している。
- 2 その業務上の使命のために、いかなる予算執行を行っているかは県民の関心事である。
- 3 過去の包括外部監査において部分的に監査対象となっていたが、今回はさらに視野を広げた監査をする必要性を感じた。

第4 監査を実施した期間

平成21年8月17日から平成22年2月26日まで

第5 実施した監査の方法

1 主な監査対象部署

財団法人鳥取県産業振興機構

2 主な監査手続

必要と認めた決算資料を入手し、その内容を検証するために県の条例等を確認し、事務手続を正確に執行しているかどうかを基礎資料と照合し、及び質問することにより確認した。

第6 包括外部監査の実施者

外部監査人	公認会計士	勝部 不二夫
外部監査人補助者	税理士	村山 敏隆
外部監査人補助者	会計事務所職員	矢野 年宏

第7 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、外部監査人及び補助者は地方自治法第252条の29に規定する利害関係はない。

第2章 県内産業の振興への公的支援の必要性

お金があれば幸せになるわけではない。しかし、お金がなくて幸せになれないことは多い。企業社会が豊かにならなければ雇用は増えず、税収も増えず、政策のための財源もできない。

平成20年9月のアメリカ発の金融不況までの日本経済は、多少の浮き沈みはあったにしても輸出産業を中心に高収益を維持していた。

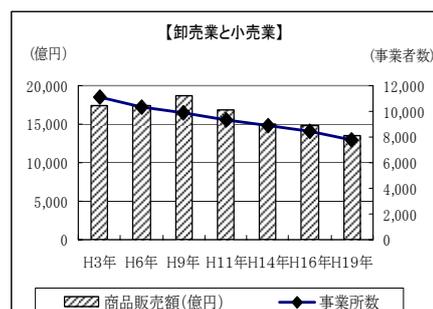
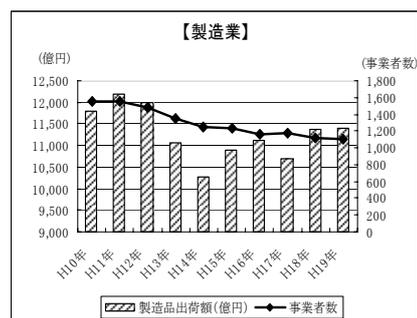
しかしながら、右下に示したグラフを見るとここ 10 年間の鳥取県の第二次産業及び第三次産業が長期低落傾向にあることが分かる。

従業者数 4 名以上の製造業者は、平成 10 年には 1,548 業者であったのに対し、平成 19 年には 1,110 業者と 28 パーセント減少した。製品出荷額のこの 10 年間のピークは平成 11 年の 1 兆 2,194 億円、県内大企業の生産調整の影響のための浮き沈みは見られるが平成 19 年の製品出荷額は 1 兆 1,408 億円と低下傾向にある。

卸売業と小売業の事業者数は、平成 13 年には 11,062 業者であったのに対し、平成 19 年には 7,770 業者と 6 年間で 30 パーセントも減少している。商品販売額は、平成 13 年には 1 兆 7,500 億円であったのに対し、平成 19 年には 1 兆 3,481 億円と約 4,000 億円（23 パーセント減）も減少した。

大手企業は自立的に打開策を考えそれを実行する力があるが、県内中小企業は資金不足、人材難、技術開発力不足のため考えることはできても実行力に欠ける。欠けているものを公的支援により補っていく必要がある。

道路・港湾等のインフラ整備だけでなく、経営相談や国内・海外の商談会への出展、研究機関と民間事業者の連携等ソフト面での公的支援により県内産業の底上げをしなければ幸福は訪れない。



第 3 章 財団法人鳥取県産業振興機構の概要

第 1 組織の目的

財団法人鳥取県産業振興機構は、県内企業の高度化、情報化の推進並びに企業の創業及び経営革新の支援を行うとともに、県内における新たな産業の創出を推進し、地域経済の活性化を図り、県産業の発展に寄与することを目的に、財団法人鳥取県中小企業振興公社（昭和 48 年 7 月 23 日設立認可）、財団法人鳥取県工業技術振興協会（昭和 61 年 4 月 26 日設立認可）、財団法人鳥取県中小企業情報センター（平成 5 年 10 月 1 日設立認可）が統合し、平成 12 年に設立された。

第 2 組織の沿革

現在の鳥取県産業振興機構は、鳥取県の外郭団体であった旧中小企業振興公社、旧工業技術振興協会及び旧中小企業情報センターの 3 つの財団法人が平成 12 年度に統合されてできたものである。その沿革を、次に年表形式で示している。

昭和 48 年 7 月 23 日	財団法人鳥取県中小企業振興公社が設立される。
昭和 61 年 4 月 26 日	財団法人鳥取県工業技術振興協会が設立される。
平成 5 年 10 月 1 日	財団法人鳥取県中小企業情報センターが設立される。
平成 8 年 4 月 1 日	中小企業振興公社が、現住所である鳥取市若葉台へ移転する。
平成 11 年 12 月 21 日	中小企業振興公社が、旧・新事業創出促進法第 19 条に規定する中核的支援機関として県から認定を受ける。
平成 12 年 4 月 1 日	上記 3 財団法人を統合し、財団法人鳥取県産業振興機構が設立される。
平成 12 年 5 月 9 日	中小企業支援法（昭和 38 年法律第 147 号）第 7 条に規定する中小企業支援事業のうち特定支援事業を行わせることができる法人（鳥取県中小企業支援センター）として県から指定を受ける。

平成 14 年 11 月 16 日	株式会社新産業創造センター解散に伴い、財団の施設として以下の資産を取得する。 土地 3,497.38 m ² 、建物 鉄筋コンクリート 2 階建 延 3,281.37 m ²
平成 17 年 10 月 12 日	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成 11 年法律第 18 号）に基づき、中核的支援機関として県から改めて認定を受ける。
平成 18 年 4 月 1 日	海外展開支援事業を開始する。
平成 21 年 4 月 1 日	地域力連携拠点の認定を国から受ける。

第 3 組織の活動状況

1 事業の重点目標

財団法人鳥取県産業振興機構（以下「機構」という。）は、平成 14 年度に「起業化支援の推進」、「人材育成の推進」、「販路開拓の推進」の 3 つの重点目標を掲げ、さらに平成 16 年度に「賛助会員への支援」を加え、平成 18 年度に「産学金官の連携促進」を掲げ、県内の経営のサポートセンターとしての体制を充実させてきている。

県内の中小企業に欠けている進取の精神、有能かつ継続的な人材育成、販路の開拓等の支援を基本業務とする公的機関である。それら機構の中核業務を土台として、鳥取県内の地域資源・人材・知的財産等を融合するため産業界・県内地方自治体・学校・金融機関との連携促進により次世代に向けた産業振興の芽を育成する発展型の姿を目指した活動を行っている。

2 県内企業への認知向上活動

県内産業を振興するためには、機構だけが空回りしてはできない。機構の存在及び事業内容を県内企業に広く知ってもらえなければ、機構の業務の押し付けだけになってしまう。

機構と県内中小企業との双方向性のある信頼の太いパイプを築くためには、機構の業務内容を周知させ、それが認められることが必要である。そのために賛助会員を募っている。賛助会員数は、平成 14 年 4 月現在の 368 会員が平成 20 年度末には 690 会員へ増加しているが、会員の増加数は近年頭打ちである。

法人会員の年会費は一口 2 万円と定められている。企業側の会費負担は、機構職員の励みにつながるものである。季刊誌「産業支援プラザ」の発行やインターネットサイトでの広報活動を行っている。この広報活動を通じて良質な支援活動実績を示し、産業振興のための広報活動を行っている。地道な日常活動の成果が賛助会員の増加につながると思っている。

3 産業支援プラザ体制

機構は、機構本部と同所に県内の本部を置く社団法人発明協会鳥取県支部、隣接した地方独立行政法人鳥取県産業技術センターとともに「とっとり産業支援プラザ体制」として一致協力して県内産業の育成支援事業を行っている。

第 4 基本財産等

1 基本財産

企業の資本金に相当する基本財産の金額は 2,900 万円である。出資者は、鳥取県 1,500 万円、県内 4 市 200 万円、金融機関 520 万円、民間企業 600 万円、商工団体 60 万円、機構 20 万円である。

2 基金

機構は事業目的別に 6 つの基金を設定している。その中で、恒久的な基金として保有している 2 つの基金名、基金総額、主な出資者及び運用資産を次の表に示している。

（金額単位：千円）

基金名	基金総額	主な出資者	運用資産
情報化基盤整備促進基金	300,000	国・県	鳥取県債
研究開発基金	365,584	県・市・民間企業	国債他

情報化基盤整備促進基金は、機構が運営するインターネットプロバイダー事業トリトン等の運営用の基

金であり、運用資産から得る利息を財源として運営費用を賄っている。

研究開発基金は、新事業を創出するために県内企業等を参画させた研究会を開催し、研究会の成果を事業化するための助成金を賄うことを目的とした基金であり、運用資産から得る利息を事業費の財源としている。

第5 組織及び所掌業務

平成20年12月1日現在の、機構の部名・課名・職員数及び主な所掌事務を次の表にまとめている。

部名	課名	職員数	(うち非常勤等)	主な所掌事務
総務企画グループ	事務局長 総務企画グループ	6	(4)	理事会、予算・決算、施設管理、庶務、情報
企業支援部	経営支援グループ	4	(2)	経営改善支援、販路開拓支援、海外販路開拓支援、設備貸与(融資管理)
	販路開拓グループ	9	(6)	
	海外支援グループ	5	(1)	
新事業創出部	新事業支援グループ	8	(6)	競争的資金事業、次世代・地域資源等育成
大学連携推進室	人材育成支援グループ	9	(7)	ものづくり人材の育成、地域産業活性化協議会
企業再生支援室		8	(8)	中小企業の再生支援
西部支部 (米子市日下)	企業支援グループ	7	(5)	西部地域の窓口相談、企業のビジネスサポート
	大学連携推進室 西部駐在	6	(6)	都市エリア産学官連携、高専ものづくり人材
計		62	(45)	

機構の目標とする「起業化支援の推進」、「人材育成の推進」、「販路開拓の推進」、「賛助会員への支援」、「産学官の連携促進」を推進するための部課編成をしている。

機構本部は鳥取市若葉台を拠点として活動している。西部支部を米子市日下の鳥取県産業創出支援館内に設置している。

事業の前線に立つ実務者である非常勤等(非常勤職員と臨時的任用職員)が職員の7割強を占めている。事業の内容に応じ人材を募集し、応募者の中から職種に応じた職務経験と能力を有する人材を雇用するという人事政策を採用している。人材の有効活用という面からみれば合理的な組織といえるが、雇用面から見れば非正規雇用に支えられている人的構造であり不安定性は否めない。

県の商工労働部からの出向者が6名、県内の市職員の出向者が2名、県内金融機関からの出向者が3名いる。これらの者は、おおむね管理職に就いている。これらの者の出向期間は2年又は3年であり、継続的な専門職としての任務を果たせない職位に就かざるをえないからである。

常勤の理事長と6名の正規職員が組織の核となっている。理事長は現在の地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの出身者であり、製造技術等に精通し県内企業に幅広い人脈を有する人である。正規職員のうち4名は50歳代である。正規職員の少なさと年齢構成から考えて、10年後には機構の業務全般を理解している者が少なくなることが目に見えている。

第6 機構の財源元・事業形態別分類

機構の事業を財源元及び事業形態別に分類した。機構のほとんどの事業が国・県からの補助事業あるいは委託事業であるため、機構の事業費財源を整理しておくことが必要と考えたからである。

(金額単位:百万円)

会計区分と事業名	財源元	事業形態	経常	経常	一般正味財産増減額
			収益	費用	

一般会計	国・県、機構 自主	主に補助金型	318	308	10	
特別 会計	創造的中小企業育成支援事業	国・県	融資業務型	2	2	0
	新産業創造支援事業	国・県	融資業務型	1	1	0
	設備貸与事業	国・県・金融 機関	融資業務型	164	164	0
	中小企業ハイテク設備貸与事業	国・県	融資業務型	102	102	0
	設備資金貸付事業	国・県	融資業務型	0	0	0
	施設管理事業	機構自主	貸室収益事業型	45	45	(注)△0
	再生協議会事業	国	委託型	97	97	0
	都市エリア産学官連携促進事業	国	委託型	92	92	0
	次世代・地域資源産業育成事業	国・県	基金型	92	4	89
	工業高校実践教育導入事業	国	委託型	13	13	0
	戦略的基盤技術高度化支援事業	国	委託型	67	67	0
	高専等活用中小企業人材育成事業	国	委託型	13	13	0
	地域資源活用研究開発事業	国	委託型	30	30	0
	中心市街地商業活性化推進事業	国・県	基金型	21	36	△15
	農商工連携促進事業	国・県	基金型	1	0	1
(注) 100万円未満のマイナスであった。		合計金額	1,058	973	85	

機構は一般会計と特別会計に区分した会計単位制を採用している。すべての事業は、事業の財源元に対して事業費の予算申請、事業結果による決算報告を行うことになっている。そのためにはすべての事業を個別に区分計算した方が望ましいのであるが、事業の根拠法令上特別会計を設置しなければならない事業及び機構の判断で個別に収支状況等を把握する必要があると認めた事業を特別会計として区分経理している。根拠法令上特別会計の設置を求められない事業は一般会計の中で事業別の区分計算を行っている。

財源元は、事業費財源を負担する機関である。機構の事業費の財源元の多くは国と県であり、金融機関が財源元に加わる事業もある。また事業の中には、機構独自事業がある。例えば、機構の賛助会員向けの種々の支援業務や機構が所有する機構本部の建物の貸室業が独自事業に該当する。

事業形態は、事業費の財源元と機構とが取り交わした業務運営方法を表したものである。包括外部監査人の見解で事業形態を次のように分類した。

- (1) 補助金型 国や県の補助金対象事業。補助対象事業を執行し、補助対象経費のみが支弁される。
- (2) 融資業務型 主に融資先あるいは保証先からの融資金の回収・受取利息・保証料を運営財源にする事業
- (3) 委託型 財源元と機構との委託契約に基づく事業。委託契約が規定する業務を認められた事業費の範囲内で執行する。
- (4) 基金型 県及び中小企業基盤整備機構からの借入金を財源に基金資産（有価証券・定期預金）を購入し、その運用益で事業費を賄う事業
- (5) 貸室収益事業型 機構が所有する不動産を他の事業者へ賃貸する事業

参考までに、一般会計と特別会計の区分ごとに企業会計の損益計算書に該当する「一般正味財産増減計算書」の経常収益と経常費用及びその収支差額に当る正味財産増減額を示している。

機構の事業は、事業費を補助金や委託金で支弁されることになっている。よって、収支差額は基本的にゼロになるのが正常な姿であるが、機構の自主事業が含まれる一般会計では約1,000万円のプラスの収支差額となり、機構の不動産を賃貸する貸室収益事業では若干のマイナスとなっている。

特別会計のうち「次世代・地域資源産業育成事業」が大きなプラスの収支差額となっているのは、基金運用利息の収入はあったが事業認定対象企業に対する助成金支出の執行が後年度になるからである。「中心市街

地商業活性化推進事業」の収支差額がマイナスとなっているのは、事業の推進状況が芳しくないために国・県に対する基金財源の返還金があったためである。「農商工連携促進事業」は、平成21年3月から開始した事業であり、基金運用利息の計上はあったが、事業費の支出がなかったことにより若干のプラスの収支差額となった。

第7 機構の財務諸表を理解する上での留意点

機構の事業のほとんどは国・県の補助事業あるいは国からの委託事業となっている。補助事業あるいは委託事業は、前者は補助金交付要綱により補助対象経費の範囲が決められ、後者は委託元と機構との契約に従い委託料対象となる委託費の範囲が決められている。

このことが機構の会計の計算体系を規制している。委託事業の企業会計の利益に該当する当期正味財産増減額(収支差額)の多くがゼロとなっているのは、委託元から認められた事業費を集計し、その事業費の決算額を委託料として請求するからである。帳尻合わせをしているのではなく、認められた事業費額だけが支弁されることになっているために事業収益と事業費用が同額となるのである。

委託契約上認められない経費は、一般会計の中の会計区分である賛助会事業費に含まれ、機構が独自財源で賄わなければならないとなっている。例えば国からの委託事業を申請する際に、中国経済産業局まで出張して説明しなければならない。この旅費交通費は、委託費として認められないのである。

個別事業をみると、人件費を含めている事業と含めていない事業がある。

県内企業が県外あるいは海外で開催される商談会に出展することを支援する事業がある。機構の担当職員が出展者を募り、出展商品等を審査し、説明会を行い、出展会場に立ち会っているのに、この事業の担当者の人件費はこの事業の事業費とは扱っていない。この担当者の人件費は、共通的な経費を補助する事業に含めているのである。

一方、特別会計のほとんどは専任者の人件費を事業費に含めている。これは、その事業の補助対象経費あるいは委託対象経費に専任者の人件費を含めることが定められているからである。

機構が公表している事業別の財務諸表は、補助金等交付要綱に従った補助金等対象経費別に区分経理することを優先しているため、その事業に要した間接経費を含めた経費総額を表していない。

機構の会計事務は補助金等交付要綱に規制される計算構造になっている。この点は、問題というよりも機構の財務諸表を読み解く上での留意点である。

第8 指摘事項 「機構の基本財産中の機構出資額20万円を解消すべきである」

基本財産の出資の中に機構自らの出資額が20万円存在する。これは、平成12年に統合した旧鳥取県中小企業情報センターの有していた出資額である。機構の基本財産を機構自体が持っていることは認められることではない。解消すべきことである。

第9 意見 「組織力の維持・向上のために正規職員の確保が必要である」

職員総数62名中、正規職員数は6名と少なく、10年以内に4名の男性職員は定年退職を迎えてしまう。機構の継続的な事業を遂行するためには、組織運営の中核となる人材を複数人確保し育てなければならない。

多数の非正規職員はそれぞれが職務経験を有する有為な人材であるが、通常1年の短期間雇用の身分であり、その人の知恵と経験等といった言葉で表せない暗黙知の知が機構の財産として伝承されていくものではない。

県内企業の人材育成の推進が機構の目標の一つになっている。県内企業の人材育成に力を注ぐだけでなく、足元の人材を確保し育成することも忘れてはいけない。

第4章 一般会計に含まれている事業

第1 事業化育成支援事業

1 事業の内容と実績

機構の事業執行上の大きな目的は、起業化支援の推進である。機構が起業化支援推進のために職員を雇用し、その者を中心として県内中小企業の相談体制を作り、実際に企業側の相談を受けとめ、適切な助言を行う。この日常の業務の積み重ねこそが、信頼される機構の土壌となる。良い土を作り、そこに種(シズ)をまく、水と肥料を施し、産業という樹木を育て大きな木にする。そこから収穫した実を県外や海

外に向けていく。

起業化支援の具体的な姿として、県内企業の新製品開発や経営革新等に取り組む中小企業に対する企業巡回、電話による相談、出張相談会の開催、各種のセミナーの開催などを行っている。

起業化支援を推進するために、大企業等の出身者4名をマネージャーとして雇用している。いずれも公募により採用された非常勤職員である。これらマネージャーの得意分野は、製造業・食品業マーケティング支援、技術開発・製品開発支援、ビジネスプラン作成支援、企画・広告関連コンサルティング等である。

平成20年度に4名のマネージャーが行った企業からの相談実績は1,677件であった。相談形態は、企業訪問が1,329件、企業側の来所・電話相談が348件であった。積極的に企業を訪問し、企業側の経営上の悩みを聞きだし、相談に応じている姿が見えてくる。マネージャーの過去5年間の相談件数を次に表した。

区分	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	5年累計
件数	1,880件	1,779件	1,956件	2,486件	1,677件	9,778件

平成20年度の相談件数が過去の相談件数と比較して少なかったのは、平成20年9月に始まった金融不況のため中小企業の経営者が資金不足対応に苦慮し、前向きな相談に向かわなかったからであると機構の担当者から説明を受けた。

人口規模71万人の静岡市の公的産業支援施設の平成20年度の相談実績が966件、人口規模95万人の千葉市の公的産業支援施設の平成20年度の相談実績が1,940件であった（雑誌WEDGE（株式会社ウェッジ発行）の2009年8月号から引用）。

鳥取県の人口規模60万人からみると、機構の相談件数は多いといえる。県内企業に共通して欠けている分野を得意とするマネージャーを配置して県内企業の要請に応じていると考える。

平成20年度の相談内容をみるとマーケティング784件、ビジネスプラン作成327件、技術・生産関連89件と、この3分野で7割強となっている。県内の中小企業の課題が、売力、経営計画策定、技術開発にあることがわかる。

2 事業費

機構とマネージャーの雇用契約は、日給3万1,500円で月17日勤務となっている。4名のマネージャーに対する平成20年度の給与及び福利厚生費の負担額は3,178万円であった。この金額のうち10分の9が県からの補助金で充当されている。この給与負担額3,178万円を単純に相談件数で除すると相談1件当たりの人件費は約1万9,000円となる。訪問に要する交通費を考えると、1件当たりの経費は約2万円となる。

この金額を見ると高額感がある。相談を有料化すべきであるという議論が出てくるであろう。しかし、企業の相談を受けることは、県内産業の振興を目的とする機構の業務の入り口であり、この入り口を有料化することは機構と県内企業の接点の場を狭小化することにつながると考える。有料化により、機構が縁遠い存在になってしまえば、機構の存在意義が失われることになる。

賛助会員になれば年会費（基本は一口2万円）を負担しなければならない。機構から受ける日常的な支援に対する基礎的対価であると考えている。良い支援業務を積み重ねることにより、相談者に積極的に賛助会員になることを勧奨すべきである。

マネージャー1人当たりの年間実働日数は204日である。平成16年度から平成20年度までの間の相談累計数で計算すると1人・1日当たり平均2.4件の相談を受けている計算になる。

企業訪問を主体とする相談、企業の経営者の話をじっくりと聞く、そしてそれに対する助言を考え、適切な指導を行う。訪問日以後の助言もあるので、1人・1日当たり平均2.4件の相談実績は多すぎず、少なからずの件数であると感じた。

3 監査の結果

問題となる事項はなかった。

第2 専門家派遣事業

1 事業の内容と実績

機構は、創業や経営の向上、経営革新を図ろうとする中小企業を支援するため、県内の中小企業等の依頼により、登録した専門家（中小企業診断士、技術士、公認会計士、ITコーディネーター等）を企業に派遣して、「経営診断」、「技術改善」、「ISO取得」、「情報化」、「ビジネスプラン作成」等の支援を行っている。

専門家派遣事業は登録している外部の専門家を派遣するため、機構は専門家に対して謝金を支払い、その謝金の半額を派遣先企業から徴収している。専門家に対する謝金単価と派遣先の企業負担額を次の表にしている。

区 分	専門家への謝金	企業負担
1日	39,000円	19,500円
半日(5時間未満)	19,500円	9,750円
旅 費 日 当	上限 45,000円	上限 22,500円

専門家に対する謝金は1日当たり3万9,000円に設定している。派遣先企業の負担額は、その半額1万9,500円である。

派遣回数は年間6回を上限としている。派遣を要望する企業は、機構に必要事項を記載した申込書を提出する。機構は、書類審査、必要と認めれば聞き取りを行い、最適な専門家の選定を行っている。

専門家派遣時に機構の職員が同行することになっている。相談後、専門家からの報告書、派遣先企業からのアンケートを入手し、その後の企業支援の材料としている。

平成16年度から平成20年度までの間の専門家の派遣実績数、派遣企業数及び登録専門家数を次の表にまとめた。

区 分	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
派遣実績数(注)	241件	429件	368件	298件	233件
派遣企業数	54社	64社	59社	47社	38社
登録専門家数	46名	59名	71名	85名	97名

(注) 派遣実績数は、半日も1件として扱っている。

この間の派遣実績数は、平成17年度の429件をピークに減少傾向にある。派遣企業数も同様の傾向になっている。機構は登録している専門家数を徐々に増やしてきている。機構は専門家による相談体制を厚くしている。

平成20年度の相談の内容は、経営全般68件、IT関係52件、ISO関係50件、技術・生産関係49件、その他14件であった。

2 事業費

平成20年度の専門家派遣事業に係る事業費は、専門家に支払う謝金659万円、専門家の旅費175万円の合計834万円であった。派遣先の負担額、つまり機構の受取額はその金額の半分417万円であり、会計上は一般会計の受取負担金勘定として事業収益に計上している。県からの補助金受取額は、事業費834万円から派遣先負担額417万円を控除した417万円であることを確認した。この事業に対する県の負担は417万円となる。実質上、県から派遣先企業への助成金とみることができる。

この専門家派遣事業の派遣先企業1社当たりの県負担額は約11万円（県負担額417万円÷派遣企業数38社）となる。専門家派遣先が偏るようなことになると公平性を失ってしまう。一企業に対する年間派遣件数に6回の上限があるのは、公平性の視点と予算上の制約からと考えている。

複数回の派遣を受けている企業が多い。専門家と派遣先企業の相性が合ったこと、専門家からの的確な助言に対する高い評価、事業をもっとよくしたいという経営者の強い意識の表れである。派遣先企業は、この制度による利益を十分に享受していると考ええる。

3 意見「派遣先負担の増額を検討すべきである」

専門家派遣費用の半額を派遣先企業が負担しているとはいえ、個々の企業に専門家を派遣するために1

社当たり 11 万円もの県費を負担している。専門家派遣は、機構が斡旋・紹介をする程度にとどめることを検討しなければならないと考える。例えば、紹介した初回だけを県が半額負担するという制度である。斡旋・紹介した後は、専門家と派遣先企業の個別相談契約にもっていかなければならない。なぜなら、専門家派遣の利益を享受するのは派遣先企業だけだからである。

第3 販路開拓支援事業

より良い製品を造っても、それが売れなければ産業振興に繋がらない。マーケティングができない、大手企業への販売ルートを作れない、営業できる要員がない。県内の多くの中小企業が抱える課題である。その課題を支援するのが販路開拓支援事業である。機構は、県内企業と大手企業等とのビジネス・マッチング（営業紹介）を事業の根幹に置いている。

1 受発注情報等収集提供事業費

(1) この事業の担当者

機構は、県内企業が不得手とする県外の売上先を探すことの支援を行っている。この業務のために企業取引コーディネーター2名と東京・大阪・名古屋に各1名の発注開拓コーディネーターを配置している。

大都市圏の発注開拓コーディネーターは、大手企業等を訪問し県内企業の紹介、県外企業の求めている商製品の情報収集等を行っている。このコーディネーターは、大手企業等に勤務する者に対する幅広い人脈を有する等の条件により公募し、採用された非常勤職員である。月額固定給与 27 万 1,800 円と通勤交通費の実費、そして成果実績に応じたインセンティブ（成果賞与）を支給している。このコーディネーターは、県内企業の技術力等の情報を知る必要があるため鳥取県内の企業訪問も行っている。また、県内の一企業がいきなり大企業を訪問しても面会を断られることが通例の中、コーディネーターの同行により面談の機会を得ることもできる。

企業取引コーディネーターは、機構本部と西部支部（米子市）に各1名配置されている。このコーディネーターは、県内企業を訪問して企業の新製品開発動向、商製品の販路情報の伝達等の業務を行っている。給与は月額 9,800 円、勤務日数は、機構本部のコーディネーターは月 15 日、西部支部のコーディネーターは月 17 日となっている。成果実績に応じたインセンティブ（成果賞与）の支給を受けている。

(2) 企業訪問等の実績

平成 16 年度から平成 20 年度までの企業訪問等の実績を次の表にまとめている。

区 分		H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度
訪問企業 先 数	発注開拓コーディネーター	(注)1,186 社	(注)1,468 社	554 社	710 社	449 社
	企業取引コーディネーター			747 社	849 社	624 社
発 注 案 件 数		188 件	341 件	70 件	153 件	87 件
取 引 成 立 件 数		42 件	21 件	14 件	60 件	51 件
取引成立金額（初回の実績）		75 百万円	67 百万円	41 百万円	109 百万円	95 百万円

（注） H16 年度及びH17 年度については、区分を把握していない。

訪問企業先数は増加傾向にあったが、平成 20 年度は平成 20 年 9 月のアメリカ発金融不安から大企業を始めとした急速な景気悪化により訪問数が減った。大手企業側が面談を断るケースが増えてきたと聞いた。それでも、それまでの日常の販路開拓業務の積み重ねにより取引成立金額は 1 億円近くとなっている。

(3) 事業費

平成 20 年度の受発注情報等収集提供事業費総額は 2,107 万円であった。このうち、担当職員 5 名に

対して支給した謝金（給与）が 1,478 万円、職員の社会保険料負担が 77 万円と人件費合計で 1,555 万円と事業費全体の約 74%を占めている。県外のコーディネーターが鳥取県内に出張するのに要した出張旅費等の旅費交通費が 210 万円、県外の企業に県内企業を紹介するための企業ガイドブック 500 部の制作費（増し刷り）に 98 万円、その他コーディネーターの通勤手当、県外事務所の家賃・光熱水費等に 244 万円の経費を要している。

平成 20 年度の事業費 2,107 万円に対する県費からの補助金は 1,959 万円になっている。前年度の同事業に対する県費からの補助金は 2,111 万円、前々年度は 1,796 万円であった。

個々の企業では困難な県外向けの販路開拓事業に、5 年間平均約 2 千万円弱の県費が投入されている。それに対する効果は、販路開拓の初回取引成立金額で計算すると 5 年間平均 8 千万円弱である。その後の取引成立にも十分に繋がっていることを考えれば、効果性はあると考える。

一企業が単独で大都市圏に拠点を設けることには、人的にも経費的にも難しい。機構が大都市圏にコーディネーターを常駐させ、販路開拓事業を行っていることを評価する。

(4) 監査の結果

問題となる事項はなかった。

2 商談会開催事業

(1) 販路開拓事業の商談会

機構は、新規受注に意欲的な県内中小企業を支援するため、大都市圏の大手メーカーとの技術提案展示・商談会、食品相談会や県内誘致企業との商談会を企画・実施している。

ア 広域展示・商談会

平成 20 年度に県内企業に参加を募った広域展示・商談会は、県単独主催の商談会 1 回、他県・他市あるいは他県の産業振興事業を実施する財団との合同開催の商談会 7 回、合計 8 回であった。自動車部品等の受注機会を増やす目的で参加している。すべて、県外で行った商談会であった。この商談会による、商談件数は 161 件に及んでいる。参加した商談会を次にまとめている。

商 談 会 名	参 加 企 業		商談件数
	発注企業	受注企業	
ダイハツ工業株式会社展示・商談会	11 社	13 社	成立 1 件 継続中 2 件
中国ブロック合同商談会	68 社	19 社	68 件
あまがさき取引拡大商談会	25 社	5 社	15 件
マツダ株式会社展示・商談会	150 社	8 社	5 件
マツダ カーエレ関連個別商談会	9 社	4 社	10 件
日産自動車株式会社展示・商談会	130 社	12 社	継続中 9 件
三菱自動車株式会社 3 県合同展示・商談会	55 社	18 社と鳥大	継続中 31 件
あまがさき取引拡大商談会	15 社	5 社	20 件

イ 食品商談会（食のみやこ鳥取県）

食品商談会は、県内で 3 回（通算 4 日）実施している。県外のバイヤーが来県し、バイヤーに「食のみやこ鳥取」をアピールする県単独主催の販路開拓商談会である。参加企業数は、買い手企業合計 16 社、売り手企業合計 145 社、商談件数は 264 件に及んだ。この商談会に対する県内企業の期待の大きさは出ているが、買い手企業数の少なさは今後の課題となる。「食のみやこ鳥取」を標ぼうしているが、全国的に鳥取県の食のすばらしさを浸透させるには、まだまだ時間とお金を要するであろう。

(2) 事業費

平成 20 年度に開催した商談会回数は 11 回、それに要した機構の事業費は 415 万円であった。同額

を県からの補助金で賄っている。商談会1回当たりの経費は、約38万円になっている。意外と経費を要していないと感じた。この事業は機構総がかりで行う事業のため担当者の人件費が補助対象事業費となっていないためである。それと、広域展示・商談会のうち県主催のものは1件であり、その他7件は他県又は他県の同種の財団との合同開催の展示会への参加であったため経費を要さなかったことによる。

事業費の内訳は、商談会開催のための旅費130万円、会場賃借料等（会場設営料を含む）97万円、参加企業に配布する資料作成費88万円、商談会展出企業に対する説明会等の会議費78万円、その他22万円であった。機構は、出展企業から参加料はとっていない。出展企業は、商談会に参加する要員の派遣、それらの旅費交通費、商品の搬入費等を負担しているからである。

(3) 意見「出展企業の営業成果に応じた参加料の徴収を検討すべきである」

このような商談会に参加することは県内企業の技術を磨く、新製品開発力をつける等の底上げにつながるものとする。商談会事業は大いに進めるべきであるが、商談会による取引成立の経済効果は、個々の企業に帰属するものである。商談会による、個々の事業者の製品の営業成果に応じた参加料を求めることを検討すべきである。

3 ビジネスパートナー発掘支援事業

(1) 事業の内容と成果

機構は、食品・電子・電機分野における全国規模の専門フェアに鳥取県ブースを設置し、新製品・新技術を保有する県内中小企業の新規取引先の獲得・販路拡大を支援する事業を行っている。

平成20年度に機構が県内企業に参加を募った専門フェアは次の2つであった。

ア ELE TRADE 2009

このフェアは、あらゆる分野に必要な電子部品・デバイスが集まる民間企業主催の専門商談会である。会場は東京ビッグサイト、会期は平成21年1月28日から3日間、フェア開催中の総来場者数は6万人であった。

会場内に鳥取県のブースを設営した。鳥取県の県内企業の参加は5社、出展製品は、LED関連製品、精密板金プレス加工品ほかであった。会期中の成果は、商談件数40件、商談成立件数はゼロであった。

イ FOODEX JAPAN 2009

このフェアは、社団法人日本能率協会ほか主催のアジア最大級の食品・飲料専門展示会である。会場は千葉県の幕張メッセ、会期は平成21年3月3日から4日間、フェア会期中の総来場者数は8万人弱であった。

会場内に鳥取県のブースを設営した。県内企業の参加は13社、県産の食材を使った食品を出展している。会期中の成果は、見積もり依頼48件、試作依頼10件、サンプル請求69件であった。

(2) 事業費

この2つの全国専門フェアに要した機構の事業費は782万円であった。全額が県の補助金で賄われている。2つのフェアへの参加企業は18社であり、機構を通じて県は1社当たり43万円の経費を支出していることになる。

事業費の内訳は、会場賃借料389万円、ブースの装飾委託費350万円、機構職員のフェア開催に係る旅費交通費38万円、その他5万円であった。

会場賃借料が高額である理由は、関東圏で開催する全国規模のフェアに参加するためには、それなりの経費を要するからである。ブース1小間の広さは縦・横3メートル、「ELE TRADE 2009」においては5小間分で217万5,000円の賃借料を要し、「FOODEX JAPAN 2009」では5小間分157万5,000円を要した。

ブースの装飾料も高額となっている。他都道府県を始め、多くの民間企業が出展する全国フェアにおいて鳥取県の存在感を強くアピールする必要があるため、2つのフェアの装飾業者の選定にはプロポーザル方式（金額で入札するのではなく、装飾の企画力と施工力で競う方式）を採用した。

参加企業からは参加料はとっていない。参加企業から回収したアンケートによれば、「ELE TR ADE 2009」参加企業の平均経費額（人件費は含まず。）は約 60 万円、「FOODEX JAP AN 2009」参加企業の平均経費額は 26 万円（人件費は含まず。）であった。

(3) 意見「出展企業からの参加料の徴収を検討すべきである」

参加企業には、鳥取県による経営革新承認企業（注）となっているという条件がある。打って出る企業、上昇気流に乗りたい企業には応分の負担を求めることを検討すべきである。

（注）新商品の開発・生産、新サービスの開発・提供、商品の新しい生産・販売方式の導入、サービスの新しい提供方式の導入等を行う企業のうち経営成績の伸びが見込まれる企業で、県の審査会で承認された企業。

4 地域資源活用新事業展開支援事業

(1) 事業の内容と成果

機構は、建築・建材分野における全国規模の専門フェアに鳥取県ブースを設置し、鳥取県の良質な地域資源及びこれらを使った製品の付加価値向上・イメージアップ・ブランド力の強化並びに県内中小企業の新規取引先の獲得・販路開拓を支援している。

平成 20 年度に県内企業に出展を促したのは、「建築建材展 2009」であった。会期は平成 21 年 3 月 3 日から 4 日間、会場は東京ビッグサイト、会期中の来場者総数は 14 万人を超えた。

県内の地場産材・芝・因州和紙・液晶・LED 製造業 187 社に募集案内を郵送あるいは機構のホームページに掲載、さらにメールマガジンにより参加企業を募り、機構の審査を行って出展企業を 6 社選定した。期間中における見積り依頼 14 件、試作依頼 17 件、後日面談確約 42 件の成果を上げた。平成 21 年 7 月に出展企業に対する調査を行い、その後の契約成立 4 件・232 万円、契約見込み 49 件・2,416 万円の報告を受けている。

(2) 事業費

平成 20 年度の機構の事業費は 521 万円であった。この事業費に対して、234 万円の国庫補助金を受け取っている。出展企業から負担金として 253 万円を受け入れたため機構の負担額は 34 万円となった。県からの補助金はなかった。

事業費の内容は、東京ビッグサイトの会場賃借料 330 万円、会場内に設営したブースの設計・設置委託料 158 万円、機構職員の旅費交通費 21 万円、その他の経費 12 万円であった。

ビッグサイトの会場賃借料は、1 小間当たりが 42 万円であり、機構は 8 小間分を借りている。ブースの設営業者は、160 万円を上限としてプロポーザル方式（金額で入札するのではなく、ブースの設計力と施工力で競う方式）により業者選定を行った。4 社から応募があり、審査会により業者選定を行っている。

(3) 監査の結果

問題となる事項はなかった。

5 とっとり産業技術フェア開催事業

(1) 事業の内容と成果

機構は、地元企業の PR やビジネスマッチングの機会とする産業技術フェアを県内において開催している。

平成 20 年度は、10 月 18 日（土）及び 19 日（日）の期間に、とりぎん文化会館において開催した。平成 19 年度までは機構主体で産業技術フェアを開催していたが、経費節減とにぎわいを創出するために「産官学連携フェスティバル（鳥取大学産学・地域連携推進機構主催）」、「発明フェス（鳥取県商工労働部産業振興戦略総室主催）」、「農商工連携フォーラム in とっとり（鳥取県商工労働部産業振興戦略総室）」との相乗り開催とした。総合的な企画立案と会場設営は主として機構が行っている。出展企業数は 25 社・団体、機構の用意した小間数は 31 小間、期間中の総来場者数は約 4,200 人であった。

(2) 事業費

288 万円の事業費であったが、県からの補助金 222 万円を受け入れ、出展企業からの負担金収入 66 万円を受け入れた結果、機構の負担額はなかった。

平成 19 年度の機構単独開催フェアは 1,754 万円の事業費を要していたので、平成 20 年度は他のフェスティバル等との共同開催により事業費が大幅に減少した。平成 19 年度は県からの補助金 220 万円、国・鳥取市からの補助金等が 1,003 万円あったが、平成 20 年度は国と市からの補助金の受入が停止となったため、事業費圧縮のため共同開催方式に移行せざるをえなかったのが実情である。

平成 20 年度の経費内訳は、会場賃借料 43 万円、ブース設営パネル代 79 万円、新聞広告料金 25 万円、パンフレットほかの印刷料 21 万円、会場設営・撤去委託費 91 万円、その他の経費 29 万円であった。

国等からの補助金の削減により、経費圧縮型の共同開催に移行した。このことは、フェアの意味合いが企業同士の商談会から一般市民向けに色合いを変えたとみることができる。

毎年恒例の地域内開催の産業技術フェアである。販路開拓のために「打って出る鳥取」を掲げ、そのために県外開催の商談会にエネルギーを注いでいる。産業技術フェアの事業費が削減になったことは、その裏返しであると理解している。

(3) 監査の結果

問題となる事項はなかった。

第4 海外展開支援事業

機構は、ジェトロ鳥取貿易情報センター、さかいみなと貿易センター、境港貿易振興会等と連携して、「とっとり貿易支援センター」を設置し、企業の海外展開を支援している。平成 20 年度に実施した事業を以下に記載する。

1 県内企業海外チャレンジ支援事業補助金事業

(1) 事業の内容と事業費

機構は、県内企業が海外見本市に出展、サンプル輸入など、企業の初期的な海外活動に対しての補助金の審査・交付を行っている。

平成 20 年度は、海外・国内見本市商談会等参加経費の助成を 6 件、総額 358 万円の補助金を支出している。開催に要した経費の 2 分の 1 以上は、企業側の負担である。1 社当たりの補助金支給限度額は 100 万円となっている。

補助金交付要件を要約すると、県内の中小企業又は事業組合等で将来において、海外への投資を行うこと又は海外の事業者との商取引を行うことを目的として、海外見本市・商談会に出展する、輸出入品の販路開拓等を目的とした国内での展示会・商談会に参加する、県内港湾を活用したサンプル輸入を行ったことに対する補助金である。海外で開催される商談会への参加企業を募る形ではなく、企業側の自立的な海外チャレンジ事業に対する補助金交付であることに特徴がある。

平成 20 年度の事業費（企業への補助金額）は 358 万円、全額を県からの補助金で賄っている。補助金を受けた企業 6 社の補助対象事業費合計は 732 万円であり、平均して約 49 パーセントの補助率となっている。企業側は補助対象事業費以外の経費を自己負担していることは当然である。

(2) 意見「チャレンジ支援期間の制限を検討すべきである」

平成 18 年度から平成 20 年度までの 3 か年度の補助金交付資料を閲覧した。この 3 か年度において毎年補助金を受けている企業が 1 社、2 回受けている企業が 1 社あった。海外での販路拡大チャンスを感じた、あるいは海外向け販売に手ごたえを感じた企業であると推測している。補助金交付要領に補助回数の規制は規定されていないが、同一企業に毎年補助金が交付されることに抵抗感がある。補助金が交付されることが海外取引の誘引になる時期であれば容認できると考えるが、海外取引が一定の規模以上になれば自立化したものと考えられる。交付要綱及び交付要領の見直しを考えるべきである。チャレンジ期間の見極めである。

2 商談会開催事業

(1) 事業の内容と成果

平成 20 年度において機構が県内企業を募って参加した海外商談会は次の 2 件であった。

ア FOOD TAIPEI 2008

平成 20 年 6 月 18 日から 4 日間、台湾の台北市の台北ワールドトレードセンターにおいて行われた食品展示・商談会である。

県内企業の参加は 9 社、うち 1 社は海外チャレンジ支援補助金を利用して独自参加している。県内の食材を使った食品を展示し商談会を行った。会期中に商談が 125 件あり、そのうち 3 件が成約、現地企業からの代理店希望数 10 件の成果を上げた。

イ JAPPE 2008 (日系自動車部品調達販売展示会 at 広州モーターショー)

平成 20 年 11 月 19 日から 5 日間、中国の広東省広州市の広州国際会議展覽中心において行われた自動車部品展示・商談会である。中国の自動車市場は昇龍のごとであり、日本はもとより世界の自動車メーカーと部品メーカーが集積途上にある。

県内企業の参加は 4 社、自社で開発した自動車部品を出展し商談会を行った。会期中の商談件数 89 件、うち成約 1 件、代理店希望 2 件、見積依頼 2 件の成果を上げている。

(2) 事業費

出展企業の選定は、商製品の海外での販売可能性を主眼とした審査を経て決定している。

この 2 つの展示会に要した機構の事業費は 441 万円であった。全額を県からの補助金で賄っている。2 つの海外展示会の合計出展企業数は 12 社であるから、1 社当たり 37 万円の県費を支出したことになる。

事業費の内訳は、会場賃借料が 254 万円、FOOD TAIPEI (6 小間設営) 189 万円、JAPPE (4 小間設営) 65 万円であった。機構の職員の旅費交通費が 134 万円、2 つの海外展示会参加のため事前・会期中・事後に機構の職員 3 名が海外出張している。そのほかに、FOOD TAIPEI での特別装飾費 27 万円、2 つの展示会の会期中に参加企業の者に対しても着用を求めた鳥取県の赤いはっぴ 20 着の制作費 10 万円とクリーニング代 1 万円、機構が委託している台湾現地人コーディネーターに支払った現地企業向けのダイレクトメール発送委託料 10 万円、その他の経費 5 万円であった。会場賃借料は、その会場の規定の賃借料を支払わなければならないので節減の余地はない。

機構の職員の海外出張は、旅行社数社から見積りを取り利便性と価格の視点で旅行社を選定した。機構の海外出張旅費規程は県の規程を準用している。海外出張日当は職位に応じて 3,200 円と 3,800 円、現地宿泊料は職位に応じて 9,700 円と 11,600 円を支給していた。

台湾の展示・商談会の事前下見と現地バイヤー訪問に機構の職員 2 名が出張し、国内移動も含めた旅費交通費 32 万円を要した。会期中は 3 名が出張し、国内移動も含めた旅費交通費は 59 万円であった。台湾での開催に係る旅費交通費合計は 91 万円になっている。

中国広州市の展示会には、機構の職員は会期中のみ 2 名出張している。旅費交通費は 43 万円であった。

この 2 つの海外展示会の旅費交通費予算は 166 万円、実際の旅費交通費は 134 万円であった。予算上の移動費(国内・現地旅費及び航空券代)は県の予算策定上の正規運賃単価で積み上げられたものである。予算があるから目いっぱい使うという行動はとらず、移動費を抑えるよう努めた結果、他の支出項目での予算外支出を埋めることができた。予算総額 500 万円に対して、実際の事業費は 59 万円節減の 441 万円に抑えることができた。

(3) 監査の結果

問題となる事項はなかった。

3 食のみやこ鳥取県 in 上海推進事業

(1) 事業の内容と成果

機構は、中国における県産食品の販路開拓を支援するため次の 2 つの食品展示・商談会への参加を県内企業から募り、機構の審査・承認を得た県内企業の展示会参加に対する支援を行った。

ア FHC CHINA 2008

平成 20 年 12 月 4 日から 3 日間、中国の上海市の上海新国際博覧中心において行われた海外取引を目的とした食品展示・商談会である。

会期中の来場者数は約 2 万人、出展者数は 805 社、出展国数は 31 か国の規模の展示会であった。

イ 鳥取県産食品輸出個別商談会 in 上海

「FHC CHINA 2008」の会期後の 12 月 8 日に、上海市の上海中油大酒店（ホテル）において、鳥取県単独の商談会を開催した。参加した現地のバイヤーは 27 社であった。

この展示・商談会に出展した企業は 8 社、1 協議会（4 社参加）の 12 社、県産の食材と食品を中国市場に紹介し、商談を行った。会期中の商談件数は 231 件、うち成約 1 件、成約見込み 10 件の成果を上げている。特筆すべきは、出展した和菓子メーカーが「FHC CHINA 2008」の会期中にジェトロ主催で行われた「日本農産物競技会 in 中国」において銀賞「経済産業大臣及び農林水産大臣賞」を受賞したことである。

平成 21 年に出展企業に対して手ごたえと会期後の進展状況等についてのアンケート調査を行っている。海外向け販路のきっかけができたこと、夢を実現する可能性を持てたこと、海外販路開拓の課題を感じ取った等の意見があった。

(2) 事業費

機構の支出した事業費は 522 万円であった。この事業は、県が事業委託者、機構が事業受託者として運営業務委託契約を結んだものである。事業費 522 万円のうち委託契約に含まれていた委託対象事業費 451 万円を機構は県から受託金収益として受け取っている。残額 71 万円は出展者に対する展示品輸送費の半額を負担する補助金であり、同額が県から機構に対する補助金として支出されている。当然のことであるが、出展企業は自らの海外旅費交通費等を負担している。

委託対象事業費の内訳を次の表にまとめている。

(金額単位：千円)

科目	内 訳	内訳の金額
旅費交通費	①機構職員の訪中旅費（延べ 7 名分）	1,129
	②国内旅費（機構職員 7 名、上海コーディネーター 1 名来県旅費、国内食品商社来県旅費）	216
	旅費交通費 計	1,345
商談会開催事業費	①機構の上海コーディネーター「チャイナワーク」が手配した現地通訳と職員雇用、現地バイヤー勧誘のための経費、現地備品の借上げ料等	1,157
	②出展企業とバイヤーとの昼食会費	159
	商談会開催事業費 計	1,316
賃借料	ブース賃借料	1,270
	賃借料 計	1,270
役務費	①現地バイヤーへのダイレクトメール発送委託料	50
	②現地通訳雇用と手配料	500
	③その他	35
	役務費 計	585
合 計 金 額		4,516

ここまで国内及び海外の商談会の経費を見てきて、意外と海外の商談会に経費がかからないということに気がついた。海外渡航費を要する海外展示会は、相当の経費を要するという先入観があったからである。確かに国内旅費に比べ海外渡航費は要する。また、通訳を雇用することも不可欠のことである。国内商談会に比べ、ブース賃借料が低いことに気づいた。

海外のどこに打って出る照準を合わせるか。二の矢、三の矢を継いでいかなければ、この事業の意

味はない。

平成 21 年度は、引き続き上海の食品展示会「FHC CHINA 2009」に出展している。ただし、出展者の展示品輸送費にかかる補助はしていない。

(3) 監査の結果

問題となる事項はなかった。

第 5 機構の共通の運営費

1 機構の共通の運営費

これまで機構の主な事業ごとにその事業内容と事業費をみてきた。基本的に事業費の中にはそれに関わった職員の人件費は含めていない。その意味では、機構の会計の事業別区分計算は人件費を含めたトータルコストで行っていないのである。そのことの是非を論じるつもりはない。

各事業別に人件費やその他の運営費を集計しないのは、機構の事業のほとんどが県・国からの補助事業あるいは委託事業になっているからである。補助金交付要綱に人件費を補助対象経費として規定している場合は、その事業費の中に含めて経理処理している。

しかし、機構内には直接個別事業に専念しない職員（理事長ほか管理職クラス）がいる。パソコン等の情報機器は、基本的に個別事業単位でリースし利用しているが、機構の情報システム全体の保守管理料や電話回線使用料・電話代は共通費として把握せざるをえない。このような、個別事業に直接負担していない経費をここで共通の運営費と呼ぶことにする。

2 共通の運営費の内容と補助金

共通の運営費の金額とその主な内容を補助金対象事業名別に次の表に示している。

(金額単位：千円)

補助対象事業名	機構の事業費	主な内容
支援体制整備円滑化事業費	12,404	公用車ほかの賃借料、旅費交通費、会費負担金、通信費、消耗品費、光熱水費その他
情報機器整備事業費	7,314	機構のパソコン等情報機器経費
指導員及び指導員補助設置事業費	52,552	理事長・正規職員ほか計 10 名の人件費
一般管理費	23,629	県からの派遣職員 3 名の人件費
海外支援部運営費	24,417	県派遣職員 2 名、機構の正規職員 1 名、臨時職員 1 名の人件費その他
大学連携推進室運営費	12,107	県派遣職員 1 名の人件費その他
合計	132,423	

共通の運営費の総額は、1 億 3,242 万円である。この全額が県からの補助金で賄われている。

3 共通の運営費の 81 パーセントは人件費である

共通の運営費 1 億 3,242 万円のうち人件費（給料・謝金・福利厚生費・退職給与引当金繰入額）は 1 億 750 万円、共通の運営費の 81 パーセントを占めている。

人件費の給与及び謝金に対する監査報告は別章で行っている。

4 監査の結果

問題となる事項はなかった。

第 5 章 創造的中小企業育成支援事業

第 1 制度の目的

機構内にベンチャーキャピタル基金を創設し、企業家精神に富み、創造的な事業活動を行う中小企業に対して、ベンチャーキャピタルを通じて資金の融資を行うことを目的としている事業である。

なお、平成 16 年度から新規融資は停止している。現在は、融資先からの債権の回収業務のみとなっている。

第2 制度の仕組み

機構が、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び県から借り入れた資金を基に、民間ベンチャーキャピタルへ対し間接投資（預託）を行う。ベンチャーキャピタルが創造法（中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法）の認定を受けた中小企業者及びこれと類すると認められた者に対し融資を行う。平成 20 年度末の融資原資としての借入金は 1 億円、同額をベンチャーキャピタルに預託している。

機構はベンチャーキャピタルの融資額に対し債務保証を行うことにより、中小企業を支援する。機構の債務保証金額はベンチャーキャピタルの融資額の 70 パーセントである。

融資額が回収不能となった場合には、機構の債務保証額 70 パーセントのうち 50 パーセントは中小企業基盤整備機構からの信用保険によりカバーされる。融資額の貸倒償却による損失の負担割合は中小企業基盤整備機構が 35 パーセント、民間ベンチャーキャピタルが 30 パーセント、機構が 35 パーセントである。

機構は貸倒れによる損失に備えるため代位弁済準備金を積み立てている。貸倒れにより損失が発生した時にはその代位弁済準備金を取り崩して損失の補てんを行う。代位弁済準備金積立額を超える損失額が発生した時には、補てんしきれない部分について県が負担することになっている。



- ① 機構は融資資金をベンチャーキャピタルに預託する。預託の対価として機構は預託金見合いの利息を受け取る。
- ② ベンチャーキャピタルは機構の融資決裁を受けて融資する。
- ③ 機構はベンチャーキャピタルの融資に対して債務保証する。機構は、保証対価として融資先から保証料を受け取る。

第3 決算の状況

1 財産・債務の状況

平成 19 年度及び平成 20 年度の要約貸借対照表を次に示している。

(金額単位：千円)

勘定科目	H19 年度	H20 年度	備 考
現金預金	410	495	
その他流動資産	62	0	
代位弁済準備金積立預金	43,102	44,078	代位弁済準備用の預金
融資原資預託金	130,000	100,000	ベンチャーキャピタルに対する預託金

保証債務見返	91,000	91,000	債務保証額
【資産合計】	264,574	235,573	
未経過債務保証料	467	385	保証料の前受金
投資原資借入金	130,000	100,000	県からの借入金
代位弁済準備金	43,102	44,078	損失負担に備えるための準備金
保証債務	91,000	91,000	債務保証額
【負債合計】	264,569	235,463	
正味財産	5	110	
【負債・正味財産合計】	264,574	235,573	

(1) 県からの借入金1億円を預託金として差し入れている

平成20年度末の県からの融資原資1億円を借入金勘定に計上している。この1億円は制度の仕組みに従いベンチャーキャピタルに差し入れているため、融資原資預託金勘定として資産の部に計上してある。

(2) 保証債務と保証債務見返

機構は、ベンチャーキャピタルの融資額に対する保証を行っている。債務保証を行っている事実を貸借対照表上の負債の部の保証債務勘定9,100万円に計上し、その対応勘定として資産の部に保証債務見返勘定9,100万円を計上している。

機構はベンチャーキャピタルの融資額に対する70パーセントの債務保証を行わなければならない。平成20年度末の債務保証額9,100万円は、ベンチャーキャピタルの融資残高1億3,000万円（うち3,000万円は保証のみ）の70パーセントになっている。

(3) 代位弁済準備金

ベンチャーキャピタルの融資額が返済不能に陥った場合、機構はいったんベンチャーキャピタルに対して返済不能額の代位弁済を行わなければならない。代位弁済した融資は、最終的には損失負担を被るものである。この代位弁済に備えるために代位弁済準備金を計上（会計上は代位弁済準備金繰入額を計上）するとともに、その弁済資金を資産の部の代位弁済準備金積立預金に積み立てている。

代位弁済準備金の積立財源は、平成8年度から平成18年度まで設定していた基金7億2,000万円の運用利息とベンチャーキャピタルに差し入れている融資原資預託金からの受取利息である。代位弁済再準備金の積立財源別の金額を次の表に示している。

(金額単位：千円)

代位弁済準備金の財源	準備金の額
基金運用益を財源とする準備金	33,388
融資原資預託金利息を財源とする準備金	10,690
合 計	44,078

基金の運用期間10年の基金利息の合計は3,338万円、融資原資預託金利息からの受取利息は平成20年度末までで1,069万円、合計4,407万円が代位弁済準備金として積み立てられている。

2 収支の状況

平成19年度及び平成20年度の収支の状況を、要約正味財産増減計算書の形で次に示している。

(金額単位：千円)

勘定科目	H19年度	H20年度	備 考
事業収益	2,618	1,917	預託金利息収益他
その他経常収益	149	153	
【経常収益計】	2,767	2,070	

事業費：信用保険料	687	603	基盤整備機構に保険料を支払
事業費：その他	467	385	
【事業費計】	1,154	988	
管理費	0	1	
代位弁済準備金繰入額	4,253	976	損失補てんに備えるためのもの
【当期一般正味財産増減額】	△ 2,640	105	

主な収入は、預託金に対する利息収入及び被保証者から受け取る保証料収入である。機構は被保証者から債務保証元本につき年 0.5 パーセントの保証率で計算した債務保証料を徴収している。

信用保険料 60 万円は中小企業基盤整備機構への再保険料の支払であり、この保険料を支払うことにより、損失発生時に中小企業基盤整備機構が損失額の 35 パーセントの補てんを行う。

代位弁済準備金繰入額 97 万円は、損失補てんに備えるための代位弁済準備金の繰入額である。

第4 融資の実行状況

平成8年度から平成15年度までの8年間で、企業数8社、総額3億5,500万円の融資保証を行った。引受ベンチャーキャピタルは3社である。平成20年度末までに保証先8社中1社が倒産し、機構が3,000万円の代位弁済を行っている。

平成20年度末現在の保証債務は3社5件、保証残高1億3,000万円である。次にその明細を示している。

(金額単位：千円)

引受キャピタル名	保証先	業種	預託金額	保証金額	融資実行日	償還予定日	備考
ごうぎんキャピタル	A社	放送業および通信業	25,000	25,000	H12. 1. 28	H21. 9. 30	融資実行中
とっとりキャピタル	A社	放送業および通信業	25,000	25,000	H12. 1. 28	H21. 9. 30	融資実行中
ごうぎんキャピタル	B社	電機器具製造業	0	15,000	H13. 9. 20	H20. 9. 12	債務保証のみ
広島ベンチャーキャピタル	B社	電機器具製造業	0	15,000	H13. 9. 20	H20. 9. 12	債務保証のみ
とっとりキャピタル	C社	電子基板用印刷マスクの製造・販売	50,000	50,000	H15. 10. 31	H22. 9. 30	融資実行中
合計			100,000	130,000			

平成20年度末で3社、5件、1億3,000万円の保証を行い、それに対するベンチャーキャピタルからの預託金受入額は1億円である。

保証残高と預託金受入額が不一致となっているのは、次の理由による。B社に対するベンチャーキャピタルの融資の償還期限である平成20年9月12日をもって、機構はベンチャーキャピタルから預託金の返還を受けたが、償還期限の延長により引き続き保証責任は残っているからである。

A社は、平成21年9月末で約定どおり返済が終了した。B社の経営状態は不振であったが、平成21年度に製品の売上高が大幅に増加したことにより資金繰りが良くなっている。C社は、経営不振状態で資金繰りが悪化している。

第5 代位弁済準備金による損失補てん見込

平成20年度末の機構の債務保証残高は1億3,000万円、保証残高に対する機構の損失負担割合は35パーセント、よって仮に保証先に対する融資金額すべてが回収不能に陥った場合の損失負担額は4,550万円になる。

機構は、損失負担に備えて4,407万円の代位弁済準備金を計上している。現時点では、保証先C社の状況に懸念があるが、仮に同社が債務不履行に陥った場合1,750万円の損失負担が生じる。平成20年度末の保証先の状況から判断して、代位弁済準備金の残高に不足はない。

損失負担に備えて積み立てた代位弁済準備金の未使用額は、県に納付する規定がある。未使用額が残る可能性は高いと感じている。

第6 監査の結果

問題となる事項はなかった。

第6章 新産業創造支援事業

第1 制度の目的

この事業は、創造的な自立型企業を創出するため、信用保険制度を利用した無担保の間接融資資金を創設し、独自の技術を有して創造的な事業活動を行う意欲ある中小企業者に対し、創業又は研究開発及びその事業化に必要な資金を長期・低利で融資し、県内企業の振興を図ることを目的とする事業である。

この事業は、平成11年度を最後に新規融資は行っていない。

第2 貸倒発生時の損失補償

金融機関が行った融資につき貸倒れが発生した場合には、まず信用保証協会が金融機関に対し代位弁済をする。損失額のうち80パーセントは信用保険により補てんされる。機構は、保証協会に対し損失額の10パーセント相当額の損失補償を行い、県より同額の損失補償金を受け取る。

第3 決算の状況

1 財産・債務の状況

平成20年度末現在、資産、負債ともに残高はない。

2 収支の状況

経常収益、経常費用ともに90万円であり、収支差額はゼロである。融資先の1件が自己破産したことにより、信用保証協会に損失額の10パーセント、90万円を損失補償金として支払い、同額を県からの損失補償金収益として受け入れている。

また、平成17年に償却済の債権について信用保証協会が債権を回収したことにより、信用保証協会より、10万円の返還があり、同額を県に返還している。

第4 監査の結果

問題となる事項はなかった。

第7章 設備貸与事業

第1 制度の概要

企業が希望する設備を、企業が希望する販売業者から機構が購入し、その設備を低利かつ長期で割賦販売（分割払による販売）又はリースする制度である。中小企業の生産設備導入支援を目的とする国の制度である。

民間でも対応可能であり、近年利用が減少していることから、平成18年度を最後に新規の取引は休止し、現在債権回収業務のみを行っている。

第2 制度の仕組み

1 割賦販売又はリースの対象先と与信限度額等

この事業における設備の貸与、リースは、原則として常時使用する従業員数が20人以下の企業（商業・サービス業は5人以下）をその対象とする。対象業種の指定はないが、公序良俗の観点から制度対象とすることが不適当な業種は対象外とされている。

割賦販売又はリースの対象となる設備は、次のいずれかの要件を満たす設備である。

- (1) 創業者（事業開始後5年未満の企業を含む。）の事業のために必要な設備
- (2) 経営基盤の強化を図るための設備で、その設備を導入することにより付加価値額の一定の向上が見込まれるもの、その他一定の要件を満たすもの

与信限度額は100万円以上6,000万円以下である。ただし、創業者で事業を開始した日以後1年を経過

していない者に対する与信限度額は 50 万円以上 3,000 万円以下である。

割賦販売における償還期間は 7 年、リース期間は 3 年から 7 年に設定している。

機構の設備購入価格を元金として元金均等額と約定利率で計算した利息を加えた月次回収金額を表した「賦払金計算書」を作成している。つまり、機構の収益は設備を賦払いにした利息分であり、この事業の形態は設備の割賦販売又はリースとなっているが融資事業に該当するものと理解している。

2 延滞・破綻による損失負担に備えた信用保険制度

機構は割賦販売・リース契約に係る債権の延滞・破綻に備え、機械類信用保険法に基づき中小企業総合事業団と機械類信用保険契約を締結していた。機構が保険料を負担することにより、延滞・破綻時には、債権額の 50 パーセントが保険金により補てんされる。この法律は平成 14 年 12 月に廃止となったことにより、廃止以後に締結された割賦販売・リース契約については同保険の対象外となっている。

3 債権保全対策として保証金を預かる

割賦販売の場合、機構は販売先から貸与契約時に設備価格の 10 パーセントを保証金として受け入れている。

4 県の損失補てん

機構は、割賦販売・リースに係る損失について、未収債権の金額の 45 パーセントの範囲内で損失補てんを受ける契約を県と締結しているが、平成 18 年度以降発生延滞債権については補てん金額を損失金額の 90 パーセントまで引き上げる契約を結んでいる。

第 3 決算の状況

1 財産・債務の状況

平成 19 年度及び平成 20 年度の要約貸借対照表を次に示している。

(金額単位：千円)

勘定科目	H19 年度	H20 年度	備 考
現金預金	28,297	29,830	
割賦設備	203,444	147,924	回収期限未到来額に対応した割賦設備原価
未収債権	214,360	191,918	延滞債権及び破綻債権（損害賠償金を含む。）
貸倒引当金	△45,402	△44,084	債権の貸倒損失に備える引当金
他会計貸付金	171,000	112,600	他会計に対する貸付金
特定資産	16,895	17,016	退職給付他の支給に備える預金
リース設備	138,746	83,165	リース貸与設備の未償却残高
その他資産	1,257	199	
【資産合計】	728,597	538,568	
長期借入金	549,998	399,045	県・金融機関からの借入金
信用保険預り金	88,080	70,268	信用保険金の預り金額
退職給付引当金	15,328	15,449	職員の退職金支給に備えるための引当金
割賦設備保証金	33,748	28,866	割賦販売代金の 10 パーセント相当額の受入保証金
消費税預り金	38,242	21,730	消費税の還付額の繰延べ
その他負債	3,201	3,210	
【負債合計】	728,597	538,568	
正味財産	0	0	
【負債・正味財産合計】	728,597	538,568	

長期借入金 3 億 9,904 万円の借入先は、県 2 億 5,021 万円、金融機関 1 億 4,883 万円である。この借入金は、事業者へ販売又はリースする資産の購入資金に充当している。

割賦設備という勘定科目は、割賦販売に係る割賦販売収入の計上時期が約定の回収期日となっているため、回収期日が到来していない割賦販売収入金額に対応した割賦設備の購入価格を表している。つまり、機構が購入した割賦設備代金のうち、販売代金の回収期限未到来金額に対応した、いわゆる未引渡し資産金額であるとともに、割賦設備販売先に対する回収期限未到来の債権総額を表している。

未収債権は、延滞債権額と破綻認定した先に対する融資元金と損害賠償金（遅延利息）である。

貸倒引当金は、融資残高に対する回収不能見込額である。延滞及び破綻した融資残高 1 億 9,191 万円に対する回収不能見込額（貸倒引当金）4,408 万円の引当額の妥当性に対する意見は後述する。

信用保険預り金 7,026 万円は、延滞又は破綻した債権に対する信用保険からの保険金受取額である。延滞又は破綻債権の貸倒償却時の損失負担額を減殺する財源となる。

割賦設備保証金は、取引保証金として預かった割賦設備価格の 10 パーセント相当額である。順調に回収が進んでいると返済期限前の月次返済元本に充当していくが、貸倒償却時には損失負担額を減殺する財源となる。

消費税預り金は、消費税の還付額である。この還付額は割賦販売に係る売上代金の回収額に対応して納税しなければならないものであるため、預り金として留保しているのである。

2 収支の状況

平成 19 年度及び平成 20 年度の収支の状況を、要約正味財産増減計算書の形で次に示している。

（金額単位：千円）

勘定科目	H19 年度	H20 年度	備 考
割賦販売収入	107,375	59,504	割賦販売代金の収入金額
リース料・再リース料	71,953	64,671	リース料の回収金額
その他経常収益	841	2,170	
貸倒引当金取崩額	37,998	37,603	前年度末の引当金の取崩額
【経常収益計】	218,167	163,948	
割賦販売原価	101,740	55,521	割賦販売収入に対応する原価
支払利息	5,439	3,955	金融機関借入金に対する利息
リース設備減価償却費	59,406	55,581	リース資産の減価償却費
その他事業費用	765	575	
【事業費用計】	167,350	115,632	
給与手当	6,206	6,169	事務担当職員人件費
リース設備固定資産税	4,322	2,469	
その他管理費	2,685	1,871	
【管理費計】	13,213	10,509	
貸倒引当金繰入額	37,603	37,807	当年度の貸倒引当金繰入額
二千年事業補てん準備金返納損失	2,988	0	過年度終了事業に係るもの
【当期一般正味財産増減額】	△ 2,987	0	

経常収益は 1 億 6,394 万円である。割賦販売収入は 5,950 万円、平成 20 年度中に 6 件の賦払が終了したため前年度に比べ収入金額が減少している。平成 20 年度末現在割賦販売中の資産は 32 件である。割賦販売は、会計上対象資産の引渡し時に売上及び原価を計上せず、割賦期限が到来するごとに賦払金額と割賦利息を割賦販売収入とし、これに対応する設備金額を割賦販売原価とする処理を行っている。

リース料収入・再リース料収入は 6,467 万円である。リース中の資産 17 件、リース期間終了後に再リースを行った物件は 11 件である。

事業費用は1億1,563万円である。割賦販売に係る原価が5,552万円、リース設備に係る減価償却費5,558万円である。その他借入金に対する支払利息395万円などがある。

管理費は1,050万円である。担当職員の給料616万円、リース設備の固定資産税246万円、その他車両のリース料などである。

貸倒引当金は、前年度の貸倒引当金繰入額を全額振り戻して経常収益に計上し、当年度の繰入額を経常費用に計上している。当年度の計上額は、収支差額がゼロとなる金額にしている。このことに対する意見は後述する。

第4 未収貸与料債権の取り扱い

1 未収貸与料の定義と課題

機構の定めた「未収貸与料債権管理規程」は、未収貸与料とは「機械設備割賦販売契約書及びリース契約書に定める支払期日に支払いを受けなかった割賦料及びリース料をいう。」と規定している。

融資事業の課題は、延滞債権の抑制である。融資先の経営状態が順調に推移するとは限らず、融資業務には延滞債権の発生はつきものである。いったん延滞が始まると、融資先との面談による状況把握、経営建て直しの相談、保証人との折衝等それに係る労力は相当なものになる。

2 未収貸与料の管理方法

機構は、延滞債権が発生した場合の管理方法を次のように定めている。

未収貸与料債権が発生した時には、未収貸与料債権管理規程に基づき管理業務を行う。同規程によると、未収貸与料債権が発生した時は未収貸与料管理台帳を作成し、正常債権とは区別して管理することとなっている。債務者の実情に応じた管理方針を定め、電話、催告状、あるいは面談等により債権の回収のための措置を講ずることとされている。

割賦設備及びリース設備に対しては、完済時まで機構に所有権が留保されているため、資産の実在性の確認を行う。その際に、割賦又はリース物件に貼付した標識に異常がないか確かめ、第三者に対してその設備が債務者の物でなく機構の所有物であることを一見して識別できる状態にしておく等の措置を行う。

融資先との交渉履歴と交渉内容を詳細に記録している。理事長等の上司へは別途債権管理報告書を作成し報告している。

第5 延滞債権及び破綻債権の状況

延滞債権及び破綻債権は不良債権である。破綻債権は弁護士介入の民事再生手続や破産手続等の法的手続に向かった債権であり、他の債権者との調整を要する債権である。

1 延滞債権及び破綻債権の状況

平成20年度中の延滞債権及び破綻債権の総括的な状況を次にまとめている。

(金額単位：千円)

区分	H20年度 期首残高	発生額	回収額	貸倒 償却額	H20年度 末残高	備 考
延滞債権	131,357	23,333	7,305	0	147,385	12社15件の債権である
破綻債権	83,003	1,499	7,739	32,230	44,533	10社10件の債権である
合計	214,360	24,832	15,044	32,230	191,918	

延滞債権及び破綻債権の残高は、平成19年度末比2,244万円の純減であった。しかし、平成20年度中の新規発生額は2,483万円に及び、回収額1,504万円を超えている。残高が減少したのは貸倒償却額3,223万円によるものである。

2 延滞債権の債務者別状況

(金額単位:千円)

貸与先	債権内容	貸与年度	延滞発生年度	H20 年度期首残高	延滞発生額	回収額	H20 年度末残高	債務者の状況
A 社	リース	H 1	H 4	2,550	0	540	2,010	回収増額折衝するが、実態は減額になっている。経営者保証あるが、資力なし。
	割賦	H 3	H 4	10,283	0	570	9,713	
B 社	割賦	H10	H13	46,168	0	680	45,488	回収増額折衝するが、返済資力が乏しい。経営者保証あるが、資力なし。債権額は多額であり、全額回収の可能性は低い。
	割賦	H11	H12	40,957	0	680	40,277	
C 社	割賦	H11	H14	11,426	0	1,350	10,076	年間回収額 3 百万円が目標であるが、半分程度の回収実績。業況低下で返済財源危うい。
D 社	割賦	H15	H18	707	566	235	1,038	高利資金の返済完了後に返済金増額の可能性はある。
E 社	リース	H15	H18	17,794	7,182	3,200	21,776	業況低下により延滞債権が膨らんだ。面談の上、回収方法を検討する。
F 社	割賦	H14	H19	417	542	0	959	債権額は 100 万円以下となっているが、回収実績なし。売上金が県の差押対象。
G 社	割賦	H18	H19	49	0	49	0	回収済み。
H 社	割賦	H18	H19	1,006	5,637	0	6,643	回収実績なし。督促効果もない。
I 社	割賦	H18	H20	0	1,764	0	1,764	業況低下による資金繰り難。割賦設備の納入業者が保証人になっている。
J 社	リース	H15	H20	0	639	0	639	売上減少による資金不足で延滞となる。先方との回収条件の折衝に向かう。
	割賦	H15	H20	0	70	0	70	
K 社	リース	H14	H20	0	5,983	0	5,983	回収条件を折衝する。

L社	割賦	H13	H20	0	950	0	950	条件変更により回収策を相談する。
合計				131,357	23,333	7,304	147,386	

(注) 千円未満の金額を四捨五入しているため、別の表の合計金額と一致しない。

債務者の状況は、延滞債権管理表の債権管理方針の記載内容から包括外部監査人が要約したものである。

すべての債権に対して債権保全のため保証人をつけているが、経営者の親族中心の保証であり経営の行き詰まりにより頼れないのが現実である。

多額債務者B社の残高は8,576万円である。平成21年度に貸倒償却を予定している。

いったん延滞債権になると回収が進まないことが分かる。

3 破綻債権の債務者別の状況

(金額単位：千円)

区分	債権内容	貸与年度	延滞発生年度	H20年度期首残高	増加額	回収額	貸倒償却額	H20年度末残高
A社	割賦	H16	H19	17,852	0	2,960	0	14,892
B社	割賦	H11	H16	11,088	0	1,035	0	10,053
C社	リース	H8	H13	7,841	0	0	7,841	0
D社	割賦	S57	S61	1,490	0	360	0	1,130
E社	割賦	H7	H13	4,389	0	400	0	3,989
F社	割賦	H2	H3	2,483	0	2,483	0	0
G社	リース	H10	H13	6,503	0	18	0	6,485
H社	リース	H10	H13	2,115	0	120	0	1,995
I社	リース	H4	H6	3,462	0	350	0	3,112
J社	リース	H8	H13	21,835	0	0	21,835	0
	リース	H11	H13	1,545	0	0	1,545	0
K社	割賦	H15	H17	1,392	0	4	0	1,388
L社	割賦	H17	H18	1,008	0	0	1,008	0
M社	割賦	H15	H20	0	1,499	9	0	1,490
			合計	83,003	1,499	7,739	32,229	44,534

(注) 千円未満の金額を四捨五入しているため、別の表の合計金額と一致しない。

法的整理に入れば、弁護士との折衝になることや資産売却に時間がかかるので、機構は不利な立場になるが、回収の努力を重ねている。

債務者の資産売却による比較的多額な回収実績はあるが、貸倒処理により残高を整理する方向にある債権であるため、債務者の状況の記載は省略した。

第6 貸倒引当金の妥当性

1 延滞債権及び破綻債権の残高と貸倒引当金の残高

(金額単位：千円)

区分	H20年度期首残高	発生額	回収額	貸倒償却額	H20年度末残高
延滞債権	131,357	23,333	7,305	0	147,385
破綻債権	83,003	1,499	7,739	32,230	44,533
(A) 合計	214,360	24,832	15,044	32,230	191,918
(B) 貸倒引当金	△45,402	—	—	—	△44,084
(A) - (B) 差引回収可能見込額	168,958	—	—	—	147,834

会計基準上の貸倒引当金は、債権の回収不能額を見積もって算定することになっている。

機構の貸倒引当金に対する考え方はそれとは異なる。機構の計上した貸倒引当金を仮に回収不能見込額とすると延滞債権と破綻債権の残高から貸倒引当金を控除した残額は、回収見込額と判断した金額と理解できる。しかし、1億9,191万円の延滞債権及び破綻債権のうち1億4,783万円を回収することは現実にはありえないことである。

貸倒引当金の金額は、債務者及び保証人の資産状況から回収不能額を算定するものである。機構にはその金額を自己査定により算定するだけの余力はない。

2 機構の貸倒引当金の計上基準

(1) 機構の貸倒引当金の計上基準

設備貸与事業の財務諸表の会計方針に記載されている貸倒引当金の計上基準を次の枠線内に示した。

貸倒損失の発生に備えるため、貸倒引当金繰入前の一般正味財産と同等額を計上している。

機構の貸倒引当金の計上基準が、収支差額をゼロとするための金額になっているのは問題である。

(2) 機構の財務規程が求める貸倒引当金の計上額

機構の財務規程は、貸倒引当金の計上額は、いわゆる不良債権の残高に対しては50パーセント、正常回収中の残高に対しては2パーセントを限度として計上することを求めている。

この規程に従って計算した貸倒引当金は1億2,906万円となる。

財務規程に従った貸倒引当金の金額1億2,906万円に対し、機構が引き当てている金額は4,408万円である。8,498万円の貸倒引当金不足があることになる。

平成20年度末の未収債権残高1億9,191万円、債務者の状況を考えると回収不能額は、財務規程に従った貸倒引当金の金額1億2,906万円以上に膨らむものとするのが自然である。

機構の設備貸与事業は、返済すべき負債を有する資産で支払うことのできない債務超過状態に陥っている。

問題は、会計上の貸倒引当金が不足していることではない。最終的に誰が貸倒れの損失を負担するかである。産業振興目的をもって事業者に貸付けたお金である。それが焦げ付いて回収不能に陥った責めは大きい。

第7 未収貸与料債権の償却

1 未収貸与料債権償却基準

未収貸与料債権償却基準は次の(1)、(2)のいずれにも該当する場合に償却を行うことができると規定している。

(1) 債務者が、破産宣告、民事再生手続開始等一定の事項に該当し、かつ、債務者及び連帯保証人のいずれについても未収貸与料債権の回収が不能又は極めて困難であると認められる場合

(2) 債務者及び連帯保証人からの最近2か年内における回収金が未収貸与料債権残高に比して極めて少額で、完済が約定の最終償還期日又は割賦契約・リース契約の契約解除日から5年以上にわたると認められる場合

この基準に従い、未収貸与料債権を償却したときは、すみやかに償却債権管理台帳を作成し、未収貸与料債権とは別に管理する。さらに、未収貸与料債権を償却したことについて知事に報告することになっている。

2 未収貸与料債権償却時の損失負担

未収貸与料債権は、割賦販売時に預った割賦設備保証金、中小企業基盤整備機構から支払を受けた機械類信用保険・リース信用保険預り金にて減殺される。さらに県が損失額の45パーセントの補償を行い、残額を機構が貸倒引当金で補てんする。

3 償却額の推移

平成16年度から平成20年度までの貸倒償却額及びその処理財源を次に示している。

(金額単位：千円)

年 度	貸倒償却額	貸倒償却額の処理財源			
		機械類信用保険 預り金	リース信用保険	県の損失補償金	貸倒引当金
H16 年度	55,686	9,669	16,755	25,115	4,147
H17 年度	43,440	12,159	9,363	10,998	10,920
H18 年度	0	0	0	0	0
H19 年度	51,666	5,024	18,758	24,022	3,862
H20 年度	32,020	0	15,656	14,840	1,524
合 計	182,812	26,852	60,532	74,975	20,453

5年間で1億8,281万円の貸倒償却額が生じている。うち機械類信用保険により補てんした金額2,685万円、リース信用保険により補てんした金額6,053万円、県が損失補償を行った金額は7,497万円、2,045万円が機構の負担である。

この5か年度の貸倒償却額は1億8,281万円と多額である。このうち県と機構の損失負担額は半分以上の9,542万円に及んだ。あまりにも重い金額である。

企業の設備導入資金を支援する目的の事業である。この制度を利用して設備を導入し、生産力を上げ、売上を増やした企業もあるだろう。その目的のために資金支援をしているのであるから当然のことである。

貸倒償却額は資金支援の失敗（それは支援企業の経営の失敗である。）が生んだ損失額である。この事実は機構の基本業務である企業支援の失敗を映し出すものである。支援の成果は金額で表すことは難しいが、失敗は正直に出てくる。

第8 指摘事項 「貸倒引当金の計上不足の結果、債務超過状態である」

「第6 貸倒引当金の妥当性」の項で説明したとおり、機構の貸倒引当金の計上基準及び計上額は財務規程に従っていない。財務規程に基づき算出した機構の貸倒引当金の金額は、1億2,906万円である。これに対し機構が引き当てている貸倒引当金の金額は4,408万円である。8,498万円の貸倒引当金の計上不足がある。債務者の状況から考えれば、これ以上の引当金不足があることは否定できるものではない。

平成20年度末の貸借対照表は、資産総額と負債総額が同額である。8,498万円の貸倒引当金不足をこの事業の決算に反映すると8,498万円の債務超過となる。

設備貸与事業の資産及び負債の大部分は金銭債権及び債務である。この事業が有する資産をすべて換金しても、すべての負債を返済できない状態に陥っているのである。

この事業費の財源は、県、政府系金融機関及び民間金融機関からの借入金である。平成20年度末の設備貸与事業の借入金残高は約4億円、実質債務超過ではこの借入金の全部は返済できない。

将来の回収不能見込額を計上すべき貸倒引当金残高に多額の不足額があることは、機構ひいては県の将来損失負担額を隠していることになる。

機構の事業上だけの問題ではない。県はこの実態を直視し、現在できることをするとともに今後の対応策を早急につくるべきである。

第9 意見

1 「財務諸表上、未収債権の総額と貸倒償却額を示す必要がある」

この事業は、「設備貸与」と名称を付しているが実質は融資事業である。以下融資事業ということで説明する。

(1) 未収債権先の支払期限未到来債権の注記を求める

ア 割賦設備勘定の意味

貸借対照表の資産の部の「割賦設備」勘定は、回収期限未到来の融資残高とその融資残高に対応した設備の購入代金を表したものである。一つの勘定科目に込められた意味は二つある。このことは、この事業の貸借対照表を読み解く上で理解しておかなければならないことである。

問題は、この勘定残高には正常回収中のものと期限到来の支払額を履行できなくなった未収債権先の将来的に未収となる可能性の高いものが含まれていることである。

イ 機構の割賦販売の会計処理方法

次の枠線内の設例により説明する。

【設 例】

1,000 万円の設備を 10 年均等払いで事業者に販売する。

①年払額は 100 万円、②融資利率は年 2 パーセントとする。

(ア) 機構が割賦設備を購入し、事業者に販売した。

〈借方〉(割賦設備) 1,000 万円 〈貸方〉(現金預金) 1,000 万円

(イ) 1 年目の回収期限到来時

- ・ 元金 100 万円と融資利息 20 万円 (1,000 万円の 2 パーセント) を受取る。

〈借方〉(現金預金) 120 万円 〈貸方〉(割賦販売収入) 120 万円

- ・ 代金回収額に対応した割賦設備を販売原価に振り替える。

〈借方〉(割賦設備原価) 100 万円 〈貸方〉(割賦設備) 100 万円

(ウ) 2 年目の回収期限到来時

- ・ 回収できなかったが収入を計上、利息 18 万円 (残債権 900 万円の 2 パーセント)

〈借方〉(未収債権) 118 万円 〈貸方〉(割賦販売収入) 118 万円

- ・ 期限到来額に対応した割賦設備を販売原価に振り替える

〈借方〉(割賦設備原価) 100 万円 〈貸方〉(割賦設備) 100 万円

設例の事業者は、2 年目に未収となった。相手と回収策を話し合ったが、今後の回収も見込めない状況である。このような状況になれば、残債権金額 900 万円を回収に危険性ある債権金額として財務諸表上で重要な情報として開示しなければならない。

ウ 注記の方法

平成 20 年度末の割賦設備販売事業とリース設備事業の未収債権先の支払期限未到来の債権額を次の枠線内のように注記することを提案する。

未収債権先の、支払期限未到来の債権額は次の金額である。

区 分	金 額
割賦設備販売事業	52,978,000 円
リース設備事業	4,360,800 円
合 計	57,338,800 円

エ リース事業の会計処理

リース事業の会計処理の説明は省略するが、割賦設備と同様の方法で行っている。

(2) 融資上の失敗である貸倒償却額が開示されていない

貸倒引当金繰入額は、会計上貸倒引当金を計上するために使用する勘定科目であり、実際に債権を貸倒処理した時に発生する貸倒償却額 (実損失) とは区別しなければならない。

ところが機構の会計処理は、貸倒償却した債権額を同額の貸倒引当金と相殺しているため財務諸表上に貸倒償却額が表われない。これでは、貸倒損失という融資事業上の失敗が見えないことになる。

現在の財務諸表は、貸倒償却額も含めた金額を貸倒引当金繰入額として表示している。財務諸表を見ることに慣れている者でも、この財務諸表からは設備貸与事業には事実上の貸倒れはないものと見誤ってしまう。

財務諸表上、融資事業上の失敗である貸倒償却額を開示し、その債権の貸倒損失を減殺するための割賦設備保証金・機械類信用保険預り金と県から受ける損失補てん金を収益計上する両建て処理を行わなければならない。そのように表示をすることによって、一つの融資事業上の失敗の総額とそれに対する補てんの金額が開示されることになる。

2 「県に対する損失補償の請求を速やかに行うべきである」

(1) 県に対する損失補償の請求は3か月経過後にできる

県と取り交わした損失補償契約書第4条第1項において、機構が未収債権を各事業年度終了後3か月経過してもなお回収することができなかった場合は、県に対し損失補償を請求することができるものと規定している。また、同条第2項は、その請求を受けたときは、速やかに内容を審査し、適当と認めるときは必要な額の損失補償金を支払うと規定している。

この契約書を文言どおり読み取ると、事務的に損失補償額を請求できるのであるが、機構が県に対してその請求を行うことは稀である。

理由に対する明確な回答はないので推察で記載する。3か月間の回収実績がなかったとはいえ、回収努力に向かっている債権である。回収努力中の債権に係る損失を事務的に県に請求することは担当者のきょう持が許さないことがあるだろう。県に請求しても審査資料を作成しなければならない煩雑さも感じているだろう。また、債務者の状況が揺れ動いている状況、また、所有権留保している設備の処分の方法等を考えると求める損失補償金額の確定ができない不透明さも感じているであろう。県側もこの規定どおりに3か月経過後に請求されても対応できないと推察している。

(2) 平成20年度末未収債権中、県に対する損失請求が消滅した債権額は898万円

平成20年度末の未収債権のうち、県に対する損失補償の請求期限切れになった債権額は4社合計で898万円ある。

請求を行わなかったのは、未収にはなったが引き続き回収努力中の債権であり、損失の額の確定ができなかったからである。

(3) 事務的に請求を行うべきである

事務的に3か月経過後に請求を行うべきであると考えている。

損失補償契約を行っているということは、この事業によって被る損失は最終的には県が負担すると表明していると理解できる。

そのためには、未収債権情報をいち早く県に報告しなければならない。県の担当者は、常日頃から未収債権情報を把握し、その回収対策に対する適切な助言・指導を行わなければならない。そのためには、県の担当者と機構の担当者が定期的な会議を設けて回収に努めなければならない。機構の業務だということで、県の担当者が知らん顔をするようなことがあってはならない。

民間企業に好例がある。担当者が隠そうとする不良債権を、担当者の責任にするのではなく定例営業会議の議題に上げることによって、不良債権の回収実績が進んだ例を知っている。金融機関の自己査定制度も、不良債権に対する貸倒引当金の見積の適正化につながり、財務状態の適正開示に資する結果になっている。

損失補償することが目的ではない。県と機構が一体となって回収に努力し、県の損失を可能な限り圧縮することである。そのための事務手続の第一歩として、3か月経過後の請求は県に速やかに行うべきである。

第8章 中小企業ハイテク設備貸与事業

第1 制度の概要

企業が希望する設備を、企業が希望する販売業者から機構が購入し、その設備を低利かつ長期で割賦販売（分割払による販売）又はリースする制度である。制度の基本的な枠組は設備貸与事業と同じである。設備貸与事業が国の制度であるのに対し、この事業は県の制度となっている。国の設備貸与制度の対象から外れた企業を融資対象としている制度である。

第2 貸付の対象

ハイテク設備貸与には、一般枠とリストラ枠の二つがある。それぞれの貸付条件を次の表に示している。

	一 般 枠	リ ス ト ラ 枠
対象企業	常時使用する従業員数 21 人以上 80 人以下	常時使用する従業員数 300 人以下
	商業・サービス業は 6 人以上 20 人以下	
対象業種	特に指定なし、ただし、一部の業種は対象外	
対象設備	①経営基盤の強化を図るための設備。 具体的には、新分野進出・多角化、自社製品の開発、一貫生産に資する設備 ②電子計算機で作動するハイテク設備	
貸付限度額	100 万円以上 6,000 万円以下	100 万円以上 8,000 万円以下

一般枠は、現在の事業を 1 年以上営んでいること、最近 3 か年の平均純利益が 3,500 万円以下であることを貸付の要件とする。リストラ枠とは、これに加えて中小企業経営革新支援法（平成 11 年法律第 18 号）に規定する新製品の開発・生産、新役務の開発・提供、新製品の新たな生産・販売方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他新たな事業活動を行い、経営革新を図る企業をその対象とするものである。

第 3 決算の状況

1 財産・債務の状況

平成 19 年度及び平成 20 年度の要約貸借対照表を次に示している。

(金額単位：千円)

勘定科目	H19 年度	H20 年度	備 考
現金預金	68,074	73,684	
割賦設備	118,393	67,905	回収期限未到来額に対応した割賦設備の原価
未収債権	57,622	58,504	延滞債権及び破綻債権
貸倒引当金	△ 18,562	△ 23,120	債権の貸倒損失に備える引当金
他会計貸付金	129,781	30,000	他会計に対する貸付金
リース設備	84,440	57,962	リース貸与設備の未償却残高
退職給付引当資産	5,720	5,720	
【資産合計】	445,468	270,655	
短期借入金	240,880	176,155	金融機関からの借入金
長期借入金	36,641	14,262	金融機関からの借入金
他会計借入金	102,000	25,000	他会計からの借入
機械類信用保険預り金	27,951	27,942	信用保険金の預り金額
割賦設備保証金	31,346	21,576	設備価格の 10 パーセントを企業より預り
退職給付引当金	5,720	5,720	職員の退職金のための引当金
その他負債	930	0	
【負債合計】	445,468	270,655	
正味財産	0	0	
【負債・正味財産合計】	445,468	270,655	

割賦設備 6,790 万円は、機構が購入した割賦設備代金のうち販売代金の回収期限未到来金額に対応した金額である。未収債権 5,850 万円は、延滞債権と破綻認定した先に対する融資残高である。

短期借入金 1 億 7,615 万円は、金融機関からの借入金である。これは、県からの借入金をいったん返済

するために、1日だけ借り入れたものである。長期借入金1,426万円は金融機関からの借入であり、平成21年度に返済が終了する。これらの借入金は、事業者に販売し、又はリースする資産の購入資金に充当している。

貸倒引当金2,312万円は、融資残高に対する回収不能見込額である。

他会計貸付金3,000万円は賛助会員事業会計他3つの事業に対する貸付けである。リース設備の金額5,796万円は、リース資産の期末現在の未償却残高である。

機械類信用保険預り金2,794万円は、延滞又は破綻した債権に対する信用保険からの保険金受取額である。延滞又は破綻債権の貸倒償却時の損失負担額を減殺する財源となる。割賦設備保証金2,157万円は取引保証金として預かった割賦設備価格の10パーセント相当額である。順調に回収が進んでいると返済期限前の月次返済元本に充当していくが、貸倒償却時には損失負担額を減殺する財源となる。

2 収支の状況

平成19年度及び平成20年度の収支の状況を、要約正味財産増減計算書の形で次に示している。

(金額単位：千円)

勘定科目	H19年度	H20年度	備 考
割賦販売収入	73,532	52,651	割賦販売代金の収入計上額
リース料・再リース料	32,927	30,720	リース料収入の計上額
貸倒引当金取崩額	13,375	18,562	前年度末引当金繰入額の取崩額
その他経常収益	226	107	
【経常収益計】	120,060	102,040	
割賦販売原価	69,931	50,487	割賦販売収入に対応する原価
リース設備減価償却費	28,511	26,478	リース資産の減価償却費
その他事業費用	1,985	434	
【事業費用計】	100,427	77,399	
リース設備固定資産税	881	1,357	
その他管理費	190	164	
【管理費計】	1,071	1,521	
貸倒引当金繰入額	18,562	23,120	貸倒引当金繰入額
【経常費用計】	120,060	102,040	
【当期一般正味財産増減額】	0	0	

現在割賦販売中の資産は16件、リース中の資産は13件である。経常収益は1億204万円である。割賦設備の販売収入は5,265万円、リース料収入3,072万円である。

事業費用は7,739万円である。割賦販売収入に対応した割賦設備原価5,048万円、リース資産にかかる減価償却費2,647万円、その他事業費用は金融機関からの借入金に対する支払利息、リース資産に係る損害保険料等の費用である。

管理費は152万円である。リース資産に係る固定資産税135万円、その他管理費は金融機関との借入契約に係る印紙代等の費用である。

第4 未収貸与料債権の取扱い

未収債権に関する取扱いは、未収貸与料管理規程及び未収貸与料債権償却基準によっている。機構は、未収貸与料債権管理台帳を作成し、債務者との交渉履歴を逐一記載している。理事長等の上司へは別途債権管理報告書を作成し報告していることを確認した。

第5 延滞債権及び破綻債権の状況

1 延滞債権と破綻債権の状況

平成20年度中の延滞債権と破綻債権の総括的な状況を次の表にまとめている。

(金額単位：千円)

区 分	H20 年度 期首残高	発生額	回収額	貸 倒 償却額	H20 年度 期末残高	備 考
延滞債権	0	1,919	1,019	0	900	1 社、1 件の債権である。
破綻債権	57,622	0	18	0	57,604	4 社、4 件の債権である。
合計	57,622	1,919	1,037	0	58,504	

平成 20 年度に発生した延滞債権及び破綻債権は 191 万円、平成 20 年度中に回収した金額は 103 万円である。同年度中の貸倒償却はなく、延滞債権及び破綻債権の残高は前年度末に比べ 88 万円増加した。

2 延滞の債権の相手先別状況

(金額単位：千円)

未収先	債権内容	H20 年度 期首残高	期中増加額	期中回収金額	H20 年度 期末残高
A 社	割賦	0	1,019	1,019	0
B 社	リース	0	900	0	900
合計		0	1,919	1,019	900

平成 20 年度において新たに 2 件、191 万円の延滞債権が発生している。A 社の 101 万円については平成 20 年度中において全額回収が行われた。平成 20 年度末延滞債権残高は B 社に対する債権 90 万円である。B 社は事業再開の目途が立たず、保証人からの債権回収も難しい状況が続いている。

3 破綻の債権の相手先別状況

(金額単位：千円)

破綻先	債権内容	H20 年度 期首残高	期中増加額	期中回収額	H20 年度 期末残高
C 社	割賦	18,657	0	0	18,657
D 社	割賦	27,194	0	0	27,194
E 社	割賦	4,084	0	18	4,066
F 社	割賦	7,687	0	0	7,687
合計		57,622	0	18	57,604

平成 20 年度期首現在 4 件、5,762 万円の破綻債権残高であった。平成 20 年度中に新たに破綻となった企業はなかった。

C 社及び F 社は、会社倒産、保証人自己破産のため、債権回収の目途が立たず、回収不能が明らかな債権である。D 社は会社倒産、県外に所在する保証人に督促状を送付するが反応がない状態となっている。E 社からは平成 20 年度中に 1 万 8,000 円が回収になり、平成 21 年度は 12 月末までに 15 万円の回収があった。

第 6 指摘事項 「貸倒引当金の計上不足の結果、債務超過状態である」

貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため債権の回収不能見込額を計上するのが会計基準上のルールになっている。ところが、機構の貸倒引当金繰入額は当該年度の収支差額がゼロになる金額を計上している。平成 20 年度は貸倒引当金繰入額を 2,312 万円計上することにより収支差額をゼロにしていた。

貸倒引当金の計上額に対する基準として機構の財務規程は、正常債権に対してはその残高の 2 パーセント、延滞債権及び破綻債権の合計残高の 50 パーセント相当額の計上を求めている。延滞債権及び破綻債権の合計残高は 5,850 万円に及ぶ。このうち破綻債権は 5,760 万円であり、回収状況と債務者の状況並びに経験則からみてその 90 パーセント以上は回収不能と考える。仮に 90 パーセントとすると 5,265 万円の回収不能額

があることになる。

引当金不足額を決算に織り込むと、この事業は多額の債務超過状態になる。

平成 20 年度末の貸借対照表の資産総額と負債総額は同額 2 億 7,065 万円である。これは、機構が支払わなければならない負債は、資産がすべて換金できても返済できないことを意味している。貸倒引当金の計上不足は、返済財源に穴が開いていることを意味しているのである。

第 7 意見

1 「未収債権先の支払期限未到来債権の注記を求める」

機構の貸借対照表上、割賦設備勘定及びリース設備勘定の残高の中には、正常回収先の債権と、延滞先の債権で次年度以降に支払期限が到来する部分の債権、言い換えると、支払期限がまだ到来していないために、延滞になる可能性が高いにも関わらず延滞債権として貸借対照表上に開示されていない債権が含まれている。

平成 20 年度末現在延滞先は 1 件、この延滞先に係る支払期限未到来債権は 134 万円である。

このような債権額は、延滞、貸倒れの発生する可能性が高いため、正常債権ではなく延滞債権として取り扱うべきである。しかし、現在の会計処理方法では、支払期限が到来したにも関わらず、なお支払が履行されない債権だけが未収債権として計上されることになっている。このような会計処理方法を補完するために、帳簿外の延滞債権額を財務諸表に注記する必要がある。

延滞債権の支払期限未到来債権について次のように注記することが必要である。

未収債権先の、支払期限未到来の債権額は次の金額である。

区 分	金 額
割賦設備販売事業	0 円
リース設備事業	1,342,800 円
合 計	1,342,800 円

2 「損失が生じた時の負担を明らかにする必要がある」

この事業において機構は県との損失補償契約を締結していない。国の事業である設備貸与事業との大きな違いである。そのため、貸倒れが発生した際には、機械類信用保険預り金、割賦設備保証金で充当される部分を除き、機構が自己財源で損失の負担をしなくてはならない。

回収不能の可能性の高い不良債権が多額に存在している。しかしながら、機構には多額の不良債権を損失処理する余力はない。

最終的に県に負担を求めることは県民の理解が得られない事象である。しかし、明らかになった不良債権に対する損失処理方法を県と協議し実行しなければ、後年度の負担にのしかかってくるだけである。

第 9 章 設備資金貸付事業

第 1 制度の目的

小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化に必要な設備の導入の促進に資するために資金の貸付けを行うことにより、小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化の促進に寄与する事業である。

このような貸付事業は民間でも対応可能であり、近年利用が減少したことから、現在新規貸付は休止し、債権回収業務のみを行っている。

第 2 制度の概要

設備導入資金助成法の規定に基づき、中小企業者に設備導入資金を貸し付けることにより企業の設備投資を支援する。設備導入資金とは、創業者、あるいは小規模企業者等の事業遂行上必要な、又は経営基盤の強化を図るために新たに導入する必要があると認められる設備、あるいはプログラムの購入費用のための資金をいう。

機構が貸し付ける小規模事業者等設備導入資金は無利子であり、貸付限度額は対象設備の導入に要する資金の 2 分の 1 以内、償還期間は 7 年を超えない範囲内とされている。

第3 債権の回収状況

平成20年度末の貸付金残高は、平成14年度に貸し付けた1件、123万円である。この貸付金は約定どおり正常に回収中であり、平成21年度中に全額回収が可能なものである。

第4 決算の状況

平成19年度及び平成20年度の要約貸借対照表、要約正味財産増減計算書を次に示している。

勘定科目	H19年度	H20年度	備考
現金預金	5,628	3,700	
未収金	331	327	県補助金
設備資金貸付金	3,876	1,236	1社のみ
【資産合計】	9,835	5,263	
県借入金	9,835	5,263	
【負債合計】	9,835	5,263	
正味財産	0	0	
負債・正味財産合計	9,835	5,263	

勘定科目	H19年度	H20年度	備考
県補助金	323	327	
受取利息	14	10	
【経常収益計】	337	337	
事務費	341	337	
当期一般正味財産増減額	△4	0	

機構の保有する資産は、普通預金370万円、県からの補助金の未収金32万円及び企業に対する貸付金123万円である。負債は、県からの借入金526万円である。

事務費が33万円、その内訳は事務用品費、ガソリン代、コピー機利用料等である。事務費財源は県からの補助金で賅っている。

第5 監査の結果

問題となる事項はなかった。

第10章 施設管理事業

第1 事業の内容と経緯

機構が鳥取市若葉台南七丁目5番1号に所有管理する建物内の部屋を賃貸する事業である。同所には機構の本部を設置するとともにサテライトルームと称する貸室13室、インキュベートルームと称する貸室4室、合計17室を外部貸出用の部屋として持っている。

機構本部に所有する土地・建物の物件の内容及び取得価額を次の表に示している。

種類	物件の内容	取得価額
土地	所在地：鳥取市若葉台南7-5-1 面積：3,497.38㎡(約1,060坪) 取得年月：平成14年11月	162,000,000円
建物	所在地：鳥取市若葉台南7-5-1 延床面積：3,281.37㎡(約994坪) 取得年月：平成14年11月	820,050,000円
	取得価額合計	982,050,000円

同建物・土地は、第三セクター株式会社新産業創造センター所有の不動産であった。その第三セクターの

会社清算処理方法の一環の中で、同不動産を機構が平成 14 年 11 月に取得した経緯がある。平成 21 年 3 月末時点の借入金残高は、県に対して約 880 万円、金融機関に対して 6 億 1,500 万円、合計約 6 億 2,380 万円となっている。

機構本部の建物と内部アトリウム（中庭）の写真を次に示している。天井はガラス張り、玄関を入ると広い中庭空間（アトリウム）に植栽を施している。

【
建
物
玄
関
】



【
内
部
ア
ト
リ
ウ
ム
（
中
庭
）
】



第2 施設賃貸事業の状況

1 貸付け条件の要旨

機構と賃借人は、貸室賃貸借契約書を取り交わしている。貸付け条件の要旨として、1平方メートル当たりの貸し室料は税抜月額 2,000 円（坪当たり換算金額は約 6,600 円となる）、共益費（光熱水費）は1平方メートル当たり税抜月額 100 円である。入居者敷金として1平方メートル当たり 1万 2,000 円（貸し室料の6か月分）を機構は預かっていることなど通常の不動産賃貸借契約条項になっている。

2 入居状況と修繕等保全費用

(1) 直近5年間の入居状況と賃貸料収入・利用料収入

直近5年間の入居状況と賃貸料収入・利用料収入を次の表に示した。

区 分	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度
外部貸出用部屋数	15	15	16	16	17
外部入居数（1年に満たないものは小数点表示）	14.83	14.75	15.7	15	15
賃貸料収入(千円)	28,116	28,176	28,665	29,163	35,428
施設利用料収入(千円)	6,426	6,573	6,202	5,837	6,220

(注) 収入金額は本部内に所在する行政出先機関からの賃貸料・利用料を含む。

満室ではないが、平成 20 年度の入居率は約 90 パーセントと高い水準である。施設利用料収入は、入居者負担の電話・電気代等の使用料である。

空室 2 室（床面積合計 106.35 平方メートル）に入居者があれば、賃貸料収入は約 280 万円の増加となる。機構の建物賃貸収入の上限は約 3,800 万円と試算できる。

(2) 修繕等保全費用の推移

(金額単位：千円)

区 分	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度
維持管理費	18,450	18,178	19,021	21,789	21,806
修繕費	1,532	1,933	2,839	661	2,262
施設の資本的支出（固定資産計上額）	0	0	0	4,060	9,430
維持管理費・資本的支出の財源のうち補助金による金額	0	0	0	17,949	11,076
修繕内容及び資本的支出の内容	・入退室管理シス	・冷温水機	エレベーター	・入退室管理シス	空調機器

	テム ・ 冷温水 機	・ 空調機 器		テム ・ 空調機 器	
--	------------------	------------	--	------------------	--

維持管理費の主な内容は、光熱水費・通信費・清掃委託費・エレベーター等保守管理料である。また、施設管理担当者の人件費を含めている。

平成 19 年度及び平成 20 年度に空調機器の維持補修・改修工事を行っている。設備老朽化の兆しが現れてきている。

第 3 決算の状況

1 収支の状況

平成 19 年度及び平成 20 年度の収支の状況を、要約正味財産増減計算書の形で次に示している。

(金額単位：千円)

勘定科目	H19 年度	H20 年度	備 考
事業収益（賃貸料・利用料収益）	35,000	41,648	入居者及び利用者からの収入である。
その他経常収益	1,496	2,871	国・県からの補助金受入額である。
【経常収益計】	36,496	44,519	
事業費（施設整備費）	0	956	施設改修工事の設計料である
管理費（施設管理費）	27,143	29,086	維持管理費、修繕費、固定資産税ほかである。
管理費（減価償却費）	14,079	14,809	償却方法は定額法（耐用年数 57 年）である。
【経常費用計】	41,222	44,851	
当期一般正味財産増減額	△ 4,726	△ 332	

当期一般正味財産増減額は、収支差額のことである。両年度とも赤字になっている。

平成 20 年度は入居者が増えたこと及びこの年度から共益費（共用部分の電気使用料等として 1 平方メートル当たり月額 100 円）の負担を求めたことにより事業収益は前年度比 664 万円（増加率 19 パーセント）の増加となった。基本収入である事業収益で事業費の施設整備費と施設管理費は賄えているが、減価償却費負担により赤字となっている。

減価償却計算は、資産の種類によってその耐用年数は異なるが、平成 14 年に取得した取得価額 8 億 2,005 万円の建物は 57 年の耐用年数を適用している。この耐用年数は法人税法の定める耐用年数である。長すぎる耐用年数と感じたが、ここでは論点としない。

この事業は、毎年度の収支差額を財源に県からの借入金を返済しなければならない。平成 20 年度の収支差額から計算すると、約 1,400 万円（減価償却費＋収支差額）の返済資金を生んでいる。

2 財産・債務の状況

平成 19 年度及び平成 20 年度の要約貸借対照表を次に示している。

(金額単位：千円)

勘定科目	H19 年度	H20 年度	備 考
現金預金	23,234	26,494	
その他流動資産	241	113	
特定資産	27,530	36,126	施設改修により取得した建物・什器備品
その他の固定資産	911,198	897,913	H14 年取得の土地 162 百万円と建物の償却後簿価 736 百万円
【資産合計】	962,203	960,646	
短期借入金（金融機関）	625,000	615,000	H20 年度期首は、借入金全額 636 百万円が県からの無利息借入金であった。

長期借入金（県）	11,005	8,804	H21.3.31に金融機関から615百万円短期借入し、H21.4.1に全額返済している。
預り保証金（入居者敷金）	11,328	13,708	
その他負債	2,072	1,708	入居者からの前受賃借料
【負債合計】	649,405	639,220	
正味財産	312,798	321,426	
【負債・正味財産合計】	962,203	960,646	

次にこの事業の借入金の状況を説明する。

第4 借入金の状況

平成20年度末の借入金残高は、金融機関からの短期借入金6億1,500万円と県からの長期借入金880万円、合計6億2,380万円となっている。しかし、借入金の年度中の移動状況を見ると、鳥取市からの借入金が存在していることが分かった。

平成20年度中の借入金の移動状況を借入先別に次の表にまとめている。

（金額単位：百万円）

借入先	借入期間	H19年度末 残高	H20年度中		H20年度末 残高	利率(%)
			借入額	返済額		
鳥取銀行	H20.3.31～H20.4.1	625		(注1)625	0	2.375%
山陰合同銀行	H21.3.31～H21.4.1	0	(注2)615	0	615	2.100%
鳥取県	H20.4.1～H21.3.31	0	(注3)306	(注3)306	0	無利息
鳥取市	H20.4.1～H21.3.31	0	(注3)310	(注3)310	0	無利息
鳥取県(注4)	H20.3.31～H25.3.31	11	0	2	9	無利息
	合計	636	1,231	1,243	624	

(注1) 平成20年3月31日に借入し、平成20年4月1日に返済している。

(注2) 平成21年3月31日に借入し、平成21年4月1日に返済している。

(注3) 平成20年4月1日に借入し、平成21年3月31日に返済している。

(注4) 長期約定返済契約を締結している借入金である。

年度末日に県及び鳥取市からの借入金をいったん返済するために民間金融機関から借入し、翌年度の期首に県及び鳥取市から借入し、それに機構の自己資金を加え民間金融機関からの借入金を返済している。年度末と翌年度始めをはさんで借入金の仕切り直しを行っているのである。

平成21年3月31日に県へ3億628万円、鳥取市へ3億960万円、合計6億1,588万円の返済を行うために民間金融機関から6億1,500万円を借入している。この民間金融機関からの借入金は、平成21年4月1日に県から2億9,990万円、鳥取市から3億321万円、合計6億311万円の借入金に機構の自己資金1,277万円を加えて返済している。平成20年度の施設管理事業が生み出した返済資金は1,277万円であったことになる。

なにゆえに、このようなことを行っているのだろうか。

理由は、収支結果が入居率の高低に左右される貸室賃貸事業は長期の収支見通しが難しいため、長期約定返済予定表を取り込んだ長期借入金契約を締結することができないからである。民間事業者が金融機関から借入して賃貸住宅を建設した場合、当然に約定返済していかなければならない。県及び鳥取市と機構の間では柔軟な資金貸借行為が行われていることに驚いてしまった。

さらに、県からの借入金は無利息になっている。機構のこの事業は外部から貸室料を収納する収益事業なのであるから、県からの借入金に対する利息の負担をしなければならないものと考えている。

収益事業という理由で、県は自己資金による返済を求めながら、一方では大規模な改修補修工事があればその費用を補助している。これでは、機構の不動産は誰の責任で所有管理しているのかが明確でないと感じた。

機構の単年度収支の結果から、借入金返済可能額は年間1,000万円から1,500万円と試算できる。6億円以上の借入金の完済までに50年以上要する計算になる。

第5 意見 「機構の不動産を県に譲渡することを検討すべきである」

機構は、第三セクターである株式会社新産業創造センター所有の不動産を、平成14年同社の清算処理のために引き受けたものである。これは、その当時の県議会の議決により承認された結果であるから論点とはしない。

しかし、この不動産取得のための無利息借入金を県・鳥取市に返済しながら、一方で多額の改修補修工事に要する経費の補助金を受けている。これでは、不動産の所有者責任が誰にあるのかが曖昧なままで推移することになる。

機構は、県内産業の振興を主目的とする公益法人である。機構は、この主目的のために機動性ある態勢にしておかなければならない。不動産賃貸管理、不動産維持管理、借入資金の管理など産業振興目的にそぐわない事業から解放してやらなければならないと考える。そのためには、機構が所有する不動産を県に譲渡することを検討すべきである。

第11章 再生協議会事業

第1 制度の目的

この事業は、中小企業の再生に向けた取組を支援するため、産業活力再生特別措置法に基づき、中小企業再生支援協議会を設置し、事業の将来性はあるが、財務上の問題を抱えている中小企業者を対象に、経営相談・再生支援を行う事業である。

第2 制度の仕組み

1 制度の概要

経済産業大臣は、中小企業を総合的かつ効果的に支援し、その活力の再生に資するため、国・地方公共団体、中小企業基盤整備機構及び認定支援機関が取り組むべき支援措置に関する基本的な指針である「中小企業再生支援指針」を定めている。

その指針に基づき、経済産業大臣は、中小企業再生支援を適正かつ確実に行えると認められるものからの申請に基づき、中小企業再生支援を行うための支援機関を認定している。認定支援機関は原則として各都道府県に1か所ずつ設置することとなっている。

現在鳥取県においては、機構が認定支援機関となっている。全国的にみると、商工会議所内に認定支援機関を設置しているケースが多い。商工会議所内に設置している都道府県が31か所、鳥取県のように産業振興を業務とする財団法人内に設置している都道府県が15か所、商工会連合会内に設置している都道府県が1か所である。日常的に県内中小企業に対する種々の支援を行っている機構内に設置したことは良いことであるとする。

認定を受けた支援機関は、再生支援協議会（以下「支援協議会」という。）を設置する。支援協議会では、再生支援業務の具体的内容、実施体制、その他業務の遂行に関する重要な事項を審議し、あるいは認定支援機関に対する助言を行う。鳥取県再生支援協議会は、平成21年3月現在22名の協議会委員で構成している。支援協議会のメンバーに、金融機関、商工会議所、弁護士会、商工団体、公認会計士協会、税理士会、県商工労働部、機構などの団体の長が就任している。

実際の支援業務は、弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士、金融機関出身者などからなる支援業務部門が行う。鳥取県は支援業務部門として、機構内に企業再生支援室（以下「再生支援室」という。）を設置し、支援業務を統括するプロジェクトマネージャー1名と補佐役としてのサブマネージャー5名（平成21年3月現在）が相談及び再生計画策定等の業務を行っている。サブマネージャーのうち3名が金融機関出身者、中小企業診断士1名、顧問弁護士1名である。

機構は、中国経済産業局との間で再生支援に関する委託契約書を交わしている。月一回の実績報告を行い、また、委託業務の終了後に事業実施報告書、実績報告書、委託費支出明細書等の提出を行うことが契約上求められている。中国経済産業局は、完了した委託業務が契約の内容に適合するものかどうかの確認を行い、同時に実績報告書の内容について審査し、支払うべき委託金額を確定する。機構は年度内に4回

の概算払を受けている。概算払額と確定実績額の差額決済は実績報告書の提出後に行われる。

2 再生支援業務の概要

再生支援室は、経営不安に陥った企業、あるいはそのような企業に融資している金融機関その他からの要請に基づき、窓口相談を行う。提出された経営資料の分析などを通じて、経営上の問題点や具体的な課題を抽出し、課題の解決に向けての助言を行っている。

再生相談案件は支援協議会に持ち込まれ、支援協議会が再生計画の作成あるいは金融機関等との調整が必要であると判断した場合に第2次対応として再生計画策定支援を行う。中小企業診断士、弁護士、公認会計士、税理士等の専門家からなる個別支援チームを結成し、具体的な再生計画の策定を支援する。また必要に応じて金融機関との調整を行っていく。

3 再生の手法

再生支援手法として、金融機関に対する融資条件変更の要請、県の再生資金や地域再生ファンドの投入、債権者に対する債権放棄の依頼、収益性のある部門の営業譲渡等があげられる。企業の実態に応じた再生手法を用い、再生支援を行うことが再生支援室に課せられた使命である。

第3 事業活動の実績

1 相談実績

再生支援室を設置した平成15年度から平成20年度までの紹介元別窓口相談件数を次の表にまとめている。

紹介元	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	累計
金融機関	15	25	7	4	8	11	70
企業	8	10	9	10	16	18	71
その他	9	2	7	10	8	5	41
合計	32	37	23	24	32	34	182

再生支援室設置の平成15年度からの累計相談件数は182件であった。紹介元は金融機関からが多かったが、最近は企業からの直接相談が増加傾向にある。上表には表していないが、業種別には卸・小売業並びに食品製造販売業が多い。

中国5県の統計を見ると、岡山県914件、広島県331件、山口県305件、島根県215件の件数であった。

2 2次対応実績

2次対応の案件は、平成20年度は経営計画策定完了件数が6件、経営計画策定支援中の件数が5件となっている。過去5か年度の2次対応完了件数の推移を次の表に示している。

区分	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	累計数
2次完了件数	4	6	4	5	5	6	30

2次対応件数は年間4件から6件で推移している。中国5県の累計数は、岡山県88件、広島県52件、山口県71件、島根県35件であり、鳥取県は他県と比べ低い数字であることが分かる。

第4 事業費及び管理費の支出状況

再生支援室の事業費及び管理費は全額国費で措置されている。平成20年度の事業費及び管理費は9,667万円、平成19年度と同経費は4,821万円であったので、前年度のほぼ倍の経費を要する結果となった。経費が大幅に増加した理由を分析するために、平成19年度と平成20年度の経費の比較を次の表に示している。

(金額単位：千円)

勘定科目	H19年度	H20年度	純増減額
事業費			
支援業務費	28,206	48,207	20,001
経営改善計画策定支援費	7,030	28,740	21,710
経営改善計画実施助言費	0	312	312
【事業費合計】	35,236	77,259	42,023
管理費			

協議会費	8,681	11,671	2,990
会議開催費	575	507	△ 68
一般管理費	3,727	7,239	3,512
【管理費合計】	12,983	19,417	6,434
【費用合計】	48,219	96,676	48,457

平成 20 年度の事業費合計は、7,725 万円である。うち支援業務費 4,820 万円はプロジェクトマネージャー 1 名、サブマネージャー 5 名（平成 20 年度末現在）の person 費 4,635 万円及び出張に要した旅費である。経営改善計画策定支援費 2,874 万円は、外部専門家に対する謝金及び旅費である。

再生支援業務の hand として再生対象企業の資産査定を行うことが求められている。資産査定は、公認会計士・税理士・弁護士等に依頼することになっている。再生支援室が資産査定業務に関わった外部専門家に対して支給する謝金単価は 1 日 3 万 9,000 円と決めている。経営改善計画実施助言費 31 万円は、モニタリングに係る外部専門家謝金である。再生計画策定後、その企業が再生計画どおりに経営改善を実行していることをモニタリング（確認）することは必要なことである。

平成 20 年度の事業費は対前年度比 4,202 万円増加している。支援業務費で 2,000 万円の増加、経営改善計画策定支援費で 2,171 万円増加している。うち、支援業務費の増加はマネージャー 2 名の増員及び旅費交通費の増加によるものであり、経営改善計画策定支援費の増加は外部専門家の活用数の増加によるものである。

平成 20 年度の管理費は、1,941 万円である。うち協議会費 1,167 万円の主な内訳は支援室の事務局員（非常勤 1 名、臨時 1 名）に対する person 費（社会保険料を含む）589 万円、機構から賃借している事務室賃料 158 万円、公用車 2 台の賃借料 85 万円である。会議開催費 51 万円は支援協議会の全体会議開催に要する費用（会場借料、委員謝金等）及び全国会議出席のための旅費交通費他である。一般管理費は公用車 1 台分の賃借料、携帯電話代などである。

管理費合計は平成 19 年度 1,298 万円に対し平成 20 年度は 1,941 万円と 643 万円の増加であった。管理費の主な増加内訳は雑役務費 170 万円、セミナー開催費用 79 万円、印刷費 58 万円などである。臨時職員 1 名を新たに雇用したことが、雑役務費の増加につながった。

平成 20 年度のこの事業の経費が前年度に比べ大幅に増加したのは、相談体制と経営改善策定体制をより充実させるための person 増強に伴う person 費の増加であった。

平成 20 年度の再生支援室の事業費と管理費の合計額 9,667 万円を当該年度の相談件数 34 件で除すると窓口相談 1 件当たり 284 万円の経費を要したことになる。再生支援室は、金額的に手厚い支援を行っていると感じた。再生支援を希望する企業が負担するには重過ぎる金額である。

支援依頼企業の経営者の再生に向かう強い決意と経営改善力がなければ再生はできない。一つでも多くの再生成功事例を作ることではしか、この公的支援に報いることはできない。支援依頼企業の経営者は、この金額を重く受けとめ、再生実現に決死の覚悟で立ち向かい、再生を実現しなければならない。

第 5 意見「再生支援策を県の知的財産とすることを求める」

企業を再生するために必要なことは、経営の三大資源である人・物・金の不足をどのように解決していくかを考え、計画し、計画を着実に実行していくことである。崩れかかった企業を再生することは極めて困難なことである。

景気の悪化、経営者の怠慢、金融機関の貸しはがし及び貸し渋り、優秀な従業員の退職等々、さまざまな理由により会社が破綻している。

破綻を食い止めるために再生支援室に相談する。再生支援室は、企業再生の成功者や中小企業診断士等を配置し相談に対応している。金融機関からの借入金の整理方法・返済期限の繰延や経営計画の策定等の助言、さらに詳細な再生計画を立案してくれている。

この事業は、国からの委託事業であり、事業費の全額が国から出ている。国の事業であること、また特殊な事業であるという理由で、機構内に再生支援室を設置しているが、この支援室はまったく機構とは隔離された状態で再生支援を行っている。

機構は県内の企業をさまざまな事業を通じて支援している。機構はそのための専門職員を置いている。機構の他部門の職員の知恵こそが機構の財産である。再生対象企業の状況に対して機構全体で情報共有化を行うことは無理であろうが、国の事業とはいえ、県内企業を再生するために設置した機構内の組織なのであるから、多少なりとも機構の他部門との情報交換の公式の場をつくるべきである。

支援室の担当者から、再生計画書の作成開始から報告書完成までに半年から1年を要すると聞いている。担当者は1企業だけの再生計画策定に専念するのではなく、同時に複数の案件を抱えているからである。それにしても、破綻を食い止め再生させる計画書の作成にこれだけの時間を要することは、理解はできても納得はできないと考える。

この時間を短縮するには要員、それもこの業務ができる人を増やさなければ解決できることではない。この特殊業務を行える人材も限られている中で、人件費予算が増額になっても適材が見つからなければ、企業再生は遠のいてしまう。

再生支援室は、課題の一つに人材の確保が難しいことを上げている。企業再生支援を充実するためには、再生支援室の人材を確保すること、そしてこれまでの再生計画づくりからつかみ取った再生支援策を県の知的財産として役立てていくことが重要と考える。

第12章 都市エリア産学官連携促進事業

第1 制度の目的

地域の個性発揮を重視し、大学等の知恵を活用して新技術シーズを生み出し、新規事業等の創出、研究開発型の地域産業の育成を図る、文部科学省からの委託事業である。

この事業は平成18年度に開始し、平成20年度で終了した事業である。

第2 制度の仕組み

1 制度の仕組み

「都市エリア」とは、研究開発のポテンシャルを有する都道府県等の中核的な都市とその周辺のことをいう。この事業を行うための要件として、大学等の公的研究機関が存在すること、事業の実施主体となる中核機関の活用が可能であることの2点が挙げられている。

鳥取県は「米子・境港エリア」をこの事業の候補地として申請し、平成18年度から機構が支援する事業として開始した。米子・境港エリアは、水産資源に含まれる機能性食品素材の抽出技術を有する食品製造業が集積し、鳥取大学や独立行政法人産業技術センター食品開発研究所（境港市）を核とする研究機関が存在していることから地域産業育成の可能性の高さが評価された結果、この事業の委託が採択されている。

この事業は、一般型及び一般型の終了地域のうち、さらなる発展が見込まれる地域に適用される発展型の二つの事業段階がある。

一般型とは、ある程度の産学官連携事業実績をもつ地域において、分野特化を前提に、新たな技術シーズ創出を図るための共同研究の促進を中心とした事業をいう。事業予算規模は、単年度で約1億円、事業期間の3年間で約3億円が予算化されていた。

発展型とは、一般型の研究開発事業の終了地域のうち、特に優れた成果を上げ、かつ、今後の発展が見込まれる地域において、これまでの成果を活かした産学官連携活動を展開する事業をいう。事業予算規模は、単年度で約2億円、事業期間の3年間で約6億円が予算化されていた。

米子・境港エリアは一般型の研究開発事業として平成18年度から平成20年度まで事業が行われた。

2 事業の内容

機構は都市エリア産学官連携事業を文部科学省から受託するために、機能性食品の開発をテーマとして鳥取大学及び鳥取県産業技術センターの研究開発力と境港の食品製造業の製造技術をマッチングする企画立案を行った。その企画が文部科学省から採択され、機構がこの事業を支援することになった。

文部科学省と機構との間で、都市エリア産学官連携事業に関する業務委託契約書を結んでいる。研究開発の内容は、「染色体工学技術等による生活習慣病予防食品評価システムの構築と食品等の開発」、換言すると水産資源を活用した生活習慣病予防食品（機能性食品）の開発である。

第3 収支の状況

平成20年度の収支の状況を、要約正味財産増減計算書の形で次に示している。

(金額単位：千円)

勘定科目	H20年度	備考
委託金収益	73,999	国からの委託金収入
負担金収益	18,108	県・市町村からの負担金収入
【経常収益計】	92,107	
給料手当	8,004	職員人件費
旅費交通費	4,332	
消耗品費	1,146	
諸謝金	2,284	コーディネーター等に対する謝金
委託費	71,006	研究開発の再委託費
その他事業費	5,335	
【事業費計】	92,107	
当期一般正味財産増減額	0	

経常収益金額9,210万円と経常費用（事業費）は同額であり、収支差額はゼロになっている。これは、委託事業に要する経費として認められたものが委託金収益として支弁されることになっているからである。

再委託費7,100万円は研究開発の再委託に係る委託費である。再委託先と委託金額は、鳥取大学5,083万円、鳥取県産業技術センター1,617万円、株式会社クロモセンター400万円である。この事業は研究開発を主な内容としたものであり、その研究開発を鳥取大学、鳥取県産業技術センター及び株式会社クロモセンターに委託したため多額となっている。

給料手当800万円は地域科学技術コーディネーター1名、事務補助員2名に対する人件費である。

事業収益は、国からの委託金収益7,399万円及び鳥取県、米子市、境港市からの負担金収入1,810万円である。負担金収入の内訳は鳥取県1,617万円、米子市104万円、境港市89万円である。

第4 事業の成果

事業計画書の作成及び全体管理を行うため年2回「都市エリア産学官連携促進事業推進会議」を開催した。研究計画の見直し、あるいは研究成果の特許化マネジメントの検討を行うため年4回の「都市エリア共同研究推進委員会」を開催した。

科学技術コーディネーター2名と地域科学技術コーディネーター1名を配置し、提案事業全体の進捗管理や研究開発結果の事業化、商品化に向けての活動を行った。

米子・境港エリアにおける研究テーマは、「鳥取大学が世界に先駆けて開発したヒト人工染色体技術を利用したマウスの作成及び食品等の機能性評価システム」である。健康食品の商品化事例として水産資源を利用した低分子コラーゲン、フコイダンの商品化を行った。平成20年度における特許出願件数は6件（うち2件は海外にも特許出願を行っている）、特許出願の準備中のものが4件である。

第5 監査の結果

問題となる事項はなかった。

第13章 次世代・地域資源産業育成事業

第1 制度の目的

この事業は、農林水産物等、産地技術、観光資源の地域資源のほか、企業と大学等研究機関の共同研究の成果等を地域資源（次世代資源）としてとらえ、これら他地域との差別化となり得る地域資源を活用し、新事業の創出、域外等への事業展開を目指す中小企業者等の支援を行うことで、地域経済を牽引する産業を創出することを目的とする。

第2 制度の仕組み

- 1 機構は県からの借入金を基金財源とし、基金（債券等）の運用益で事業費を賄う

中小企業基盤整備機構が40億円を県に無利子で貸し付ける。県は自己資金10億円を加えて機構に総額50億円を10年間無利息で貸し付ける。機構はその50億円を基金として元本保証の債券と定期預金で運用し、その運用益を財源に企業に対する助成金支給を行っている。

2 助成金の交付対象事業

機構の助成対象事業は、「次世代産業育成事業」、「地域資源活用事業」、「打って出るとっとり応援事業」の3つである。次にその内容を説明する。

(1) 次世代産業育成事業

液晶関連、機能性食品、自然エネルギー、バイオ等の分野で大学等の研究シーズ及び共同研究の成果を生かし、電気機械、情報通信機械、電子部品・デバイス、食料品産業等の既存産業から発展する製品及び技術で相当程度高い市場性が見込まれるものについて行われる製品及び技術の実用化又は販路の開拓にかかる経費を助成する。

(2) 地域資源活用事業

地域資源活用事業は、次の3分野に関する研究開発又は販路開拓等に要する経費を助成するものである。

ア 農林水産物等

県内地域の特産物として認識されている農林水産物又は鉱工業品を不可欠な原材料又は部品として行われる製品の研究開発又は販路開拓

イ 産地技術

鉱工業品の生産に係る技術を不可欠なものとして行われる製品及び技術の研究開発又は販路開拓

ウ 観光資源

県内にある文化財、自然の風景地、温泉その他の地域の観光資源として認識されているものの特徴を利用して行われる製品の研究開発若しくは販路開拓又は役務の開発、提供もしくは販路開拓

(3) 「打って出る」とっとり応援事業

次世代資源又は地域資源を活用した製品の開発若しくは販路開拓を行っている中小企業者に対して、展示会・見本市への出展、セミナー等独自イベント開催等によって支援する新たな取組

この事業は、平成21年度から開始した事業である。

3 助成金交付手続き

(1) 助成金の申請・審査及び交付手続

県内に事務所、工場等を有する中小企業者及びNPO法人、農事組合法人その他の団体で地域経済の活性化に資する事業に取り組むものは、助成金の交付を申請しようとする際、機構に事業提案書を提出する。機構は、事業提案書の提出があったときは、予備的な審査を行った上で、審査委員会に諮り採択の可否を決定する。

審査委員会は平成21年3月現在11名の委員からなり、機構の理事長の諮問に応じ審査を行い、結果を理事長に報告する。機構は、審査委員会終了後速やかに申請者に対し採択の可否を通知するとともに、事業が採択となった申請者に対しては助成金交付申請書の提出を求める。助成金交付申請書の提出後、審査委員会等の判断を踏まえ、審査あるいは調査等を行い、助成金の交付決定を行う。

(2) 審査項目

助成金交付事業の採択は、事業ごとに次の審査項目を重点として総合的に行っている。

ア 次世代産業育成事業及び地域資源活用事業の重点審査項目

審査項目	審査内容
市場性	ニーズがあるか、また成長が期待される分野であるか。
革新性	競合製品、サービスとの比較において、競争優位性のある特徴をもっているか。
実現可能性	事業を実施する経営（資金・人員・技術等）体制、具体的な事業計画は整っているか。

研究開発の内容・体制	研究開発内容及び研究開発を行うための体制は適当か。
地域活性化への波及効果	地域への波及効果、雇用、税収等、地域経済に好影響を与えるか。

イ 「打って出る」とっとり応援事業の重点審査項目

審査項目	審査内容
支援事業の妥当性	中小企業者を支援する具体的な事業計画は整っているか。
実現可能性	事業を実施する体制（資金・人員・技術等）は整っているか。
地域活性化への波及効果	地域への波及効果、雇用、税収等、地域経済に好影響を与えるか。

審査委員は、これらの審査項目に基づき、年数回開催する審査委員会において採択を行う。その評価の方法は、それぞれの審査項目ごとに各委員がA、B、Cのランク付けを行い採択の可否を判定する。

(3) 助成率・助成期間

次世代産業育成事業及び地域資源活用事業の助成率は、助成対象経費の3分の2、助成期間は24か月以内である。

「打って出る」とっとり応援事業は助成対象経費の全額が助成対象となり、助成期間は12か月以内である。

(4) 助成金の確定交付時期

助成金の確定交付は、事業終了後の審査委員会承認後、助成対象経費の審査を受けた後である。採択事業の事業期間は12か月から24か月に設定されている。事業期間が終了し、事業の完了報告後、助成金の交付請求を行うことにより助成金の交付が行われる。企業からの請求により助成期間の間での概算払も行う。

4 機構の支援体制

機構は企業からの相談に応じ、ヒアリング等によりその企業が行う事業がこの制度の趣旨に合うかどうか判断する。趣旨に合うと判断した事業について事業計画の策定の支援を行っていく。中小企業の多くは事業計画書の作成能力に乏しく、機構は計画書の作成の支援作業に多くの時間を費やされる。

外部専門家のあっせんや事業計画に関する市場動向、競合製品等に関する情報提供も行う。さらに、事業が採択され、事業が開始されたのちには、販路開拓の支援も行う。

不採択となった事業についても継続指導を行い、次回の審査において採択されるよう継続的に支援を行っている。

第3 事業の成果

平成19年度及び平成20年度の助成金申請件数と採択件数の事業別内訳を次の表に示している。

区分	申請数	採 択 数		
		次世代	地域資源	合計
H19年度合計	10	2	2	4
H20年度合計	30	4	13	17
累 計	40	6	15	21

平成20年度は、事業申請件数30件に対し17件の事業を採択した。

次世代産業育成事業としては、鳥取大学工学部との共同研究の成果を活用した、省エネ、環境対策に効果を発揮する次世代多機能型コンセントの開発等の事例がある。

地域資源活用型事業としては、ハタハタを使った加工食品の販路開拓、氷温技術を活用した貯蔵技術、輸送技術システムの開発、健康・保養をテーマとした現代型湯治の創造と販路開拓等の事例がある。

17件の助成金交付決定額の合計は1億2,785万円、1件あたりの平均助成金交付決定額は752万円である。この金額は最長24か月の助成期間に対する総額であり、そのうち平成20年度に対応する部分の金額は

6,208万円である。

採択事業の多くは事業期間が24か月の事業となっている。この事業は平成19年度に開始した事業であり、最初に事業採択が行われたのは平成20年2月であった。平成20年度中は大部分の事業が継続中の状態であり、企業からの概算払の請求も行われなかった。平成20年度中に実際に支払われた助成金は68万円であった。

第4 決算の状況

1 財産・債務の状況

平成19年度及び平成20年度の要約貸借対照表を次に示している。

(金額単位：千円)

勘定科目	H19年度	H20年度	内 容
現金預金	13,580	101,076	普通預金
未収収益	27,487	27,412	運用資産の経過利息
特定資産：定期預金	4,190	3,582	定期預金
特定資産：投資有価証券	4,995,810	4,996,419	他府県債3銘柄
【資産合計】	5,041,067	5,128,489	
長期借入金	5,000,000	5,000,000	運用財産としての県からの借入金
他会計借入金	1,500	0	
その他負債	0	123	
【負債合計】	5,001,500	5,000,123	
正味財産	39,567	128,366	
負債・正味財産合計	5,041,067	5,128,489	

負債項目の借入金50億円は県から無利息で借り入れた事業財源である。この事業財源を定期預金358万円及び投資有価証券49億9,642万円で運用している。投資有価証券の内容は債券（北海道公債、大阪府公債、熊本県公債）であり、期間10年、表面利率は1.80パーセントから1.87パーセントになっている。毎年度約9,000万円強の運用利益が確定していることになる。

平成20年度末の現金預金残高は1億円を超えている。これは余剰資金ではなく、事業期間が12か月から24か月に設定されているため、実際の助成金交付時まで留保しているためである。

2 収支の状況

平成19年度及び平成20年度の収支の状況を、要約正味財産増減計算書の形で次に示している。

(金額単位：千円)

勘定科目	H19年度	H20年度	備 考
特定資産運用益	40,987	92,315	基金資産からの運用利息
その他経常収益	99	73	
【経常収益計】	41,086	92,388	
助成金	0	679	採択事業完了分に対する助成金
印刷製本費	328	445	
諸謝金	74	1,276	専門家派遣費用
その他経費	1,117	1,190	
【経常費用計】	1,519	3,590	
当期一般正味財産増減額	39,567	88,798	

この事業の事業費財源収入は特定資産（債券等）の運用利息である。平成20年度における運用利息は

9,231万円であった。

平成20年度の経常費用合計は359万円、うち助成金は平成20年度に採択事業が完了した1団体に対する支払助成金67万円である。印刷製本費44万円は事業提案書・パンフレット等の印刷に要した費用である。諸謝金は、外部専門家（次世代・地域資源アドバイザー）に対する謝金109万円、審査委員に対する謝金18万円である。その他経費は議事録作成に関する費用、専門家及び委員に対する旅費の支払などである。収支差額8,879万円が次年度に繰り越された。

第5 指摘事項「平成20年度の収支均衡予算は支出すべき事業費を映し出していない」

平成20年度の予算に8,536万円の助成金支出を計上していた。この助成金支出予算額は、平成20年度予算の収支差額をゼロにするために算定した金額である。基金利息予算額9,178万円と、支出が予想される助成金以外の経費642万円の差額8,536万円を助成金予算額としていた。

このような収支均衡予算を策定すべきではない。基金型の国の事業であり、基金利息は確実に収入するので予算額の算定は容易である。一方、主たる事業費となる助成事業者に対する助成金の支出年度と助成額は見えているものである。この見えている助成額を差額で算定したことは予算策定に対する緊張感がなかったからであると推察している。

予算は執行すべき事業を映し出すものである。可能な限り正確に予算を策定しなければならない。

第6 意見

1 「100パーセントの事業化を目指して支援することが必要である」

国は、鳥取県におけるこの事業について10年で100の新事業を創出すると長期成果目標を立てている。短期の成果目標として助成金の交付を受けてから3年以内に助成件数の30パーセントが事業化を果たすこと、また、長期の成果目標として事業化達成年度と本事業終了の平成29年度とを比較した総売上増加率が3パーセント以上であることを挙げている。

助成を申し込む企業は、当然100パーセント事業化を目指して計画を立てている。それに対して、国の設定した3年以内の事業化率の目標が30パーセントでは納得ができない。基金運用利息が事業費財源であるが、財源の根は税金である。この目標値を事業者と納税者が知り得れば、あぜんとするのではないだろうか。

主役は成否を賭けた事業者である。審査委員会が良かれと判断した事業でも、最終的には市場が答えを出してくれることは自明のことである。だからこそ、支援する機構は100パーセントの成功戦略をもって取り組まなければならないと考えている。それでなければ、事業者の背中を押すことにならないはずである。機構は、国の掲げる成果目標にとられることなく100パーセントの事業化を目指して支援することが必要である。

基金運用利息を事業費財源とする基金型事業である。事業費財源に余剰があれば、国に返還すれば良いというようなすきを見せてはいけない。

2 「1億円を超える普通預金の一部定期預金化等が必要であった」

機構の担当者は1億円を超える普通預金残高のうち一部を定期預金等で運用することを中小企業基盤整備機構の担当者に相談したが、了解を得られなかった。

1円でも税金を無駄にしないということは叫ばれているが、1円でも多く収入を上げる機会をみすみす逃したことは、どのような行政上の判断があったのだろうか。国民の理解は得られないと考える。

3 「次年度以降の助成金執行予定額の財務諸表注記が必要と考える」

当該年度の財務諸表には、当該年度に支出した助成金額が開示されるのは当然であるが、次年度及び次々年度における助成金支出額はある程度予測可能な金額である。

公益法人会計基準は、財政状態を見る上で重要な事項を注記することを求めている。次年度以降の助成金執行予定額は重要な事項である。財務諸表注記が必要と考える。

第14章 工業高校実践教育導入事業

第1 制度の背景と目的

1 背景

わが国のものづくりの国際競争力を支えている中小企業においては、技術・技能の伝承と若手技術者の育成・確保が喫緊の課題である。

産業界は、将来ものづくりの現場を担い、企業の高い技術力の維持・強化に貢献できる人材を育てることを専門高校等に求めている。

2 目的

機構は、産業界と工業系高校の実践的な人材育成プログラムの充実を図り、産業界と工業系高校の連携によるものづくり人材育成の仕組みの構築を目指している。

機構は、鳥取県内に集積する電気電子産業及びその周辺産業における人材を育成するために、回路設計、ソフトウェア開発、機械加工、電力供給、メンテナンス分野等における事業に重点を置いている。

機構は、県内企業と産業支援機関の協力の下、鳥取工業高等学校、倉吉総合産業高等学校及び米子工業高等学校を対象に実践的教育を実施している。

第2 制度の仕組み

1 経済産業省と文部科学省の共同事業である

この制度は経済産業省と文部科学省との共同事業であり、事業実施年度は平成 19 年度から平成 21 年度までの3か年度である。

経済産業省は「工業高校実践教育導入事業」の事業名で、一方文部科学省は「地域産業の担い手育成プロジェクト」の事業名で機構と県教育委員会にそれぞれ委託している。

なお、工業高校実践教育導入事業に関する委託業務は、経済産業省（中国経済産業局扱い）と機構との委託契約に基づき機構が事業の執行を行っている。

2 本事業における「鳥取県人材育成連携推進委員会」の役割

機構と県教育委員会が中心となって「鳥取県人材育成連携推進委員会」を組織している。

鳥取県人材育成連携推進委員会の主な役割は、連携内容の検討、人材育成プログラムの協議及び事業の進捗管理等である。

第3 5つの活動事業

工業高校実践教育導入事業は、「企業活動に必要な基本的知識・技術を持ち、どんな分野にも積極的に応用できるチャレンジ精神に富んだ人材」を育成することを目指している。

この事業目的のために次の5つの活動を行っている。

1 インターンシップ

実際に工業系高校の生徒が企業に出向き、実社会での活動を理解することにより、実践的な技術・技能を習得するとともに、職業観などを養う活動である。

2 外部講師の派遣

学校において、企業の技術者やOB人材などから企業現場における実践的な技術・技能の直接指導を受けることにより、実社会で活用している実践的技術・技能の習得を目指す活動である。

3 教員の企業研修

日頃生徒を指導している教員が、企業に出向き企業現場における技術を習得することにより、学校教育において生徒に対して実践的な教育ができることを目指す活動である。

4 共同（課題）研究

企業技術者、教員、生徒等のグループで課題研究に取り組むことにより、新しいことにチャレンジするとともに、実践的に考える力を養う活動である。

5 起業化教育によるチャレンジ精神の育成

リーダー性や創造力を育成し、様々な問題にフレキシブルに対応できるチャレンジ精神に富んだ高校生を育成するために、起業化教育を実施する活動である。

第4 予算と事業実績

1 事業の内容と実績

平成 19 年度及び平成 20 年度の事業実績を次の表にまとめている。

事業内容	H19年度事業実績	H20年度事業実績
委員会の開催	県委員会・分野別委員会・地域別委員会 計21回開催	県委員会・分野別委員会・地域別委員会 計26回開催
インターンシップ	2校4学科 20名参加 受入企業5社	3校8学科 276名参加 受入企業(延べ数)90社
外部講師派遣	3校6学科 延べ44回実施 241名受講 協力講師21名	3校8学科 延べ101回実施 652名受講 協力講師66名(企業数39社)
教員の企業研修	3校4学科 11名参加 受入企業5社	3校7学科 35名参加 受入企業12社
共同(課題)研究	1校2学科	1校2学科
チャレンジ精神の育成	1校1学科 2回実施 70名受講 協力講師2名	1校1学科 1回実施 37名受講 協力講師1名

平成19年度の事業実績が少ないのは、平成19年7月に経済産業省と委託契約を結んだこと及び事業の準備期間を要したためである。

平成20年度は産業界の協力及び学校の理解が高まったことにより十分な事業実績を上げることができた。

2 平成20年度予算の執行実績

次の表は、平成20年度工業高校実践教育導入事業に関する委託契約書上の予算額と支出実績額を対比したものである。

(金額単位：千円)

区分	内訳	予算	実績	予実差
人件費	コーディネーター (社会保険料は含めず)	5,820	5,485	335
事業費	コーディネーター 旅費	629	284	345
	副教材作成費	552	1,464	△912
	事業実践費	4,973	3,909	1,064
	広報費	302	350	△48
	報告書作成費	67	0	67
	その他経費	114	102	12
	【事業費計】		6,637	6,109
一般管理費	一般管理費	1,220	1,127	93
消費税	消費税	684	(注)	684
合計		14,361	12,721	1,640

(注) 予算上消費税は別建てで計上しているが、支出実績額は消費税込みである。

予算総額 1,436 万円に対し、事業経費の実績額は 1,272 万円であった。国からの委託事業であるが、予算総額を使い切ることにはなかった。

ここでは、委託事業費の約 9 割を占めている人件費と事業費について記載をしておく。

(1) 人件費について

人件費は、この事業を担当したコーディネーター 2 名及びサブコーディネーター 1 名に対する給与であることを確認した。あらかじめ勤務日数を決めて執行しているため、予算と実績の差は少額であった。

(2) 事業費について

事業費の予算総額は 663 万円、決算額は 610 万円であったため 53 万円の執行残があった。

ア コーディネーター旅費について

コーディネーター旅費予算は担当者の個人所有の自動車を使った場合に適用される距離単価（1 キロメートル当たり 25 円）に移動予定距離を乗じて計算している。実績額が予算を下回ったのは、担当者の移動を差し控えたのではなく、効率の良い移動手段を講じて経費削減に努めた結果である。

イ 副教材費について

副教材費の予算は、教材作成を講座担当企業講師（外部講師）に委託することを予定し、外部講師に対する謝金と旅費交通費、実習教材の製作材料費で編成していた。

実際は教材作成に関する謝金と旅費交通費の支出はなく、実習教材一式の経費であった。副教材費の予算額に対し実績額が 91 万円上回ったのは、実際に事業を実施していく過程で必要とする教材の材料費が当初予定していた額を上回ったためである。

ウ 事業実践費について

事業実践費の主な内訳は、外部講師の謝金と委員会開催経費である。

(ア) 外部講師の謝金

外部講師謝金の予算は、外部講師の 1 時間当たりの単価 4,375 円に要した時間を乗じて計算している。外部講師の予定時間は 554 時間であったが、実績は 596 時間であった。そのため、外部講師謝金の予算が 242 万円であったのに対し、実績額は 274 万円と多少膨らんでしまった。実際に事業を実施する過程で、より良い事業効果を目指すために対象講座数を増加した結果、外部講師の時間数が増加したためである。

(イ) 委員会開催経費

委員会開催経費の予算は、委員謝金と委員の旅費及び会場借料で積算している。委員謝金の予算は、鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例（平成 19 年鳥取県条例第 38 号）第 4 条に準じて、1 日につき 1 万 200 円に見積り参加人数を乗じて計算している。委員の旅費予算は、単価 2,000 円に見積り参加人数を乗じて計算している。会場借料は、使用料単価 5 万円に開催回数を乗じて計算している。

事業に係る委員会は、「県委員会」、「分野別委員会」、「地域別委員会」の 3 種類ある。当初 3 種類の委員会を別々に開催する計画であった。しかし、分野別委員会及び地域別委員会を同日に開催することで事務手数と経費の節減を図った結果、委員会開催経費の実績額は 98 万円となり、予算額 192 万円を大きく下回った。

第 5 意見

1 「工業高校実践教育導入事業の成果を評価する」

開始年度の平成 19 年度は、関係者への理解を求める時期でもあった。この事業は平成 20 年度に軌道に乗ることができたと感じている。

参加企業数は、事業開始から平成 21 年 12 月末までの間で 171 社、延べ参加企業数は約 400 社に達している。

学校側の評価も高い。企業現場で実際の生産技術等を研修することにより、学校教科書の領域を超えた教育に目覚めることができた。

インターンシップでは、生徒が生産現場の姿を見ることにより生産技術だけでなく工場の騒音や油のにおいを感じ取るという生身の職場を体感できている。

企業側は、受け入れた生徒の資質を感じ取り、学生に欠けていることを知ることにより生産現場における新人教育のあり方を学び取ることができた。

2 「工業高校の実践教育立県を目指せ」

工業高校実践教育導入事業は、将来的には国から自立することを目的に平成 19 年度にモデルケースとして国からの委託を受け事業を開始した。

国からの委託がなくなる平成 22 年度以降も事業を継続するためには、県が事業を継承しなければならない。工業高校実践教育導入事業は、すぐに成果が表れる事業ではない。工業高校実践教育導入事業は、若い人材を育てていくこと、若い人材が県外に流失することによる地元企業の衰退を防ぐために必要な事業である。

工業高校実践教育導入事業を実施することにより、県内企業と学校との接点ができた。しかし、まだ産業界と学校の歯車がかみ合っていない状態である。今後、産業界と学校との歯車がかみ合い、そして円滑に回転し、鳥取県が工業高校実践教育の先進県（モデル県）となることを期待している。

産業基盤の乏しい鳥取県である。資本がない、技術がない、人材が不足している。技術の掘り起こしと販路開拓は機構の実施している継続事業である。これに人材を育成するというメニューが付け加わった。土地があり道路があっても、人材なき地域に企業は立地しないし、発展もない。

工業高校実践教育導入事業を発展させ、工業高校実践教育立県を目指すことは鳥取県が打って出る大きな一歩であると考えます。

第 15 章 戦略的基盤技術高度化支援事業

第 1 制度の目的

この事業は、製造業の国際競争力の強化と新たな事業の創出を目指し、中小企業のものづくり基盤技術（電子部品・デバイス、金属プレス加工）に資する革新的、ハイリスクな研究開発を促進、支援することを目的とする。

第 2 制度の仕組み

1 制度の仕組み

経済産業省が、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成 18 年法律第 33 号）により指定されている全 20 分野の基盤技術につき、最終製品を製造する川下企業のニーズを十分に整理し、中小企業が目指すべき技術開発の方向性を取りまとめた将来ビジョンである「特定ものづくり基盤技術高度化指針」の作成を行った。

機構は、中小企業が特定ものづくり基盤技術の事業者として経済産業省の認定を受けることができるよう研究開発計画の作成を支援する。これらの認定を受けた中小企業は、国からの公募に基づき提案を行い、その提案が採択されると、経済産業省がその研究開発を委託費というかたちで支援する。委託契約期間は 1 計画あたり 2 年又は 3 年となっている。

2 事業の概要

県内企業等の新製品や新技術の研究開発力等を把握している機構が、平成 19 年度に県内企業や研究機関の開発力・技術力を土台に 4 つの事業提案を国に対して行った。4 つの事業提案のうち、採択された事業 2 つを行うことになった。

採択された事業について国と事業支援者である機構との間で委託契約が取り交わされ、機構と実際に研究開発を実施する民間企業及び鳥取県産業技術センターとの間で再委託契約を取り交わしている。

機構は、国と研究開発を実施する民間企業との情報の橋渡し、同事業に係る全体会議（プロジェクト推進会議）、成果報告書編集会議の開催、研究開発に使用する機器の選定と検収業務、研究開発の進捗状況の把握等を行い、事業費の内容及び支出額の点検を実施している。

第 3 事業の実施状況

機構は、平成 19 年度から 3 か年度にわたり、「MEMS 型水素センサー素子及び実装技術の開発（以下

「水素センサー技術」という。)と「次世代プレス技術による難加工材高精度加工技術の開発とメンテナンス技能データベース化(以下「次世代プレス技術」という。)」の二つの事業の支援を行っている。

1 水素センサー技術の開発研究の概要

水素センサー技術事業は、水素エンジン自動車及び燃料電池自動車に供する低消費電力、耐振動性、耐衝撃性を有する高信頼性水素センサーの開発を行うものである。そのためにMEMS技術による超小型水素センサー素子の開発とその実装技術を確立し、さらに電子回路及びソフトの最適設計による低消費電力化、低コスト化を実現し車載目的の実装パッケージ技術を確立することを目標としている。

機構は、この事業執行のため県内の2企業と再委託契約書を結んでいる。

2 次世代プレス技術の開発研究の概要

次世代プレス技術の開発研究は、独自の3軸プレス加工により難加工材対応と精度向上を図り、従来のダイキャスト部品をプレス部品へ転換し小型・高機能化や品質感を維持したコスト競争力のある商品、高強度で複雑薄型、低コスト部品供給の課題を解決、さらに金型知能化と知識型保守指示書により、熟練者依存からシステムの部品管理により技術基盤を高度化することを目標としている。

機構はこの事業執行のため県内の4企業(鳥取県産業技術センターを含む。)と再委託契約書を結んでいる。

機構は研究開発の円滑な運営と推進を図るために年3回全体会議(プロジェクト推進委員会)、年1回成果報告書編集会議の開催を行い、各研究開発者相互の連絡、調整を図っている。

第4 事業費の内容

1 事業費用の内容

平成20年度の事業費を財務諸表から要約すると、次のようになる。

(金額単位：千円)

科 目	水素センサー技術	次世代プレス技術	合 計
労務費	1,009	864	1,873
機械設備費	17,410	0	17,410
再委託費	6,928	11,215	18,143
その他事業費	5,565	19,572	25,137
一般管理費	2,383	2,043	4,426
合 計	33,295	33,694	66,989

水素センサー技術事業の事業費は3,329万円である。管理業務に係る人件費が100万円であり、機械設備費の1,741万円は開発に必要な機械6台の購入金額である。開発業務の再委託費が692万円、その他事業費として消耗品費、開発に必要な機械の賃借料などを要した。

次世代プレス技術に関する開発事業の事業費は3,369万円である。管理業務に係る人件費86万円、開発業務の再委託費が1,121万円、その他事業費として開発に必要な機械の賃借料1,957万円を要した。

2 多額の機械設備費を要する事業である。

この事業は新製品や新技術の研究開発を行うことが目的である。そのため、研究開発に必要な設備機器、それも精度の高い最新の機器の購入が不可欠となる。そのため、機械購入費である機械設備費に多額の支出が必要になってくる。

水素センサー技術事業の平成20年度の機械設備費の支出額は1,741万円、事業開始年度の平成19年度の機械設備費は7,090万円に及んでいた。2か年度の累計機械設備費は8,831万円になっている。購入した機械設備は、研究開発を再委託している民間企業や産業技術センターが利用するため、その場所に設置されている。購入した機械設備には、事業名等を記載したシールが貼付され所有権が国にあることが明示されている。

この機械設備は減価償却資産であり、その所有権は事業の委託者である国に帰属するが、機構は委託事業の会計の仕組み上要した経費を委託金収益として計上するため購入額を事業費として経理している。

3 水素センサー技術事業の事業費の主な内容

(1) 平成20年度の購入機器（機械設備費）

(金額単位：円)

機器品名	数量	購入価額	設置場所	契約方法
CADシステム	1台	861,000	株式会社日本マイクロシステム	3社による見積り合わせ
水素センサー基盤開発用サーバー	1台	1,411,200	株式会社日本マイクロシステム	3社による見積り合わせ
感ガス特性測定評価装置	1式	7,085,400	日本セラミック株式会社	随意契約
ガス濃度測定装置	1式	2,602,635	日本セラミック株式会社	随意契約
クリモマスター風速計	1台	252,000	日本セラミック株式会社	3社による見積り合わせ
恒温恒湿器	1台	945,000	日本セラミック株式会社	随意契約
防水・防滴管体試作費	1式	4,252,500		随意契約
合計		17,409,735		

(2) 再委託費の内容

再委託費の内容は次のとおりである。

(金額単位：円)

委託先	契約形態	予定価格	契約金額	確定支出金額
日本セラミック株式会社	随意契約	なし	1,440,180	1,331,429
株式会社日本マイクロシステム	随意契約	なし	6,891,885	5,596,265
		合計	8,332,065	6,927,694

日本セラミック株式会社への委託内容は、半導体実装プロセスの確立、MEMS実装品の評価ほか、株式会社日本マイクロシステムへの委託内容はガス検知特性測定装置の開発等であった。

国に対する事業提案時に再委託の内容と金額について審査・決裁が行われているので契約形態は随意契約になっているが予定価格はない。契約金額と確定支出金額が異なるのは、委託業務の終了後に実費精算を行ったためである。

(3) その他事業費と一般管理費

その他事業費556万円の内容は次のとおりである。

(金額単位：千円)

科目	内容	金額	備考
消耗品費	研究開発用消耗品購入費	2,630	
委員会費ほか	会場借料・報告書作成費	152	
リース料	デジタルオシロのリース料	2,783	株式会社日本マイクロシステムが使用
	合計	5,565	

デジタルオシロのリース料278万円は支払リース料の総額が機械購入費用よりも低額であったことからリース契約を選択したものである。

一般管理費238万円は、国との委託契約条項による対象経費の10パーセント相当額である。

4 次世代プレス技術の事業費の内容

(1) 再委託費の内容

(金額単位：円)

委託先	契約形態	予定価格	契約金額	確定支出金額
株式会社田中製作所	随意契約	なし	6,595,050	6,483,939
ニッシンエイピーエム株式会社	随意契約	なし	2,818,200	2,641,725
株式会社レクサー・リサーチ	随意契約	なし	956,340	956,340
鳥取県産業技術センター	随意契約	なし	1,155,000	1,133,250
		合計	11,524,590	11,215,254

再委託内容は、新プレス加工法の開発のための金型メンテナンス技能のデジタル化、金型知能化と品質分析・管理ほかをそれぞれの委託先の得意分野別に再委託したものである。お互いの連携、進捗状況の管理を機構が行っている。

国に対する事業提案時に再委託の内容と金額について審査・決裁が行われているので契約形態は随意契約になっているが予定価格はない。契約金額と確定支出金額が異なるのは、委託業務の終了後に実費精算を行ったためである。

(2) その他事業費と一般管理費

その他事業費 1,957 万円の内容は次のとおりである。

(金額単位：千円)

科目	内容	金額	備考
旅費交通費	大阪の再委託先訪問旅費	34	
委員会費ほか	会場借料	8	
リース料	サーボプレスレベラーフィルターのリース料	19,530	株式会社田中製作所が使用
	合計	19,572	

リース料 1,953 万円は、支払リース料の総額が機械購入費用よりも低額であったことから、リース契約を選択したものである。

一般管理費 204 万円は、国との委託契約条項による対象経費の 10 パーセント相当額である。

第5 財産・債務の状況

平成 19 年度及び平成 20 年度の要約貸借対照表を次に示している。

(金額単位：千円)

勘定科目	H19 年度	H20 年度	備考
現金預金	2,524	2,444	普通預金
未収金	101,911	68,601	国からの委託金収益
【資産合計】	104,435	71,045	
短期借入金	79,300	56,000	金融機関からの借入金
他会計借入金	18,000	15,000	他会計からの借入金
その他負債	7,135	45	事業費の未払金等
【負債合計】	104,435	71,045	
正味財産	0	0	
負債・正味財産合計	104,435	71,045	

国からの委託金収益の収入時期は翌年度になるために未収金に計上している。委託金収益に対する年度中の概算受け入れがないため、事業費を自己資金で立替払しなければならない。立替払の資金を金融機関からの短期借入金及び他会計からの借入金で賄っている。

第6 意見 「2件の事業採択に鳥取県のポテンシャルを感じた」

事業の開始は平成 19 年度であるが、それ以前から委託事業採択に向けて県・機構及び関係企業は相当期間の日数と関係者の協議を重ねて取り組んできている。具体的な開発研究テーマ 4 件を申請した結果、2 件が採択となった。不採択も含めて 4 件の提案ができたことは、鳥取県内の企業等が革新的な研究開発ができる基盤を有していることのアかしであると感じている。

全国の採択数の合計は 89 件、47 都道府県の平均採択数は 1.89 件になっている。中国 5 県全体で 17 件の応募に対し 6 件の採択、その 6 件のうち鳥取県の採択数 2 件は評価できる。

このことは、県内企業が先進的開発研究力を有しているだけでなく、機構が県内企業の開発研究力を日常活動を通して熟知していること、県内企業等を共同開発研究のルールに乗せる連携実現力があることを映し出したものと見ている。

革新的であり、ハイリスクな開発研究を支援する委託事業であるが、成功の可能性が高いということで採択されている。

MEMS 型水素センサーは、未来の自動車用水素エンジン時代に対応した開発研究、次世代プレス技術は従来のダイキャスト部品をより低コスト・高品質のプレス加工部品に転換するための技術開発研究である。商業生産ベースに乗せるためには課題は多いであろうが、県内企業のポテンシャルが花開くことを望んでいる。

提案事業を絞り込み、関係者で協議するといった準備に要した経費は委託対象経費に含まれていない。このような提案までの経費を支弁する財源は、機構自らが調達しなければならない。県・市・県内企業からの研究開発基金 3 億 6,558 万円の運用益が、この財源の一部になっていると思っている。多少なりとも財源的余力がなければ、戦略を展開することはできないのである。

第 16 章 高専等活用中小企業人材育成事業

第 1 制度の目的

鳥取県の産業基盤の強化と生産性の向上を図るため、県内の製造業で最大の従業員数を占める電子部品・デバイス製造業やそれらと相互補完の関係にある情報通信機械器具製造業及び電気機械器具製造業並びに電子機械器具製造業の若手技術者を対象に、実践的技術者へのレベルアップを目的とした人材育成を行う事業である。

第 2 制度の背景

鳥取県は、電子部品・デバイス製造業、情報通信機械器具製造業、電気機械器具製造業の集積度が高く、平成 17 年度の資料によると事業所数で県内製造業の 17.2 パーセント、従事者数は県内製造業従事者数の 36.5 パーセントを占め、西日本有数の集積度を誇っている。このような背景の中、鳥取県の産業の発展を図るために、電子部品・デバイス製造業を中心とした産業の競争力強化を図る必要がある。

しかしながら、県内の多くの中小企業は、取引先の要求する多品種少量生産、短期納入生産への対応に追われ、人材育成の時間と資金に余裕がない現状がある。そのため、次世代の技術者を育成するために、人材育成のための講座を開き、実践的な教育を行うことが求められた。

第 3 制度の仕組み

機構が経済産業省の委託事業である「高等専門学校等を活用した中小企業人材育成事業」に応募し採択された。そして機構は、中国経済産業局から委託を受け、採択された実施計画書（仕様書）に従って委託業務を実施した。

機構は、業務完了後、委託業務完了報告書及び実績報告書を中国経済産業局に対し提出する。中国経済産業局は、報告書の記載内容について検査し、支払うべき委託費の額を算定し支払を行う。

第 4 事業の内容

ものづくりの基盤技術である品質管理技術と、製品の高性能化・多機能化のための要素技術である「組み込みマイコンシステム技術」の人材育成のためのカリキュラムを米子工業高等専門学校及びカリキュラム開発協力企業 9 社で開発し、実証講義を開催した。そして、講義終了後テキストの見直しを行い、フォローアップを行っている。

講義内容についてのパンフレットを作成し、企業訪問等を通じて講座の参加者を募集した。募集は県内企

業のみならず、島根県東部地域の企業に対して行うとともに、県内商工団体に対しても受講生獲得への協力依頼をしている。

すべての講座は受講料無料で行われた。

第5 事業の実施状況

平成 20 年度は、米子工業高等専門学校を講座会場とし、品質管理講座として 2 コース、組み込みマイコンシステム技術入門講座として 3 コースが行われた。全 5 コースすべての講座が 2 日ないし 2 日半の期間で行われ、10 月から翌年 1 月までの土曜日に行った。多数の応募があったため、一部の講座では受講者の増員を行うものもあった。鳥取県のみならず、島根県からの参加者もあった。平成 20 年度に開催された講座及び出席人数一覧を次に示している。

講座名	コース名	日数	定員	受講者数	講師派遣元
品質管理講座	品質工学入門コース	2 日	15	21	ダイキン工業株式会社
	統計的品質管理入門コース	2.5 日	15	29	米子工業高等専門学校機械工学科
マイコンシステム 技術入門講座	アナログ回路／デジタル回路の基礎コース	2 日	10	11	米子工業高等専門学校電子制御工学科
	組み込みシステム基礎コース	2 日	10	10	
	VHDL によるデジタル回路設計基礎コース	2 日	10	9	
合計		10.5 日	60	80	

平成 20 年度中に開講された講座の総日数は約 11 日間、総定員数 60 名、実際の受講者数は 80 名であった。講師は主に米子工業高等専門学校の講師が務めた。品質工学入門コースは企業の担当者が講師であった。

第6 決算の状況

1 収支の状況

平成 20 年度の収支の状況を、要約正味財産増減計算書の形で次に示している。

(金額単位：千円)

勘定科目	H20 年度	備考
事業収益	13,027	委託金収益
【経常収益計】	13,027	
給与手当	3,330	コーディネーター人件費
材料費	2,630	実習用材料
教材作成費	1,746	テキスト作成費用
賃借料	1,160	パソコンリース料
講師謝金	981	
外注費	632	教材作成に係る外注
旅費交通費	483	
委員会開催経費	427	
その他経費	1,638	
【経常費用計】	13,027	
当期一般正味財産増減額	0	

事業費の合計は 1,302 万円。事業費の主な内容は、機構の担当コーディネーター 1 名及びサブコーディネーター 1 名に対する給料手当 333 万円、教材の材料費 263 万円、テキスト作成に要する人件費等として

174 万円、講義に使用するパソコンのリース料 116 万円、講師謝金 98 万円、委員会開催経費 42 万円などである。

経常収益金額 1,302 万円と経常費用（事業費）は同額であり、収支差額はゼロになっている。委託事業に要する経費として認められたものが委託金収益として支弁されることになっているからである。

2 財産・債務の状況

平成 20 年度の要約貸借対照表を次に示している。

（金額単位：千円）

勘定科目	H20 年度	備 考
現金預金	1,284	
未収金	13,027	委託金収入（H21 年度に入金）
【資産合計】	14,311	
短期借入金	10,000	金融機関からの借入金
他会計借入金	4,000	
その他負債	311	
【負債合計】	14,311	
正味財産	0	
【負債・正味財産合計】	14,311	

委託金は実施報告書を提出後の平成 21 年度に入金されるため、平成 20 年度末現在では未収金となっている。委託金が入金されるまでの事業費に充てるため金融機関から 1,000 万円及び他会計から 400 万円の借入を行っている。

第 7 意見 「講座の有料化を検討すべきである」

国からの委託事業は平成 20 年度に終了したが、平成 21 年度は全国中小企業団体中央会の補助事業として実施されている。

平成 20 年度の総受講者数は 80 名、事業費総額は 1,302 万円、1 人当たり約 16 万円を要したこととなる。事業開始の準備のための初期経費を要したためである。この事業の成果として次年度以降も使用できる教育カリキュラム、テキスト、実習キット等の成果物がある。これらの成果物をさらに進化及び深化させて、教育レベルの向上に資することを望んでいる。

事業開始初年度はいまだ手探り状態のこともあったことから講座の受講料は無料としていたが、機構の担当者から「受講生の評価が高い。」と聞いている。

そのような手応えを立証すべく、今後は有料化を検討すべきである。

第 17 章 地域資源活用型研究開発事業

第 1 制度の目的

この事業は、新産業・新事業を創出し地域経済の活性化を図るため、地域における産学官の強固な共同研究体を組織して行う、地域に存在する資源（地域資源）を活用した新製品開発の実用化技術の研究開発を支援する事業である。

支援を通じて、新たな需要を開拓し、地域の新産業・新事業の創出に貢献しうる製品等の開発につなげることを目的とする。この事業は経済産業省の委託事業であり、期間は平成 20 年度から平成 21 年度までの 2 年間の事業である。

第 2 制度の仕組み

この事業は、中国経済産業局が、公募により募集した地域資源活用型研究開発事業に関して応募のあったテーマについて、書面、ヒアリング等による審査により採択を決定する。採択されたテーマについて、中国経済産業局と鳥取県産業振興機構が業務委託契約を結び、機構は委託業務実施計画書を作成する。この計画書には、研究の目的、研究の概要、研究実施の日程、研究体制、管理体制、積算による委託費明細書などが記載され、この計画に基づいて研究を行う。機構は研究を行う民間企業、大学などとの間で再委託契約を取

り交わし、研究開発事業の再委託を行う。

機構は契約期間終了後に実績報告書を提出し、中国経済産業局はその報告書に対する検査を行い、委託金額を確定しその支払を行う。

第3 事業の実施状況

平成20年度は、ヒト型薬物代謝酵素CYP3Aクラスター保持マウスの実用化プロジェクトの実施を支援した。このプロジェクトは、ヒト型薬物代謝酵素を保持するマウスを開発、産業化することにより、医薬品研究開発にかかる多くの時間と費用、実験動物数の削減が期待されるものである。株式会社クロモセンターをプロジェクトリーダーとし、鳥取大学、鳥取県産業技術センターを参加メンバーに加え研究を行っている。

第4 決算の状況

1 収支の状況

(1) 事業収益と事業費用の概要

平成20年度の収支の状況を、要約正味財産増減計算書の形で次に示している。

(金額単位：千円)

勘定科目	H20年度	備考
事業収益	29,667	委託金収益
【経常収益計】	29,667	
再委託費	14,288	
プラント機械装置等開発費	7,473	研究開発用機械装置
労務費	1,049	事務員人件費
その他の経費	6,857	
【経常費用計】	29,667	
当期一般正味財産増減額	0	

委託金収益は、委託対象経費に対して全額支弁されるため当期一般正味財産増減額（収支差額）はゼロとなっている。

事業費の合計は2,966万円である。再委託費は、研究開発の再委託として研究開発機関に支払った費用1,428万円である。内訳は株式会社クロモセンター606万円、鳥取大学460万円、鳥取県産業技術センター362万円である。プラント機械装置等開発費747万円は、研究に係る高機能高速冷却遠心機528万円など機械装置3台の購入に要した金額である。

労務費104万円は補助員3名に対する人件費である。その他の経費は、試薬等の消耗品329万円、財団法人食品薬品安全センターに支出した試験検査費189万円、委員会開催費用32万円、成果報告書作成費用14万円などである。

(2) プラント機械装置等開発費の内容

(金額単位：千円)

品名	数量	取得価格	設置場所	契約方法
高機能高速冷却遠心機	1台	5,282	鳥取大学医学部大学院	随意契約
超低温フリーザー	1台	1,932	鳥取大学医学部大学院	5社による指名入札
バイオメディカルフリーザー	1台	259	鳥取大学医学部大学院	3社による見積り合わせ
合計		7,473		

プラント機械装置は財団の規定に基づき入札あるいは随意契約により購入業者を決定している。高機能高速冷却遠心機は随意契約、超低温フリーザーは5社による指名競争入札、バイオメディカルフリーザーは3社による見積り合わせにより購入先を決定している。これらの機械装置は研究開発用の装置であるため、機種選定する機会が多く、購入先が限定されるため随意契約となった。随意契約の場合は購

入稟議にて随意理由を明記している。機械装置の所有権は国であり、事業名と物品名を記載した標札を貼付し管理している。

(3) 再委託費の内容

(金額単位：千円)

委託先	契約形態	予定価格	契約金額	確定支出金額
株式会社クロモセンター	随意契約	なし	6,135	6,062
鳥取大学大学院医学系研究科	随意契約	なし	4,601	4,601
鳥取県産業技術センター	随意契約	なし	3,704	3,625
		合 計	14,440	14,288

委託業務は、ヒト型薬物代謝酵素CYP3Aクラスター保持マウスの実用化である。

株式会社クロモセンターは鳥取大学医学部が設立したベンチャー企業である。この会社が中核となつて、鳥取大学大学院医学系研究科及び鳥取県産業技術センターとの連携により開発研究を行う体制にある。

株式会社クロモセンターへの委託費の内容は、主任研究員1人と補助研究員2人の人件費、実験用の薬品購入費、旅費交通費と間接経費である。主任研究員の時間人件費は1時間4,200円となっている。

鳥取大学への委託費の内容は、実験用の薬品購入費が主である。

鳥取県産業技術センターへの委託費の内容は、補助員1人の人件費と実験用医薬品・マウス用飼料の購入費等である。

委託契約であるのに予定価格がなく随意契約となっているのは、委託先を決定してからこの事業を提案しているため入札の必要がないためである。

確定支出金額が契約金額より低くなっているのは、実費精算を行ったためである。

2 財産・債務の状況

平成20年度の要約貸借対照表を次に示している。

(金額単位：千円)

勘定科目	H20年度	備 考
現金預金	60	
未収金	29,694	委託金収益他
【資産合計】	29,754	
短期借入金	22,200	金融機関からの借入金
他会計借入金	5,600	
その他負債	1,954	
【負債合計】	29,754	
正味財産	0	
【負債・正味財産合計】	29,754	

未収金2,969万円は国からの委託金収益2,966万円と再委託費の返納金3万円である。委託金収益は、翌年度に入金されるため、平成20年度末現在では未収金に計上している。委託金が入金されるまでの事業費に充てるため金融機関から2,220万円及び他会計から560万円の借入を行っている。金融機関への借入金の返済期限は平成21年4月である。

第5 監査の結果

問題となる事項はなかった。

第18章 中心市街地商業活性化推進事業

第1 制度の目的

県が中小企業構造の高度化を促進するため、独立行政法人中小企業基盤整備機構から借り入れる資金にこれと同額の県が負担する資金を加えた資金を機構に貸し付けることにより基金を設け、その運用益により中

心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）の趣旨に鑑み、商工会、商工会議所等が行う中心市街地における中小企業の活性化のための事業に助成金を交付する事業である。

県内においても中心市街地における居住人口の減少、空き店舗の増加をはじめとする商業機能の低下など、中心市街地の空洞化現象が目立っている。このような中心市街地の衰退を食い止め、地域の振興を図ることを目的とした事業といえる。

第 2 制度の仕組み

1 機構は県からの借入金を基金財源とし、その債券等運用益で事業費を賄う

この事業の実施のために機構は(旧公社時代を含む)、平成 10 年度末から平成 13 年度末にかけて 3 回にわたり、運用資金として県から総額 14 億円の借入を行った。平成 20 年度当初には資金運用方法として国内地方債約 13 億 8,267 万円と定期預金約 1,733 万円合計 14 億円の基金を保有している。平成 20 年度の基金からの運用益は約 2,208 万円であり、この運用益の中から県内商工会議所経由で約 1,373 万円の助成金を支出している。

平成 20 年度は、運用有価証券のうち証券額面 8 億円の満期償還があり、県からの借入金を同額返済し平成 20 年度末の県からの借入金残高は 6 億円になっている。

2 助成事業の内容

助成事業の内容は、次に掲げるいずれかの事業であって、中心市街地の中小企業の活性化に寄与するものである。

事業内容要約名	事業内容
コンセンサス形成事業	商業関係者、地域住民の合意を形成するための事業
テナント・ミックス管理事業	商業集積の魅力を高めるために必要な業種・業態の適正配置を図る事業
広域ソフト事業	複数の商店街のための広域的な商店街活動事業
事業設計・調査・システム開発事業	商業の活性化に向けた事業設計・調査・システム開発事業

3 機構の助成金交付事業の概要

この事業の目的である助成金の交付までの手続を次に簡条書きで要約している。

- (1) 助成金を受けようとする者が助成金の交付希望を申請する。
- (2) 機構は、中心市街地商業活性化推進委員会（県商店街振興組合連合会、県中小企業団体中央会、県商工会連合会及び商工会議所等のメンバーを含み、かつ、中国経済産業局及び県がオブザーバーになる。）に助成金の交付希望を諮り、助成金交付事業の対象予定事業について県に申請を行う。県は承認申請のあった内容を適当と認める場合には承認を行い、速やかにその内容を中国経済産業局へ報告し機構に通知する。機構は、当該事業を実施する事業者に連絡する。
- (3) 機構は助成金交付に係る予算の執行が適正に行われているかどうかを点検するために、交付の条件、実績報告、立ち入り検査等を記載した助成金交付要領を作成し、県の承認を得る。県は、その交付要領が適当であると認め承認したときは、速やかに中国経済産業局及び独立行政法人中小企業基盤整備機構に報告する。
- (4) 助成事業を実施した事業者は、助成事業の成果を記載した実績報告書及び機構が定める書類を機構に提出する。機構は、実績報告書等の内容を点検・審査、必要に応じて現地調査等により、助成事業の執行内容の適否を判断する。
- (5) 助成事業の執行内容が助成金交付条件に適合すると認めるときは、助成金の額を確定し、助成事業を実施した事業者に助成金を交付する。

第 3 事業の内容と実績

1 平成 18 年度から平成 20 年度までの支出先別助成金額

(金額単位：千円)

区分	H18 年度	H19 年度	H20 年度

	件数	助成額	件数	助成額	件数	助成額
鳥取商工会議所	7	10,198	5	3,453	6	9,736
米子商工会議所	0	0	0	0	2	3,991
合 計	7	10,198	5	3,453	8	13,727

平成 18 年度から平成 20 年度までの間の助成金額合計は約 2,737 万円、合計件数は 20 件である。1 件当たりの助成額は約 137 万円になっている。

平成 18 年度及び平成 19 年度には米子商工会議所扱いの助成金はなく、平成 20 年度になって助成実績が出てきている。

2 平成 20 年度の助成金の対象事業と助成額

(1) 平成 20 年度の鳥取商工会議所への助成金の対象事業と助成額

平成 20 年度の鳥取商工会議所扱いの中心市街地活性化事業は 6 事業、その助成額予算約 1,023 万円に対し機構からの助成金確定額は 973 万円であった。

対象となった事業名、概要、助成事業に要した経費（事業執行者の支出額）及び助成額を次の表に示している。助成対象経費の 10 分の 9 以内が助成額として定められている。

(金額単位：円)

事業名 ＜事業の分類＞	事業の概要	助成事業に 要した経費	助 成 額
行灯まつり開催事業 ＜広域ソフト事業＞	市民の手作りの行灯でまちなかを照らすことにより地域住民の街を愛する心を醸成する事業。	1,032,734	887,769
いなばのお袋市開催支援事業 ＜広域ソフト事業＞	鳥取駅前のサンロードにおいて農家が朝採れの地元産品を販売し、日曜日の通行量増加を図る事業。	2,438,625	2,090,250
駅前地区の環境整備に関する調査事業 ＜事業設計・調査・システム開発事業＞	鳥取駅大丸周辺の商業機能の強化などについて、地権者や新鳥取駅前商店街振興組合と共に調査・検討を行う事業。	4,112,801	3,433,713
大型空き店舗再生に関する調査事業 ＜事業設計・調査・システム開発事業＞	鳥取市若桜街道と智頭街道沿いの大型空き店舗 3 か所の活用策に関する課題の協議を行う事業。	2,512,946	2,166,809
音空間創出研究に関する調査事業 ＜事業設計・調査・システム開発事業＞	鳥取市若桜街道商店街にふさわしい音楽の調査・研究を行う事業。	192,716	166,468
常夜灯の設置に関する調査事業 ＜事業設計・調査・システム開発事業＞	歴史ある鳥取市智頭街道の商店街に常夜灯を設置することにより街のにぎわい創出の可能性を調査研究する事業。	1,148,886	991,188
合 計		11,438,708	9,736,197

(2) 商業活性化推進委員会の評価

商業活性化推進委員会（以下「活性化委員会」という。）は、中心市街地商業活性化事業の事業計画と事業結果に対する評価意見を述べる委員会である。

平成 20 年度の鳥取商工会議所扱いの中心市街地商業活性化推進事業結果に対する意見の中に、「よく

やっているが継続性、事業の実績が見えるように・・・。また、今後の方針を明確にして欲しい」との発言があった。活性化委員会はこの事業の効果性に対して疑問を抱いていることがうかがえた。

(3) 平成20年度の米子商工会議所への助成金の対象事業と助成額

(金額単位：円)

事業名 ＜事業の分類＞	事業の概要	助成事業に 要した経費	助成額
商業環境整備コンセンサス 形成事業 ＜コンセンサス形成事業＞	米子市の商店街の一つ法勝寺町エリアの商業環境整備の取組方向をまとめ、合意形成を図るとともにアーケード撤去後の商業環境整備計画の策定を行う事業。	2,844,540	2,413,746
拠点建物活用コンセンサス 形成事業 ＜コンセンサス形成事業＞	米子の法勝寺町と道笑町の接点に立地する空き店舗を活用し、地域情報拠点施設として整備・運営を行ってゆくための地元合意の形成を図る事業。	1,827,399	1,577,525
	合 計	4,671,939	3,991,271

平成20年度の米子商工会議所扱いの中心市街地商業活性化推進事業結果に対する活性化委員会の評価は、この事業の手法に対して正解であるとしていた。

第4 決算の状況

平成19年度と平成20年度の要約貸借対照表と要約正味財産増減計算書を次に示している。

要約貸借対照表

(金額単位：千円)

勘定科目	H19年度	H20年度	備 考
現金預金	19,306	10,425	
その他流動資産	2,713	697	
特定資産（運用資産）	1,400,000	600,000	地方債（注）と定期預金である
【資産合計】	1,422,019	611,122	
未払金	348	3,926	
長期借入金	1,400,000	600,000	県からの借入金である
【負債合計】	1,400,348	603,926	
正味財産	21,671	7,196	
【負債・正味財産合計】	1,422,019	611,122	

(注) 地方債のうち2億円は鳥取県債である。

要約正味財産増減計算書

(金額単位：千円)

勘定科目	H19年度	H20年度	備 考
事業収益（基金運用利息）	23,529	22,083	運用資産からの利息である
その他経常収益	23	△ 841	負の金額は償却原価法の適用による
【経常収益計】	23,552	21,242	

事業費：助成金	3,453	13,727	
事業費：返還金	12,005	21,296	県に対する事業費未使用額の返還である
【事業費計】	15,458	35,023	
管理費	342	693	
【当期一般正味財産増減額】	7,752	△ 14,474	

県から借り入れた資金（貸借対照表の借入金）を全額運用目的に特定し（貸借対照表の特定資産）、地方債と定期預金で運用している。運用目的の特定資産の利息を事業収益として、その事業収益の範囲内で事業費と管理費を賄っている。

事業費の中の返還金は、この事業の実績が予定を下回る等により未使用額が発生したことにより、県に返還した金額である。

第5 未使用額について

1 未使用額とは

この事業は、基金型の事業である。県が機構に貸付けし、機構はその資金を債券等で運用し、債券等の運用利息を事業費財源に充てるものである。

収入した運用利息を事業費として使いきれない場合の対応方法として、この事業の実施要領に次の枠線内の規定が設けられている。

7. 中心市街地商業活性化推進事業における未使用額の取扱

機構は、各事業年度の中心市街地商業活性化推進事業の実績が予定を下回る等により未使用額が発生したときは、原則として当該未使用額を県に返還するものとする。（以下省略）

実施要領には、基金型の事業に対する基金規模の見直し措置として次の枠線内の規定を置いている。

8. 基金規模の適正化

県は、一定事業年度毎に中心市街地商業活性化推進事業の実績を踏まえて、基金の規模を見直すものとし、必要があるときは、機構を指導するとともに、一部繰上償還により適正な基金規模に圧縮するなど必要な措置をとるものとする。（以下省略）

基金型の事業に対する事業費の未使用額と基金規模に対する二重の無駄排除規定を置いているのである。

2 直近3か年度の事業収益と事業費（助成金と返還金）の推移

（金額単位：千円）

区 分	事業収益	事 業 費		
		助成金	返還金	合 計
平成 18 年度	23,494	10,197	11,752	21,949
平成 19 年度	23,529	3,453	12,005	15,458
平成 20 年度	22,083	13,727	21,296	35,024
合 計	69,106	27,378	45,053	72,431
事業収益に対する割合	100.0%	39.6%	65.1%	104.8%

返還金は事業費の未使用額であり、事業に対する経費ではないが、機構の決算書上の扱いは事業費に含まれている。このことは論点としない。

平成 18 年度からの3か年度の経常収益合計額 6,910 万円に対し、実際にこの期間に助成した金額は経常収益の4割弱の2,737 万円にとどまっている。機構が中心市街地の活性化のために基金を運用して助成財源を用意しているのに使い切れていないのである。使い切れなかった財源（基金利息）は、返還金として一定の計算により県に返還することが定められている。平成 18 年度からの3か年度の返還金合計額は

4,505万円と助成金額2,737万円を上回っているのである。

第6 意見 「事業の推進ができていない」

中心市街地の衰退が叫ばれ続けている。空き店舗の多さ、シャッター街といわれる県内の中心商店街の姿がある。このような現実を打開すべく、県は14億円もの資金を機構に貸し付けて基金を造成し、その運用益で中心市街地活性化を図ろうとしたのである。ところが、中心市街地商業活性化事業に使われた助成金額よりも返還金額の方が上回っているという事実がある。返還金は、単年度ごとに計算した未使用額の返還であり、県に返還するのは当然である。未使用額が常態化していることは、衰退している中心市街地商業活性化のための事業提案の難しさを映し出している。

この助成事業は、「自分たちで考えて活性化事業を提案してください。事業費は予算の範囲内で助成しますよ。」という自発提案事業に対する後押し型の施策である。用意された財源を有効に活用できる事業提案ができなかったことは、まことに残念なことである。

事業の財源に充てる基金の先細りが見えてきている。平成20年度中に機構は保有有価証券8億円の満期償還により8億円の基金を減額し、県からの借入金8億円を返済している。この結果、平成21年度の基金運用益は、平成20年度比約1,400万円減少し860万円程度になる。平成21年度中に基金残高は4億円減額となる予定であり、平成22年度は2億円の基金が生み出す利息を財源に助成しなければならなくなる。中心市街地商業活性化事業の事業資金の先細りが見えてきている。平成11年度に始まったこの助成事業は平成23年度で終了する。カウントダウンに入っているのである。

助成事業の乏しさは、商工業の活性化のリーダーである商工会議所のやる気、企画力の乏しさ、リーダーシップの欠如を表しているといえる。

約10年に及ぶ活性化事業である。年間の基金運用益を2,000万円強として総額2億円を超える助成金財源を用意していた国や県の施策を生かしていないといえる。

実施した事業効果は、これからの中心市街地商店街の姿が物語ってくれるだろう。包括外部監査人は意見を述べる立場にない。

この制度は平成11年度から平成23年度までの事業である。先が見えてきている。失われた10年にならないことを切望している。

なお、県からの借入金を財源に県債を購入し運用していることについての意見は、第20章の第2で報告する。

第19章 農商工連携促進事業

第1 制度の目的

中小企業者と農林漁業者が連携し、県産農林水産物等を活用した新商品、新役務の創出による県内産業の活性化を図るとともに、お互いの経営資源を活用して行う新商品開発や販路開拓等に係る経費を助成することを目的とする事業である。

第2 制度の仕組み

鳥取県農商工連携促進ファンドとして、総額25億円（内訳は中小企業基盤整備機構20億円、県が5億円）を基金として機構に貸付け、機構はその資金を有価証券で運用し、その運用益により事業を行う。基金の運用期間は10年であり、運用利率年1.7パーセント、運用益年4,250万円を予定している。

助成対象事業として「売れる新商品開発事業」、「元気が出る生産システムづくり事業」、「打って出る販路開拓事業」、「農商工連携バックアップ事業」の4種類の事業を設定している。支援方法としては助成金の交付による支援及び商工団体、金融機関などでつくる「農商工連携促進ネットワーク」による専門的ツールの投入などがあげられる。

第3 事業の実施状況

平成20年度は、基金の受入れ及び運用債券の購入のみであった。

実際の事業は平成21年度から本格的に開始される。平成21年度に採択された事例として、黒らっきょうを活用した健康食品、シイタケを使った食品の開発等がある。

第4 決算の状況

平成 20 年度の要約正味財産増減計算書、要約貸借対照表を次に示している。

要約正味財産増減計算書

(金額単位：千円)

勘定科目	H20 年度	備 考
特定資産運用益	705	基金運用利息
【経常収益計】	705	
【経常費用計】	0	
【当期一般正味財産増減額】	705	

要約貸借対照表

(金額単位：千円)

勘定科目	H20 年度	備 考
現金預金	6	
未収収益	699	特定資産債券経過利息
農商工連携基金：有価証券	2,496,256	北海道債である
農商工連携基金：定期預金	3,744	
【資産合計】	2,500,705	
長期借入金	2,500,000	県からの基金財源借入金
【負債合計】	2,500,000	
正味財産	705	
【負債・正味財産合計】	2,500,705	

県からの借入金が 25 億円、これを元本保証の北海道債と定期預金で運用している。平成 20 年度の基金利息は利払期末到来のため年度末までの期間に対応した経過利息を未収収益に計上している。

第 5 監査の結果

問題となる事項はなかった。

第 20 章 基金型事業に潜む盲点

第 1 基金型の事業の盲点

1 基金型事業の仕組み

特別会計の中には基金型の事業がある。基金型の事業とは、県から基金財源資金を借り入れ、その資金を運用基金として債券あるいは定期預金で運用して得る収入を事業費財源とする事業のことである。

基金型は、長期間にわたって継続することが必要な事業に適用される。複数年度にわたる予算措置、いわゆる複数年度予算制度がないため、実質複数年度予算を執行することができるように編み出した仕組みである。事業開始初年度に基金造成のための歳出予算の承認を受ければ、複数年度に及ぶ事業費予算を確保できることになる。

2 基金型事業の盲点その 1

次の例で説明する。

事業期間は 10 年、基金総額は 100 億円、運用債券は 10 年物国債、表面利率年 1.5 パーセントを事例とする。

年間の事業費財源となる運用債券利息は、年間 1 億 5 千万円 (100 億円×1.5 パーセント)、10 年間の運用債券利息総額は 15 億円になる。よって、10 年間の事業費支出額は 15 億円が上限となる。

10 年間の事業費総額上限が 15 億円であるのに、この事業には当初 100 億円の歳出を行っているのである。差引 85 億円は余計な歳出であったと考えている。毎年度の事業費の歳出予算を 1 億 5 千万円にして、10 年間継続すればよいのである。

また、国が地方自治体に委託した基金型の事業に 100 億円を貸し付け、その自治体が国債 100 億円を購入すると、貸したお金が国に返ってくることになる。この返ってきた資金を別の自治体の基金型事業に貸し付ければ、100 億円で 200 億円の事業を編み出すことができる。同じ金を複数の基金型の事業に注ぎ込むことは、国債の発行残高を膨張させていくことになるのである。このようなことはしていないと思って

いるが、基金型事業の財政構造上の盲点を指摘しておく。

3 基金型事業の盲点その2

基金型事業では、債券保有による確定利息収入を満額事業費に使いきれないことによる未使用額発生の可能性があるのである。予定した事業の執行が進展しないとこのような現象が起きてくる。次年度以降の事業見込みが縮小することが見えてくれば基金を返還する制度があるが、その見極めは難しい。

機構の事業の中で、中心市街地商業活性化推進事業がこれに該当する。基金利息は安定して収入するが、事業が進展しないために未使用相当額の県への返還金が常態化しているのである。

単年度予算の審査を経た事業であれば、このようなことはないであろう。基金型事業は、事業の長期間性と収入財源が安定していることによる安心感を生み出す。だから、事業執行者に与える緊張感も薄いのである。

第2 県からの借入金等の調達資金を県発行の債券で運用している

1 機構の県債保有状況とその調達財源

基金型の事業は、機構が県から資金を借入し、その資金で安全な有価証券を購入し、その運用益で事業財源を得る仕組みになっている。運用している有価証券は、国債、他都道府県債、そして県が発行した県債である。

次の表は、平成20年度末（平成21年3月末）時点で機構が保有する県債の額面金額と運用財源として県からの資金調達残高を示している。

事業区分		H21年3月末の 県債額面残高	H21年3月末の 県からの調達残高
中心市街地商業活性化推進事業		2億円	借入金 6億円
一般会計	研究開発基金	1億5千万円	出捐金 約2億9千万円
	情報化基盤整備促進基金	3億円	補助金 3億円
合計		6億5千万円	約11億9千万円

平成20年度末に機構が保有する県債の額面金額の残高は6億5,000万円、内訳は特別会計の中心市街地商業活性化推進事業が2億円、一般会計が4億5,000万円である。この県債の購入財源は、中心市街地商業活性化推進事業が県からの借入金6億円であり、一般会計の県債の保有財源は県、県内各市、県内の事業者等が出資した出捐金等である。

2 意見 「県からの借入金を財源に県債を購入し運用している」

購入する有価証券が県債になっていることに問題があると考えている。その理由を以下に記載する。

県は、機構の事業資金として機構に貸し付ける。基金型の事業であるから、機構は県、国及び他都道府県が発行する債券を購入して基金を造成する。この場合の県債は、県が一般に公募して販売するものではなく、県の財政事情により発行する法人引受債である。

機構は、中心市街地商業活性化推進事業を行うため、県から6億円を借り入れ、その資金で東京都公債額面3億9,400万円、県が発行する法人引受債額面2億円を購入し約6百万円の定期預金の預入れを行い運用益を得て事業費を賅っている。

県の歳入・歳出は、機構に対する6億円の貸付金歳出のうち2億円と、機構からの2億円の借入金歳入（法人引受債）を計上していることになる。つまり、県が機構に貸し付けた資金で機構が法人引受債を購入しているので、2億円の資金を県に返していることになる。

機構が保有する法人引受債には発行条件どおりの確定利息を支払っている。発行した法人引受債、つまりそれが法人引受債で調達した純粋な資金であれば利息を支払うのは当然のことである。県は調達した資金を事業に活用することができるからである。しかし、機構に貸し付けたお金の一部を県債発行により借り入れているのであれば、それに対して利息を支払うことは納得が得られない。

事実は、機構への貸付行為が先行している。しかし、結果として資金ゼロの貸借構造は、機構に対する法人引受債発行による調達資金を貸付財源にしているとみなすことができる。つまり、県はゼロの調達資

金に対して発行条件どおりの利息を支払っているのである。

3 一般会計の基金運用益は使い切れていない

(1) 二つの基金、その運用益と事業費

一般会計には二つの基金が設定されている。一つは、国と県が全額出資した情報化基盤整備促進基金 3 億円、二つ目は、鳥取県、県内各市及び県内の団体・事業者が出資して造成した研究開発基金約 3 億 6,558 万円である。

機構は、研究開発基金造成と情報化基盤基金造成のために債券を購入している。債券からの確定利息を財源に研究開発事業と情報化基盤事業を行っているのであるが、受取利息を下回る事業費となっていることを次の表に示した。

(金額単位：千円)

事業名	区 分	H18 年度	H19 年度	H20 年度
研究開発事業	研究開発基金受取利息	4,785	4,804	4,848
	研究開発事業費	3,347	2,102	504
	収支差額(利益)	1,438	2,702	4,344
情報化基盤事業	情報化基盤基金受取利息	4,440	4,440	4,440
	情報化基盤事業費	4,202	3,235	4,304
	収支差額(利益)	238	1,205	136

(2) 研究開発事業

研究開発事業は、新事業を創出するために研究会を開催し、研究会の成果を事業化するため県内企業に助成金の支出を行っている。研究開発基金利息は債券と定期預金による利息であり、毎年度 480 万円前後の受取利息がある。ところが事業費は、平成 18 年度 334 万円、平成 19 年度 210 万円、平成 20 年度 50 万円と縮小傾向になっている。そのために、基金運用益を使い切れなくて残っている状態が続いている。平成 16 年度に開始したこの事業は、開始初年度の事業収入は 512 万円、事業費は 25 万円であった。事業開始年度から、造成した基金からの利息を使い切れていない状況が継続している。つまり、民間事業者が助成金申請を利用していない事業であることを示している。

(3) 情報化基盤事業

情報化基盤事業は、機構が運営するインターネットプロバイダー事業トリトンの運営費用であり、事業費中の主なものは担当者(非常勤)の給与、トリトン運用に関する保守管理委託費と鳥取県情報ハイウェイの使用料である。情報化基盤基金は、全額債券で運用しているため、基金受取利息は毎年度 444 万円と定額である。事業費は機器類の購入年度には多少増加するが毎年度 300 万円から 400 万円強の金額であり、多額の収支差額は発生していない。

しかし、年間 300 万円から 400 万円の事業費実績から計算すると 10 年間の事業費累計は 4,000 万円未満に収まる。3 億円の県債(年利率 1.48 パーセント)の 10 年間の運用益は 4,440 万円となる。県が県債の利息として支出するより、毎年度この事業の必要額を補助金として支出する方が県費の使い方としては節減になると考えている。

(4) 事業費に使いきれなかった基金運用益を返還する仕組みを検討すべきである

機構としては、安定した債券運用利息が入ってくることは喜ばしいことであるが、国と県は事業費財源として利息を支払っているのに、それが事業費として活かたお金になっていないという事実がある。基金型事業の盲点が見えてくるのである。

当初、今後の必要事業費を計算した結果算定した基金総額で出発したが、いざ事業を始めると計画した規模の事業が執行できない。基金運用益が余ってしまうが、勝手に使うわけにはならないので、次年度に繰り越すという形で収めざるをえない。いったん設定した基金総額を減額することはできないという硬直性があるからである。

この一般会計の基金運用益の剰余は、機構の利益になっている。既に基金運用益のうち県債からの受取基金利息についての問題点を指摘している。保有債券を簡単に他の債券に買い換えることはできない

であろうから、基金利息から事業費を控除した差額を県に返還する仕組みができれば、多少ではあるが県の歳入に寄与することになると考える。

第21章 給与

第1 機構に勤務する者の給与の支給実績

平成20年度の機構に勤務する者に対する給料月額、期末手当、勤勉手当及び諸手当を含めた給与支給総額は2億4,184万円であった。

機構に勤務する者は、正規職員、県出向職員、非常勤職員、臨時的任用職員及び市出向職員の身分に応じて給与等の規程が定められている。

平成20年度の給与支給総括表から、機構に勤務する職員の身分別支給人員、平均年齢（平成20年4月1日現在）、支給総額及び1人当たり年間平均支給額を次の表にまとめた。

(金額単位：千円)

身 分	支給 人員	平均 年齢	支給総額	1人当たり年間 平均支給額
理事長と正規職員	7名	44歳	39,494	5,642
県出向職員	6名	47歳	44,197	7,366
非常勤職員(注)	30名	54歳	132,889	4,430
臨時的任用職員	10名	43歳	17,063	1,706
市出向職員	2名	48歳	8,201	4,100
合 計	55名		241,844	4,397

(注) 社会保険料を負担する27名と負担しない3名を含めている。

1 理事長と正規職員

理事長と正規職員の職員数は、理事長と男性正規職員4名、女性正規職員2名の計7名である。1人当たり年間平均支給額は564万円となる。正規の男性職員は勤務年数が長く、また管理職に就いているため年間平均支給額は703万円、女性2名は勤務年数が短いこともあり平均支給額は316万円となっている。

2 県出向職員

県からの出向職員6名は、機構内において管理職に就ける経験・力量のある者である。県の給料表の号給の中位以上に位置する者であるため、平均支給額は700万円を超えている。

3 非常勤職員

非常勤職員は、補助金交付要綱により機構が社会保険料を負担する非常勤職員27名と社会保険料を負担しない非常勤職員（以下「謝金対応職員」という。）3名に区分される。

(1) 機構が社会保険料を負担する非常勤職員

非常勤職員は、機構内の執行业務に対応して公募により採用した者である。公募時に職種に応じた1日当たりの賃金単価と勤務日数を示している。1日単価は最低9,800円から最高5万円となっている。

国からの委託事業である再生事業を担当する非常勤職員の1日単価は、その業務の特殊性を考慮し高く設定されている。再生担当マネージャーは1日4万2,000円、再生プロジェクトマネージャーは5万円となっている。

機構が社会保険料を負担する非常勤職員27名の1人当たり年間平均支給額は448万円であるが、再生支援室の4名の1人当たり年間平均支給額は900万円であり、再生支援室以外の非常勤職員23名の1人当たり年間平均支給額は369万円となっている。

(2) 謝金対応職員

謝金対応職員は、職種に応じて日額単価の者2名と月額単価の者1名の計3名がいる。日額単価は、4万2,000円と3万円である。日額単価が4万2,000円の者は、必要に応じて業務に携わるため年間出勤日数は29日と少なかった。日額単価が3万円の者は、1か月の勤務日数が15日であり年間勤務日数は180日であった。

月額単価の者の報酬月額額は42万5,000円となっている。

年間支給額は、最高 540 万円から最低 122 万円であり 1 人当たり年間平均支給額は 391 万円となっている。

4 臨時的任用職員

臨時的任用職員はいわゆるアルバイトであり、賃金単価と勤務日数が決められている。1 日当たり（8 時間）の賃金は 6,750 円となっている。

5 市出向職員

市出向職員は、鳥取市と米子市から各 1 名の出向者である。両名とも機構内で管理職に就いている。機構は、米子市からの出向者に対しては米子市の給与等の規程による金額を支給し、同額を米子市から受け取っている。鳥取市からの出向職員に対しては機構から時間外手当と通勤手当を支給している。このために市からの出向者の平均年齢が 48 歳であるにもかかわらず平均支給額が低くなっている。

上記の記述を裏付ける資料として、年間給与額の階層別人員数を次の表にまとめている。

機構の年間 給与支給額	正規	県出向	非常勤	臨時的 任用	市出向	合計
100 万円まで	0	0	1	0	1	2
100～200 万円	0	0	3	10	0	13
200～300 万円	1	0	6	0	0	7
300～400 万円	1	0	6	0	0	7
400～500 万円	0	0	4	0	0	4
500～600 万円	1	1	2	0	0	4
600～700 万円	2	1	2	0	0	5
700～800 万円	2	2	2	0	1	7
800～900 万円	0	2	3	0	0	5
900～950 万円	0	0	0	0	0	0
950～1000 万円	0	0	0	0	0	0
1000 万円以上	0	0	1	0	0	1
合計	7	6	30	10	2	55

正規職員は、勤続年数と職位に応じて年間支給額が異なっている。

県出向職員は、県の給料表の中位以上の者が出向してきているので、年間支給額は 500 万円から 900 万円までの範囲に収まっている。

非常勤職員は、職務の内容と身分に応じた 1 日当たりの賃金単価と勤務日数が異なるため年間支給額の高低差が出ている。なお、年間支給額が 800 万円以上の 4 名は再生支援室の職員である。

臨時的任用職員に対する 1 日の賃金単価は同一の 6,750 円である。年間勤務日数は 243 日と統一されているため、年間支給額は 200 万円未満となっている。

市出向職員は、鳥取市と米子市で機構の負担する人件費の内容が異なるため年間支給額に大きな違いが出ている。

第 2 機構の給与規程の概要

機構の職員に適用する給与等の規程あるいは各人との給与等に対する雇用契約等の内容を、機構の職員と外部からの出向者に区分して次の表にまとめた。

区 分		根 拠 規 程 等	備 考
機 構 の 職 員	正規職員	財団法人鳥取県産業振興機構 の役員及び職員の給与とその他 の給付に関する規程	県の給与条例に準ずる
	非常勤職員		非常勤職員・臨時職員単価 表に準ずる
	臨時的任用職員		県臨時的任用職員と同じ
外 部 か ら の 出 向 者	県からの出向者	県の給与条例による	社会保険料等を含めた人件 費を機構が支給し、同額を 県から補助金として受け取 る
	鳥取市からの出向者	職員の派遣に関する協定書に よる	時間外勤務手当、通勤手当 を機構が支給している
	米子市からの出向者	職員の派遣に関する取決め書 による	社会保険料等を含めた人件 費を機構が支給し、同額を 市から負担金として受け取 る
	山陰合同銀行、鳥取銀行からの 出向者	行員の派遣に関する協定書に よる	機構の負担はない
	米子信用金庫からの出向者	職員の派遣に関する協定書に よる	機構の負担はない
	その他民間会社からの出向者	出向に関する協定による	

県の外郭団体である機構の正規職員に対しては、県の給与条例に準じた給与規程を適用している。県からの出向者に対しては、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年法律第 50 号）及び鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 14 年鳥取県条例第 3 号）に従い県の給与条例を適用している。

機構が採用した非常勤職員、臨時的任用職員、謝金対応職員に対しては、それぞれの賃金単価が機構の給与規程に定められている。

外部からの出向者は、基本的に機構と出向元との協定により機構の人件費負担額が定められている。

○ 非常勤職員の給与支給について

職員全体に対する非常勤職員の人員構成割合は 54.5 パーセントと半数以上である。非常勤職員は、機構内の実務戦力であり、機構の種々の支援業務の成否は非常勤職員の力量に左右されるものと考えている。ここでは、非常勤職員に対する契約単価について報告することにする。

非常勤職員に適用する契約単価は、その職位・職種に応じて 16 種類が設定されている。契約単価は日額で設定している「日額制」と、月額で設定している「月額制」の大きく二つに分かれる。いずれも、機構の給与規程等で定められている。

職位は、上から「プロジェクトマネージャー」、「マネージャー」、「サブマネージャー」、「コーディネーター」及び「サブコーディネーター」の職名が付けられる。それに担当する事業に応じた職種である「企業取引」、「発注開拓」、「人材開発」、「地域科学技術」、「産業クラスター」等が付与されて、その者の機構内における職位が位置づけられ、適用する日額あるいは月額の契約単価を定めている。

日額単価は 13 種類が設定されている。最低 9,800 円、最高 5 万円となっている。国の基準を適用している再生支援室の職員を除けば最高は 3 万 1,500 円である。

日額単価の基本額は、人材開発サブコーディネーターに適用している 1 万 1,100 円である。この単価は、平成 15 年時の下請中小企業アドバイザーの単価であり、機構の非常勤職員の昇給がなかったことを物語っている。この基本単価 1 万 1,100 円を基準として職種に応じた単価を設定している。

再生支援室の職員を除いた最高月額単価3万1,500円(月17日勤務)を適用しているのは、販路開拓マネージャー等の職種の者である。販路開拓は、機構が最優先に支援する業務であり、県財政課の査定単価3万5,000円の90パーセントを月額単価としている。10パーセント部分は業務実績に応じて支給するインセンティブ(成果賞与)として留保しているのである。

非常勤職員に対して月額制を適用しているのは、特許流通アシスタントアドバイザー(月額15万円)、県外大都市の発注開拓コーディネーター(月額27万1,800円)及び企業誘致専門員(月額42万5,000円)の3つの職種である。

特許流通アシスタントアドバイザーと企業誘致専門員の月額単価は、前者は県の予算額、後者は地域産業活性化協議会の予算に従った単価である。

大都市(東京・大阪・名古屋)で販路開拓業務を行っている発注開拓コーディネーターは、大都市近郊に居住している、大手企業の勤務経験から広い人脈を持っている、製造技術に精通している等の条件で公募し、多数の応募者の中から採用した者である。この月額単価は、県退職者に適用されていた月額30万2,000円の90パーセントとしている。10パーセント部分は業務実績に応じて支給するインセンティブ(成果賞与)として留保しているのである。

第3 給与事務の監査

1 給与の検証対象者の選定方法

賃金台帳で管理している正規職員、県出向職員、非常勤職員、臨時的任用職員及び市出向職員合わせて55名の中から10名を検証対象とした。

選定対象者は、正規職員6名から2名、非常勤職員は30名と多いため7名、臨時的任用職員からは1名を選定した。

なお、検証対象者は機構の役員及び職員の給与その他の給付に関する規程の適用対象者とした。出向者に対しては、派遣に関する協定書等を査閲することにより機構と出向元との負担区分の事実を確認しているため検証対象者からはずしている。

検証対象者の身分と職種を次の表にまとめている。

検証者番号	身分	職種
1	正規職員	管理職(行政職)
2	正規職員	一般職員(行政職)
3	非常勤職員	アドバイザー
4	非常勤職員	コーディネーター
5	非常勤職員	マネージャー
6	非常勤職員	アドバイザー
7	非常勤職員	コーディネーター
8	非常勤職員	マネージャー
9	非常勤職員	マネージャー
10	臨時的任用職員	事務職

2 検証手続

(1) 検証対象は、平成20年度に支給した1年間の給料月額及び諸手当

選定した10名に対し、平成20年度に支給した1年間の給料月額及び諸手当を確認するため賃金台帳を入手し支給額の内容を検証した。

なお、今回は給与支給額の監査を主眼とした。給与控除項目である所得税、住民税、共済費負担金等についての検証は実施していない。

(2) 検証に用いた資料と検証手続

入手した賃金台帳の記録を次の資料と照合した。

ア 非常勤職員、臨時的任用職員及び謝金対応職員に対する辞令書

- イ 平成 20 年度正規職員昇給に対する資料
- ウ 平成 20 年 4 月の昇給等発令及び給与の支給について
- エ 非常勤職員・臨時職員単価表
- オ 行政職給料表
- カ 通勤手当認定簿

資料の内容を、「財団法人鳥取県産業振興機構の役員及び職員の給与その他の給付に関する規程」と照合し、さらに機構の給与担当者及び県の行財政改革局給与室の給与担当者に対して質問を行うことにより給料月額及び諸手当を正確に計算し支給しているか検証を行った。

3 検証結果

検証対象者 10 名の給料月額及び諸手当は、「財団法人鳥取県産業振興機構の役員及び職員の給与その他の給付に関する規程」に従い正確に計算されていた。

なお、給与事務に対する意見を次に述べる。

4 意見 「定期券代の支給は 6 か月単位とすべきである」

検証対象者のうち 1 名が公共交通機関利用者であり、その者に対しては 1 か月単位で通勤定期代が支給となっていた。公共交通機関の定期券は、最長 6 か月分で購入すると割引率が高くなるため、経費節減のために 6 か月単位での通勤手当の支給方法に改めるべきである。

この者の場合、1 か月単位で定期券を購入すると年間 40 万 5,720 円であるが、6 か月単位で定期券を購入すると年間 34 万 3,680 円になる。年間約 6 万円の節減になる。

第 4 金融機関からの職員派遣について

1 県内金融機関からの派遣の概要

(1) 県内金融機関から 3 名の職員の派遣を受けている

機構は、県内の 3 つの金融機関から 3 名の派遣職員を受け入れている。鳥取銀行、山陰合同銀行及び米子信用金庫から各 1 名である。派遣期間は 2 年間である。機構は、これら 3 つの金融機関から継続的に派遣職員を受け入れている。派遣職員 3 名の機構における身分はグループ長である。

(2) 銀行との派遣協定書の内容に詳細な決め事の記載がない

機構と派遣元の金融機関は、同一の内容の協定書を取り交わしている。協定書には、第 1 条から第 10 条まで条項が定められている。その概要を次に記載する。

協定書の第 1 条（職員の派遣）は、「派遣元は、機構の要請に応じて職員を派遣する」と規定している。第 3 条（派遣職員の身分）は、「派遣職員は派遣元の身分のままで、機構の定める職に併任するものとする」と規定し、第 4 条（給与）は、「派遣行員の給与及び諸手当は、派遣元の関係規定により派遣元が支給するものとする」と規定している。第 5 条（旅費）は、「派遣行員の派遣期間中の旅費は、機構の関係規定により、機構の負担とする」と規定している。第 10 条（その他）は、「この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度派遣元と機構が協議して定めるものとする」と規定外の事象に対する双方の協議規定があるという簡単な書式である。

銀行以外では、シャープ株式会社からは、液晶人材育成のため職員 1 名の派遣を受け、経営戦略研究所からは再生支援室の職員 1 名の派遣を受け入れている。シャープ株式会社との出向に関する協定書及び経営戦略研究所との派遣に関する協定書においては、その出向（派遣）期間における人件費（給与及び社会保険料ほか）の負担についての規定、さらに機密保持条項まで詳細に規定している。

2 意見

(1) 「金融機関からの無償派遣を問題視する」

金融機関からの派遣職員の給与等に対して機構の負担がないことを問題視する。

機構は県の行政代行業者を行う外郭団体である。その機構が民間から無償で職員を受け入れることは、民間からの労務の無償受入に該当するものである。

派遣職員は、機構の職員の身分で機構の目的とする県内企業の産業振興の業務を行っているのである。人が事業体の業務を行えば、それに見合った人件費をその事業体が負担するのは、経済社会のルールで

ある。

機構の負担がないからと手放して喜ぶべきことではない。応分の負担、例えば金融機関からの派遣者負担金に関する統一価格を取り決めることにより機構が人件費を負担すべきである。

県内金融機関は、地域経済の発展のために協力をしている考えかもしれない。しかし、金融機関は営利を目的とする民間企業である。金融機関から職員の派遣を受け入れ、その職員が機構の業務を100パーセント行っているのであれば、応分の負担をしなければ機構、ひいては県と金融機関との対等な関係は維持できないと考える。

(2) 「金融機関との派遣協定書の内容を見直すべきである」

金融機関から継続的に派遣職員を受け入れているため、その協定書の内容を長い間見直していないのではないかと感じている。単刀直入に記すと、簡略的過ぎるのである。

第5条（旅費）の規定は、通勤手当のことなのか、機構の業務遂行上の旅費に関することであるのか、旅費の範囲が不明と感じている。

また、派遣期間中の社会保険料の負担に関することや機密保持に関する条項も協定書上で明文化すべきである。

第22章 謝金

第1 謝金の支給額

機構の職員以外の人件費として、外部の専門的な知識・経験を有する者(以下「専門家」という。)の人件費及び各種委員会の委員に対する人件費の2つがある。専門家の人件費及び委員会の委員に対する人件費をここでは「謝金」と呼ぶことにする。

平成20年度に機構が支給した謝金の内容を次の表にまとめた。

事業名	財源元	謝金内容	謝金単価 (円)	単位	年間合計 支給額 (千円)
工業高校実践教育導入事業	国	講師謝金、専門家謝金	4,375	時間	2,608
		委員の謝金	10,200	日	847
FPD関連産業人材養成事業費	県	専門家謝金（外部講師）	6,000	時間	894
高専等活用中小企業人材育成事業	国	専門家謝金	4,375	時間	896
		委員の謝金	10,200	日	265
都市エリア産学官連携促進事業	国	専門家謝金（講演講師A）	50,000	時間	50
		専門家謝金（科学技術コーディネーター謝金）	30,000	日	1,470
		専門家謝金（科学技術コーディネーター謝金）	18,000	日	522
バイオ関連産業集積促進事業に係る調査業務	県	専門家謝金（アドバイザー）	30,000	回	150
経営革新アドバイザー派遣事業	県	専門家謝金	39,000	日	6,591
再生協議会事業	国	協議会委員謝金	9,200	日	138
		外部専門家謝金	39,000	日	27,218
次世代・地域資源産業育成事業	国・県	審査委員の謝金	9,200	日	184
		専門家謝金	39,000	日	1,092

専 門 家 謝 金 小 計	41,491
委 員 謝 金 小 計	1,434
合 計	42,925

第2 謝金の支給単位

1 3つの支給単位

謝金の支給単位は3つある。時間制、日額制及び回数制の3つである。謝金は、この支給単位に予算で設定した支給単価を乗じた金額を計算して支給している。日額制を採用している場合でも、1日の基準時間を定めることにより半日分の謝金になる場合があるので、時間を軸とした支給単位を採用しているものと理解している。

2 支給単位の合理性

時間制の支給単位は、一定の専門知識と技能を有する外部講師に適用しているものである。要した業務時間に応じて支給額を算定するので支給する側及び受給する側双方にとって合理的な方法である。所要業務時間を把握管理する手間がかかるが、あらかじめ所要業務時間を講師等に伝えているので実務上の煩雑性はないと考えている。

日額制は、科学技術コーディネーターを含めた専門家謝金に適用している。専門家を招致する場合、あらかじめ業務時間（半日あるいは1日）を設定しているのでこの方法を採用している。管理が容易な方法である。

回数制は、バイオ関連産業集積促進事業の外部専門家に対して適用されている。1回の連絡会議の所要時間の長短に関らず一律支給となるものである。連絡会議会場から遠隔地に居住する外部専門家は、連絡会議の正味開催時間が1時間であっても1日を費やされることになる。連絡会議に参加するための所要時間を考慮していない一律支給には問題があると考えている。

再生協議会の委員謝金は、日額制が適用となっている。これは、鳥取県の協議会報償費単価を適用しているものである。

第3 謝金の支給単価

時間制を採用している謝金の支給単価は、1時間4,375円と6,000円がある。1日8時間拘束した場合の日額は、それぞれ3万5,000円と4万8,000円になる。対象者は一定の専門知識と技能を有している者であるので、この金額は納得できる範囲内と考える。

時間制を採用している中に、1時間5万円の支給単価がある。これは、機能的食品に精通している民間企業の社長に研究交流会の講師を依頼したものであり、形式的には時間制としているが実際は1回の講演料を5万円をお願いしたからである。

日額制を採用している謝金は、専門家、科学技術コーディネーター等の一定の専門的知識・技能を有している者と、各種委員会の委員謝金である。

専門家等の謝金単価は1日1万8,000円、3万円、3万9,000円の3つが適用となっている。

都市エリア産学官連携促進事業に関した科学技術コーディネーターは3名、このうち2名は、大手企業の研究開発部門に勤務した経験のある者であり、この事業のためにコーディネーターを指名した経緯がある。この2名は事業に関連した業務に25年以上の経験がある特に高度な専門的な知識経験を有する者であるため内規に定められた3万円の支給単価としている。残り1名は、この事業に参画している県内企業の代表者である。この者は事業に関連した業務に10年以上25年未満の経験がある高度な専門的な知識経験を有する者であるため内規に定めた1万8,000円を適用している。

1日3万9,000円の支給単価が適用されるのは、国家資格等を有する外部の専門家及び得意分野を有する独立自営の専門家である。

国の事業である再生協議会の委員の支給単価は、1日9,200円である。

第4 意見

1 「謝金という用語では対価性と透明性が失せてくる」

国語辞典でみると謝金とは、「謝礼に出す金銭」と書いてある。十分ではないが、わざわざの労に対するお礼・儀礼のために寸志をお渡しすることであると理解している。

国や県の事業において謝金という名目で外部の者に支出することが多い。平成 20 年度の機構は、専門家謝金 4,149 万円、諸委員会の委員謝金 143 万円、合計 4,292 万円の謝金を支出している。

支出した謝金の中身を見ると、対象者の専門知識や技能・資格に対するもの、あるいはその者の所属する業界等団体の代表者として意見をくむための委員活動に対するものであり、労務と知識等に対する対価であると認識している。

労務・知識等に対する対価に対して、謝金という曖昧性・漠然性をもった用語を使用しているのは、金額は満足のお渡しできませんが、感謝の気持ちを受け取ってくださいの意味を込めてのことであると理解している。

しかし、行政上の必要経費に対価性を希薄化させた用語を使用することは好ましいことではない。明確に外部報酬として位置づけ、適正な報酬を算定すべきである。そうすることによって、外部の専門家が鳥取県で働きたいという動機付けにもなるものとする。

2 「謝金の支給単位を時間軸に統一すべきである」

委員会に出席するため遠方から来る委員は、丸 1 日時間を要するのは事実である。しかしながら、近くから来る人も、遠方から来る人も同額を支給することは不公平であるとする。

移動時間も含めた時間を軸にした支給方法に改正することが必要であるとする。

第 23 章 委託料

第 1 機構の交わした委託契約の概要

1 委託契約の階層別分析による機構の委託契約の特徴

平成 20 年度中に機構が交わした委託契約は 30 件であった。委託契約金額の階層別の件数と委託契約総額を次の表に示している。

(金額単位：千円)

委託契約金額の階層	件数	委託契約総額
5,000 万円超	1	50,830
1,000 万円超～5,000 万円以下	1	16,177
500 万円超～1,000 万円以下	5	33,201
300 万円超～500 万円以下	5	20,086
100 万円超～300 万円以下	4	7,007
50 万円超～100 万円以下	6	5,185
50 万円以下	8	1,936
合 計	30	134,422

1,000 万円を超える委託契約が 2 件ある。この 2 件は研究委託を内容とするものであり、後ほどその内容を記述する。この 2 件で平成 20 年度の委託料合計の 5 割を占めている。300 万円から 1,000 万円の委託契約も、研究開発委託が大半である。機構が研究開発型事業の支援機関としての立場にあることが分かる。

契約金額 100 万円以下の契約は、機構内の施設の保守管理委託契約等の継続的なものである。

2 契約形態別の分析

機構の委託契約を「随意契約」、「随意契約（プロポーザル方式）」、「指名競争入札」、「一般競争入札」及び「公募によるもの」に分類し、その件数、予定価格、契約金額、予定価格に対する契約金額の割合及び最終確定支払額別に次の表にまとめている。

(金額単位：千円)

契約形態	件数	予定価格	契約金額	予定価格に対する契約金額の割合	最終確定支払金額

随意契約	25	111,792	111,469	99.7%	110,057
随意契約 (プロポーザル方式)	2	5,100	5,090	99.8%	5,075
指名競争入札	1	6,482	6,395	98.7%	2,130
一般競争入札	1	5,760	4,284	74.4%	4,284
公募によるもの	1	9,874	7,185	72.8%	7,185
合計	30	139,008	134,423	96.7%	128,731

(注) 予定価格のないものについては、契約金額を予定価格としている。

随意契約による委託契約が大半である。随意契約が多い理由については後述する。指名競争、一般競争及び公募による競争型の契約件数は少ないという特徴が見えてくる。

第2 契約形態の説明とその契約形態を採用した理由

1 随意契約

(1) 随意契約の定義とそれを採用できる要件

随意契約は、入札という競争の方法によらないで任意に特定の業者を選択して契約を締結する方法をいう。

随意契約は、一般競争入札や指名競争入札に比べ手続が簡略化されている。また、経費面でも負担が少なく済むこと及び資力、信用、技術、経験等業者の能力等を承知の上で選定することができる。反面、その運用を誤ると業者が固定化し、しかも契約自体が情実に左右され、公正な取引ができなくなるおそれがある。

随意契約を採用できるのは、主に次のいずれかの場合である。

ア 特殊な機械、建物等の保守の委託又は特殊な技術を有する者に行わせる場合

これは地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号に規定している。具体例として、エレベーターの保守点検業務は、それを設置した業者以外では通常できないことであり、そのような委託業務に対して入札事務を行わなくてもよいというものである。

イ 予定価格が100万円以下（委託契約等）の場合

これは、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第135条の2に規定する随意契約の金額基準である。

(2) 機構の随意契約の内容

ア 1,000万円を超える委託契約

機構の随意契約は25件、契約金額総額は1億1,146万円である。この中で1,000万円を超える契約金額のものを次に示している。

(金額単位：千円)

事業名	契約名	予定価格	契約金額	確定委託料	委託先
都市エリア産学官連携促進	染色体工学技術等による生活習慣病予防システムの構築と食品等の開発	なし	50,830	50,830	鳥取大学
	都市エリア産学官連携促進事業	なし	16,177	16,176	鳥取県産業技術センター

この事業は、国からの公募委託事業であり、事業を受託するために機構が鳥取大学、鳥取県産業技術センター、食品製造事業者、境港市及び米子市と共同で研究開発内容を議論し、事業内容及び事業予算を提案したものである。

国に対する事業提案時に研究開発委託先が決まっていた事業であるから予定価格がないのである。随意契約という分類に入れてはいるが、このような委託契約は「事前確定型の随意契約」といえる。

イ 1,000万円以下の委託契約

事前確定型の随意契約は、この2件のほかに9件あり、合計11件の契約金額は1億130万円、機構の委託料総額の75パーセントを占めている。

事前確定型の随意契約以外の契約は14件、契約金額合計は1,016万円、1件当たりの平均金額は72万円であり、100万円以下の委託契約であることから随意契約になっている。

随意契約については、複数の業者からの見積りを取ることにより業者の選定を行っていることを確認した。

2 随意契約（プロポーザル方式）

プロポーザル方式とは、予定価格の範囲内で最高の企画内容を示し、かつ、実行力のある業者を選定する方式のことである。展示会のブースのデザイン企画、施工業者の選定に採用している。

この方式を採用した委託契約は、次の2つであった。

（金額単位：千円）

事業名	委託内容	予定価格	契約金額	確定委託料	委託先
ビジネスパートナー発掘支援	全国専門フェアのブース装飾企画・施工 2件	3,500	3,497	3,497	株式会社JR西日本コミュニケーションズ
とっとり産業技術フェア開催	産業技術フェアの会場企画・施工	1,600	1,594	1,578	株式会社ウエブプラン

全国規模の展示会に出展するには、他都道府県と肩を並べる水準の会場設営が求められる。価格面で競争させるより、その中身で勝負させる方式に納得する。

確定委託料が契約金額を下回っているのは、業務終了後に消耗品の使用実績額の実費精算があるためである。

3 指名競争入札

(1) 指名競争入札とは

指名競争入札とは、資力、能力、信用その他について適切であると認める複数の者を選択により指名し、その特定多数に入札の方法によって競争させ、その中で最も有利な条件を提示したものを契約の相手方とし、その者と契約を締結する方法である。

指名競争入札は入札の参加者が特定されていることから、一般競争入札に比べ不信用・不誠実な業者を排除することができ、その執行手続もより簡単であるが、指名の範囲が一部の者に固定化する傾向があり、談合などによって公正な競争が阻害されるおそれがあるという短所がある。

(2) 機構の指名競争入札内容

平成20年度は1件の指名競争入札が行われた。この契約の内容は機構の建物の清掃業務委託である。その内容を次の表に示している。

（金額単位：千円）

事業名	委託内容	予定価格	契約金額	確定委託料	委託先
施設管理業務	清掃委託 3年契約	6,482	6,395	6,390	株式会社ヤネヤック

機構の建物の天井はガラス張りである。この窓ガラスの清掃について、特殊な技術を必要とするために、以前は随意契約を採用していたが、過去の県の監査において指名競争入札にするよう、また3年の契約にするよう指摘を受けたため、その指摘に従い3年間の委託期間による契約にした経緯がある。

4 一般競争入札

(1) 一般競争入札とは

一般競争入札とは、契約に関する必要な条件を一般に公告し、不特定多数の業者に参加を求め、入札の方法によって競争させて、その中で最低価格入札者と契約を締結する方法である。

一般競争入札は、公正性と機会均等性をもっている方法である。しかし、不信用、不誠実な業者が入札に参加すると、公正な競争が妨げられてしまう可能性がある。また、指名競争入札や随意契約に比べ手続が煩雑で、契約まで比較的時間を要する。さらに、契約に係る経費がより必要になるという短所がある。

(2) 機構の一般競争入札内容

平成 20 年度は 1 件の一般競争入札が行われた。この契約の内容はシステム保守運用管理に係る業務委託契約である。その内容を次の表に示している。

(金額単位：千円)

事業名及び委託内容	予定価格	契約金額	確定委託料	委託先
システム運用に関する保守管理業務	5,760	4,284	4,284	W I Z

この契約は機構のシステム保守運用管理に係る業務委託契約である。この契約は保守管理業務のために職員を機構に週 40 時間以上常駐させることが条件となっている。

システムの保守運用管理ができる業者は多数あるが、この一般競争入札は他に応募者がなく、個人事業者 W I Z との契約が交わされている。W I Z は、いわゆる一人親方の事業者である。

この事業者は機構のシステムの保守管理業務に長く従事し、機構のシステムに精通した者である。それがゆえに他の事業者が入り込めない、事実上の一身専属障壁をつくってしまっていると感じる。機構の予定価格は 576 万円である。技術者 1 人を 1 年間拘束し、システムの保守管理に充てる経費としては低額な価格である。予定価格は業者に示すものではないが、価格面でも他の事業者が入札に参加しない障壁をつくっているものと推察している。

5 公募を採用した契約

この契約は「液晶人材育成プログラム」に係るマネージャー業務委託契約である。機構のホームページで公募を行った。応募した企業が一社のみであったため、入札等を行わず委託先を決定した。この事業が国の補助事業として採択されるための要件として、「公募による契約を採用すること」と規定されていたため、それに合わせる形で公募の手続をとった。実質的には一般競争入札と同様の手続によるものである。

(金額単位：千円)

事業名	委託内容	予定価格	契約金額	確定委託料	委託先
フラット・パネルディスプレイ (PDF) 関連産業人材育成	人材育成プログラムに係るマネージャー委託	9,874	7,185	7,185	シャープ株式会社モバイル液晶事業本部

第 3 意見「一般競争入札には、適正な予定価格の算定が必要である」

一般競争入札による委託業務の受託を受けた事業者は、予定価格より 25 パーセント低い 428 万円で落札している。低く抑えることができたことと喜んではいけない。システムの保守管理に必要なのは、それに向かう知識、技能及び技術だけでなく、長くサービスを提供できる継続性、担当者の傷病時のバックアップ体制である。

この個人事業者は、傷病時に他の事業者に依頼できるようにしているそうであるが、突然の事態に即応できるかは不明である。

形として一般競争入札を行っているから良しとするのではなく、機構はこの一般競争入札に他の事業者が

参加しなかったことを重く受けとめ、適正な予定価格を設定し、他の事業者が入札に参加できるようにしなければならない。機構は予定価格算定の実務経験に乏しいため、必要に応じて県の積算を参考に入札に臨むべきである。機構は、公正な競争社会の中で産業を振興していくという使命を持っているのだから。

第24章 金融機関からの短期借入金

第1 短期借入金の借入状況

機構は、平成20年度中に、金融機関より合計で9億1,160万円の短期借入れを行っている。次にその明細を示している。

(金額単位：千円)

事業名	銀行(略称)	借入日	返済日	借入額	支払利息(円)	利率(%)
中小企業ハイテク設備貸与	合銀	21.3.31	21.4.1	176,155	20,269	2.100
施設管理	合銀	21.3.31	21.4.1	615,000	35,384	2.100
戦略的基盤技術高度化支援	合銀	20.9.25	21.4.23	7,000	95,651	2.375
	合銀	20.11.25	21.4.23	7,200	69,805	2.375
	合銀	20.12.25	21.4.23	17,500	124,094	2.175
	合銀	21.2.25	21.4.27	24,300	81,521	1.975
再生協議会	鳥銀	20.8.12	21.4.30	23,600	402,331	2.375
地域資源活用型研究開発	合銀	20.12.25	21.4.27	12,400	91,624	2.175
	合銀	21.2.25	21.4.27	9,800	32,876	1.975
工業高校実践教育	合銀	20.10.15	21.4.27	8,650	109,754	2.375
高専等活用中小企業人材育成	合銀	20.10.15	21.4.27	10,000	126,883	2.375
合計				911,605	1,190,192	

平成20年度は、7事業、11口の短期借入れを行っている。最も大きな借入れは施設管理事業にかかる借入れ6億1,500万円である。中小企業ハイテク設備貸与事業にかかる借入れは1億7,615万円である。事業別では、戦略的基盤技術高度化支援事業に係る借入れが4口、5,600万円、地域資源活用型研究開発事業に係る借入れが2口、2,220万円である。利率については借入時期により異なるが、1.975パーセントから2.375パーセントの間の利率となっている。

第2 金融機関からの1日の借入金

短期借入金のうち、中小企業ハイテク設備貸与事業と施設管理事業の借入金は、年度末に金融機関から借入れをし、翌日に返済した借入金である。

1日だけ金融機関から借入れする理由は、県及び鳥取市からの年度始めに借り入れた短期借入金を年度末に返済しなければならないためである。年度末の返済資金を金融機関から借入れ、翌年度初めに県及び鳥取市から再度借入れすることにより金融機関に返済することを継続している。

第3 期中の事業資金不足による金融機関からの短期借入金

中小企業ハイテク設備貸与事業と施設管理事業の借入金以外の借入金は、委託事業に係る借入金である。借入理由は、委託金収益の入金が翌年度になるからである。委託事業においては、事業終了後、実績報告書を提出し、審査を経てからの入金となるので、翌年度に入金が行われることとなる。その間の経費は機構が自己負担により支弁する必要がある。これらの経費を賄うためのつなぎ資金として金融機関から借入れをする必要があるのである。

これらの借入金については、他会計からの借入れ等を行うことにより外部からの借入金額を抑えることができたのではないかと考える。

預金の入出金管理と資金繰りはそれぞれの会計ごとに行っているが、機構全体の資金繰りを総合的にとらえることにより、他会計の余剰資金を不足する事業に回すことができると考えている。そうすることにより、

金融機関に支払う利息の節減にもつながる。

第4 意見 「県との短期借入金は長期契約に変更することを検討すべきである」

中小企業ハイテク設備貸与事業の県からの短期借入金と施設管理事業における県及び鳥取市からの短期借入金は、年度当初を借入日として年度末を返済期日とする契約を継続している。この資金は年度末に民間金融機関からの借入金で返済し、翌事業年度始めに県及び鳥取市（施設管理事業は鳥取市も借入先になる）からの借入金により金融機関に返済している。

このようなことをする理由は、これら2つの事業は収益の見通しが難しいため安定した返済財源の確保ができず、長期約定返済を取り決められないことにある。しかし、2つの事業は長期性の資金が不可欠な事業である。

2つの事業の収益が安定していないことは理解しているが、民間における通常の金銭消費貸借契約では、「ある時払い」の返済は許されることではない。民間人が賃貸住宅を建設し多額の借入金を実行すると、取り交わした返済予定表どおりに返済を履行しなければならない。

「ある時払い」の資金貸借は避けなければならない。この方式の資金貸借では事業運営に緊張感が生み出せないからである。「お金がなければ、県がなんとかしてくれる。」気持ちを醸成することにもなる。

それと金融機関からわずか1日の借入に収入印紙代30万円と利息5万円を支出していることはもったいないことである。

県と機構との間における短期借入金契約を長期借入金契約へ変更することを検討すべきである。